

平成25年度租研会員の税制改正意見集

平成 24 年 10 月

公益社団法人 日本租税研究協会

は し が き

本冊子は、本年7～8月に、(公社)日本租税研究協会における会員各位の平成25年度の税制改正に向けて、各会員から寄せられた意見・要望を集約したものです。

これは、租研事務局において各意見・要望を項目別に分類したものであり、同じ項目について異なる意見や相反する意見が含まれておりますが、会員各位の意見・要望を、基本的に全てそのまま掲載してあります。

なお、平成25年度税制改正に向けての(公社)日本租税研究協会としての意見については平成24年9月10日に「税制改正に関する租研意見」を既に表明しております。

平成24年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

目 次

国税の部

I 法 人 税

1. 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ	1
(2) 受取配当等の益金不算入	3
(3) 有価証券の期末評価方法	5
(4) 減価償却資産の償却等	5
(5) 資産の評価損	8
(6) 役員の給与等	9
(7) 寄付金	9
(8) 貸倒損失	10
(9) 引当金	10
(10) 欠損金	12
(11) リース資産の償却等	15
(12) 租税法規定と会計基準の乖離調整	15
(13) 特別法人税の廃止	17
(14) その他	19

2. 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備	21
(2) 適用対象子会社の範囲	22
(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和	23
(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価	23
(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備	24
(6) 申告・納付期限の延長	24
(7) 連結納税グループからの離脱	24

3. グループ法人税制

(1) 特定支配関係の判定	25
(2) その他	25

4. 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和	25
(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備	27
(3) 国際的組織再編税制の整備	28

5. 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 試験研究費の特別控除	29
(2) エネルギー需給構造改革促進税制・グリーン投資税制	33
(3) 交際費の損金算入	34
(4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化	35
(5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止	35
(6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例	35
(7) 海外投資等損失準備金の特例措置	37
(8) 地震・災害対策の特別措置	37
(9) その他	39

6. 国際課税関連

(1) 移転価格課税	39
(2) 外国税額控除制度	43
(3) 外国子会社所得合算税制	45
(4) 外国子会社配当益金不算入	50
(5) 租税条約	52
(6) その他	55

Ⅱ 所得税

1. 所得税法

(1) 所得税制度全般	57
(2) 給与所得関係	57
(3) 所得控除	58
(4) 源泉所得税	60
(5) 支払調書等の提出義務	61
(6) その他	63

2. 租税特別措置法（所得税関連）

(1) 金融所得課税の一体化	63
(2) 公社債市場の活性化に向けた税制措置	65
(3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置	67
(4) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)の拡充・簡素化	68
(5) 投資信託等に係る税制措置	69
(6) 居住用財産の買換特例	70
(7) その他	71

3. 確定拠出年金税制の見直し

Ⅲ 相続税・贈与税

(1) 相続税の基礎控除の見直し	73
(2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持	73
(3) 株式及び株式投資信託の相続・贈与	74

(4) 教育資金形成の支援に係る税制措置	74
----------------------	----

IV 消費税

(1) 消費税制度全般	76
(2) 仕入税額控除	78
(3) 貸倒れに係る消費税額の控除等の拡充	81
(4) 申告・納付期限の延長	81
(5) その他	82

V その他の国税

(1) 印紙税	84
(2) 登録免許税	85

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し	87
(2) 地方税制度の簡素化	87
(3) 税率の引き下げ	87
(4) 法定外税	87
(5) 連結納税制度	88
(6) その他	88

II 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化	89
(2) 外形標準課税の廃止	89
(3) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化	90
(4) 外形標準課税における課税標準の見直し	91
(5) 法人住民税額の計算	93

III 事業所税

(1) 事業所税の廃止	94
(2) 課税標準の見直し	94
(3) みなし共同課税の廃止	94

IV 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止	96
(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一	98
(3) 固定資産税の負担の軽減	99
(4) その他	101

V 不動産取得税・特別土地保有税・都市計画税・軽油取引税

(1) 不動産取得税	103
(2) 特別土地保有税不動産取得税	104
(3) 都市計画税	104
(4) 軽油取引税	105

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し	107
(2) 環境負担削減へのインセンティブ	107

II 自動車・船舶税制

(1) 自動車重量税及び自動車取得税の廃止	109
(2) 自動車税のグリーン化の拡充	109
(3) トン数標準税制の外国籍船への適用をさらなる拡充	109

III 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化	110
(2) 更正の請求期間の延長	110
(3) 電子申告・納税システム	110
(4) マイナンバー制度の導入	111

国税の部

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ

【理 由】

- ・ 欧州・アジア諸外国との税率格差を是正し、研究開発税制等の真に有効な政策的措置と合わせ、日本企業の国際競争力を確保する。
- ・ 日本企業の国際競争力復活、震災復興のためには、税率引き下げが最低条件である。
- ・ H24.4.1より法人実効税率が5%引下げられたものの、法人税率の引下げ競争が進む諸外国に比べて我が国の法人実効税率は未だ高い状況にあるため、わが国企業の国際競争力強化・対内直接投資の促進等の観点から、法人実効税率の引下げを要望する。
- ・ 我が国の国際競争力を高めるため、また、海外からの直接投資を引き出すためにも、法人実効税率の更なる引き下げを要望する。
- ・ 税理士法人等のレポートを見ると世界の平均法人税率（実効税率）は25%程度であり、アジア各国になるとさらに25%を下回っており、研究開発の税額控除を加味しても日本の法人税率の高さは際立っている。更なる税率引き下げが多く、多くの国で検討されており日本の税率はより際立つことになる。この状態では、国内企業の海外製造は加速し、国外企業の進出も期待することは困難である。

国内での雇用を創出するためにも、国内企業の国内製造の維持・拡大や国外企業の誘致を促進することが不可欠であり、早急に法人実効税率を15%以上引下げることが必要である。アジア各国に比較すると、日本政府の対応は非常に遅いので、迅速に政策を打ち出すことも必要である。

- ・ 我が国企業の実際の法人課税負担は、依然として国際的に高水準であり、その要因として法人実効税率の高さが指摘されている。法人実効税率については、平成23年度税制改正で5%の引下げが実施されたが、早期に主要国並みの30%に、またその後もさらにアジア諸国と均衡する水準、すなわち25%まで引下げていただきたい。なお、課税負担の軽減効果が減殺されないように、税率引下げの財源確保を理由とする課税ベースの拡大については、行わないようにしていただきたい。
- ・ 税収に占める法人負担の割合をみると、我が国の法人負担割合は諸外国と比し高く、また競争企業の成長が著しい中国、韓国等のアジア諸国との格差は依然として大きい。国際的なイコールフットイング確保の観点から、法人の所得に対する税率の引き下げが不可欠である。
- ・ アジア諸国と比べて未だに高い実効税率にあること及び財源措置としての課税ベースの拡大は、法人税率の引下げ効果を減殺するため。
- ・ わが国の法人実効税率は約35%に引下げられたものの、諸外国に比べ依然として高水準にとどまっている。一方わが国とともに世界で最も法人実効税率が高いとされていた米国においても大幅な法人税率引下げの動きが出てきている。こうした状況を踏まえ、法人実効税率を高止まりさせている地方法人二税のあり方についても見直し、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準である20%台も踏まえ、少なくとも欧州並みの30%を目途とした引下げを早急に実現する必要がある。その際、わが国において深刻化している産業空洞化を未然に防止するという観点から、復興増税期間終了後の平成27年度にすみやかに実効税率の引下げを実現できるよう、ただちに法人課税のあり方に関する検討に着手し、道筋を示すべきである。
- ・ 日本の立地競争力を高めるため、また企業の投資意欲向上のためにも、主要国並（25%程度）の水準への早期引下げを要望する。

- ・ 税制改正により法人税率の5%引下げ（約40%→35%）が行われたものの、世界各国の実効税率（OECD諸国26%、アジア諸国24%）と比べると未だ高い水準にある。産業の国際競争力の低下や企業の海外流出を防ぐためにもアジア諸国と均衡する水準、すなわち25%程度まで速やかに引き下げをすべきと考える。
- ・ 競合するアジア諸国や欧州各国との比較において依然高水準にある我が国の法人実効税率につき、国際競争力確保のためにさらなる引下げを要望する。
- ・ 法人実効税率については、近年世界各国で税率が次々と引き下げられる中、我が国の税率は高水準のままで、その差は益々広がる傾向にある。平成24年度税制改正では、実行税率の5%引下げがなされたが、グローバル市場での激しい競争に晒される企業にとって、アジア諸国や欧州との法人実効税率の差は、未だに大きなハンディキャップとなっている。又、英国に代表されるように、主要国においても実効税率の引下げに向けた取組みがみられる中、我が国企業の国際競争力の強化を図るためにも、引き続き実行税率について20%台前半までの引下げを推進頂く様要望する。（英国の実効税率の推移：現在は24%であり、2013年4月より23%、2014年4月より22%に引き下げられる予定）尚、法人実効税率引下げにあたっては、その効果を最大限に発揮する為にも、課税ベースの拡大とならぬ様要望する。
- ・ わが国の法人実行税率は震災からの復興特別税を除けば、昨年度△5%引下げされ、約35%となったが、依然として国際的な20～30%の水準と比べて突出している。ヨーロッパやアジアの国々では引き続き法人実行税率の引下げを実行している国があり、また、日本と同じく世界最高水準であった米国でも大幅な法人実効税率の引き下げの動きが出ていることから、我が国企業の国際競争力を高め、製造業の国内立地を維持するとともに、国内雇用を確保するためには、法人実効税率の更なる引下げが不可欠である。
震災復興期間終了後、少なくとも欧米なみの実効税率30%まで直ちに引下げできるよう、法人税だけでなく、地方法人二税のあり方も含めた検討を行い、具体的な道筋を示すべきである。
- ・ 我が国の法人実効税率は38.01%と20%台が中心のアジア諸国と比較すると10%以上も乖離が生じている。このまま諸外国と比べて高い法人実効税率が続けば、日本国内における企業活動の維持・強化が困難となり、空洞化懸念が更に高まることになるため、実効税率の速やかな引下げが必要である。
また、地方法人特別税は「偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの措置」とされており、消費税引き上げにより偏在性が是正されるタイミングで廃止すべき。
簡素化の実現のために、法人住民税、法人事業税の廃止あるいは徹底した合理化を進めるべき。
- ・ 日本企業の国際競争力を向上させるためには、更なる引き下げが必要となる。
- ・ 近年、世界各国は自国への対内投資を拡大しようとして法人税率の引き下げ競争を行い、世界規模で法人所得課税の実効税率が低下（2011年世界平均で22.96%、OECD平均で25.62%）しているところ、我が国の実効税率については、先進国の中で米国と並んで最も高い水準にある。内外企業の我が国における投資促進と日本に立地している企業の国際競争力強化を継続的にはかるべきである。
- ・ 実効税率を高止まりさせている地方法人二税のあり方についても見直し、近隣アジア諸国の水準（20%台）も踏まえ、少なくとも欧州並みの30%を目途とした更なる引下げを早急に実現すべき。
復興増税期間終了後の平成27年度に、すみやかに実効税率引下げを実現できるよう、ただちに法人課税のあり方の検討に着手し、道筋を示すべき。
- ・ 税収に占める法人負担の割合をみると我が国の法人負担割合は諸外国と比して大きい。また、23年度改正により税率が引き下げられたとはいえ、アジア諸国等との税率の差は依然として大きい。国際的な競争力の確保、及びそれによる国内法人の所得の増加を企図した、法人税率のより一層の引下げが望ましい。
- ・ 経済のボーダーレス化が進む中で、我が国の法人税率の実効税率が高いことが、国際競争力の低下をまねていると思慮されるため。
- ・ 中長期的なイコールフットイング（特に競合相手となるアジア諸国）の観点からもさらに実効税率を引き下げ現在の国際水準である25%に近づける必要がある。
韓国・台湾等と比べてキャッシュフローが大きく異なり、また、米国・英国の法人税率引下げの動きもあり、国際競争力の維持・強化を図るには、国際水準までの引下げが必要である。
- ・ 日本の法人実効税率は、23年度税制改正により5%引き下げられ35%となったが、いまだ諸外国に比べ高い水準にあるので、EU諸国、アジア諸国の25%程度まで引き下げをすべきである。その際、課税ベース拡大を伴わない実質的な実効税率の引き下げを要望する。また地方法人特別税を廃止すべきである。このままで

は国内産業の空洞化を促進し、日本だけが国際的に取り残される状況にある。法人税には、現在東日本大震災の復興財源手当の一つとして、復興特別法人税が3年間時限的に付加されており、実効税率は38%となっている。速やかに実効税率本体のさらなる引き下げの検討に着手し、付加税措置が終了すると同時に、法人実効税率本体をさらに引き下げるべきである。なお、地域間の税源偏在を是正するため、地方法人特別税が税の抜本改革までの期間の暫定措置として設けられている。社会保障と税の一体改革の成立により、地域間の税源偏在が是正された際には、地方法人特別税は廃止すべきであり、この機会を捉え法人実効税率をさらに引き下げるべきである。

また、実効税率の引き下げに伴う税収中立を前提とした課税ベース拡大（23年度改正における欠損金控除前所得の80%制限、250%定率法から200%定率法への引下げなど）は、企業の実質負担率引き上げにつながる。（注）日本と同様40%と高税率である米国も、25%程度に引き下げる方向で動いているとされている。

- ・ 国と地方を合わせた我が国の法人実効税率は、平成23年度税制改正において引き下げられたものの、なお諸外国と比べて高水準である。国際競争がますます激化する中で、国際競争力を維持、強化し、国内の産業空洞化を防ぐために、法人実効税率の引下げは、非常に有効である。ついては、是非とも引き下げていただきたい。
- ・ 法人実効税率については、近年、世界各国で税率が次々と引き下げられる中、わが国の税率は高水準のままで、その差はますます広がる傾向にある。平成24年度税制改正では、実効税率の5%引下げが実行されたが、グローバル市場での激しい競争に晒される企業にとって、欧州やアジア諸国との法人実効税率の差は、未だに大きなハンディキャップとなっている。また英国に代表されるように、主要国においても実効税率の引き下げに向けた取組みが見られる中、わが国企業の国際競争力の強化を図るためにも、引き続き実効税率について20%台前半までの引き下げを推進いただくよう要望する。

【英国の実効税率の推移】

現在は24%であり、2013年4月より23%、2014年4月より22%に引き下げられる予定。

なお、法人実効税率引き下げにあたっては、その効果を最大限に発揮するためにも、課税ベースの拡大とならぬよう要望する。法人実効税率の引き下げにより、わが国企業の国際競争力の強化、国内への投資を促進することによる雇用の確保、海外からの直接投資を促進する効果等により、わが国の景気回復に繋がることが期待される。

(2) 受取配当等の益金不算入

①連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係る受取配当等に対する益金不算入割合の引き上げ

【理 由】

- ・ 連結納税制度導入による税収減を補填するための措置として、関係法人株式等以外の株式等（出資比率25%未満）に係る受取配当等に対する益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。国内における法人間の二重課税の幅を大きくするものであり、再度の引き上げを要望する。二重課税を完全に排除するためには、100%益金不算入が望まれる。

株式配当はすでに配当済みであるから、受取配当に対する課税は二重課税であり、認められるべきではない。

- ・ 関係法人以外の法人に係る受取配当については、二重課税防止の観点から全額益金不算入とし、また、関係法人及び関係法人以外の法人の受取配当に係る負債利子控除を撤廃すべきである。
- ・ 現状の制度では連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式にかかる配当等の50%は二重課税となっている。二重課税を排除し、また国際競争力を高めるため、益金不算入割合を100%とすることを要望する。
- ・ 受取配当に対する課税は二重課税であるので、制度の改正をお願いしたい。
- ・ 法人が受け取る株式等の配当金（受取配当）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられている。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されている。

しかしながら、平成14年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。

本制度の縮減は、二重課税の取扱いをさらに拡大するもので、税理論に反した課税強化であり、このような課税強化は、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからぬマイナスの影響を与えているものと思われる。

特に、機関投資家としての一面を持ち株式を多く保有している損害保険業界においては、二重課税による負担が会社業績に大きな影響を与えている。その上、損害保険業界は厳しい国際競争にさらされており、諸外国に比して不利な取り扱いとならないように、早期に制度を見直して頂きたいと考える。

二重課税の排除と事務負担の軽減のため。

- ・ 法人が受け取る配当について、持分の割合等によって益金不算入割合が制限され、また受取配当から負債利子が控除される等、二重課税排除が徹底されていない。

企業が競争力強化に向けた事業再編に取り組むなか、法人間の配当課税については、課税済み所得の分配に対する課税であり、二重課税排除の観点から全額益金不算入の原則を徹底するよう速やかに見直すべきである。

- ・ 二重課税の排除という本来の制度目的が果たされていない。
- ・ 関係法人株式等以外の株式等にかかる配当等の50%は二重課税となっている。二重課税排除の趣旨に沿って、持分割合に係わず、全額益金不算入とすることを要望する。

また、外国子会社配当についても、国内への利益還流を促すため、100%益金不算入とすることを要望する。

- ・ 二重課税防止の観点から、受取配当金の益金不算入割合を100%とすること。
- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、持株割合に係らず全額益金不算入とすべきである。
- ・ 完全子法人株式、関係法人株式いずれにも該当しない株式からの配当に係る益金不算入割合を現行の50%から引き上げ、100%益金不算入とすること。法人が所有する株式等に係る受取配当等は既に利益の配当等を行う法人において法人税が課税されており、同一所得に対する二重課税の排除を徹底するため。今なお、アメリカ・完全子法人株式、関係法人株式いずれにも該当しない株式からの配当に係る益金不算入割合を現行の50%から引き上げ、100%益金不算入とすること。イギリス・ドイツなどの主要国（70～100%）と比較して劣後しており、イギリス並みの100%益金不算入の導入を図るべきであると考え。
- ・ 受取配当金について、全額益金不算入としてほしい。また、負債利子控除について、外国子会社配当益金不算入のように定率控除としてほしい。受取配当金については、課税済み利益に対する二重課税となっている。事務効率化のため、負債利子控除を定率計算としてほしい。
- ・ 二重課税の防止のため。
- ・ その他株式における受取配当金の益金不算入割合を100%とする。

負債利子が少額の場合には負債利子控除を免除し、簡素化を図るべき。

- ・ 配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、本来二重課税排除の観点から全額益金不算入とすべきである。不算入割合50%は、連結納税制度創設に伴う財源措置として80%から引き下げられたものであり、他制度の創設に伴う財源不足を補うために、安易に受取配当に財源を求めるべきではない。

二重課税排除の観点から、連結法人株式等及び関係法人株式等以外からの受取配当についての50%縮減措置を廃止していただきたい。

- ・ 現行の制度においては、国内受取配当金に関して、その他株式に係る配当等の50%は、課税済みの利益に再度課税される二重課税の状態となっている。本来、受取配当金の益金不算入制度は、二重課税を排除するための制度であり、持分割合に関係なく全額を益金不算入とするよう、制度の見直しを要望する。
- ・ 法人間の受取配当金の益金不算入割合が50%であることは、二重課税排除の観点から不合理である。

②負債利子控除の撤廃・簡素化等

【理 由】

- ・ 通常の事業会社は株式保有を目的に資金調達をしていることはありえないので、運転資金や本業の設備資金に対する借入や社債の支払利息までが負債利子控除の計算に含まれるとした平成14年度の改正は、非常に不合理な制度である。
- ・ 現行の負債利子の計算は、株式等を取得する目的ではないことが明らかな借入金等に係る負債利子まで含めることとなっている。これら借入金等に係る負債利子については、借入目的の疎明を前提として、控除す

る負債利子に含めないように改正すべき。

また、金融機関は、資金の貸借による利ざやを獲得することを業としていることから、このような業態の特殊性を勘案した負債利子の算定方法、例えば外形標準事業税の純支払利息のように、受取利息と支払利息をネットするといった算定方法の創設を要望する。

- ・ 負債利子の計算は、繰延ヘッジ処理による損益の額のうち、支払利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算する規定となっているが、金融業においては法の趣旨に応じた特例（資産負債ネット算入等）を設けていただきたい。金融機関の行うデリバティブ取引は、個別の負債のヘッジに対してよりもむしろALM全体のコントロールのために行うものであり、現状の規定では両建になっているヘッジ取引の負債スワップのみを算入するなど、所得計算上、弊害が大きくなってきているため。
- ・ 受取配当に係る負債利子控除については、特定利子制度を復活し、特定利子については負債利子に含めないようにすべきである。

（注）特定利子：

- ①社債の利子<社債発行差金を含む>
- ②金融機関及び国等から借入金でその返済期間が3年以上のものにかかる利子
- ③商品の販売等の対価として受け取った手形の割引料
- ・ 負債利子控除計算について、負債利子中の特定利子の控除制度の復活を要望する。
- ・ 特定利子は株式等の取得のために要する支払利子ではないため、措置の廃止は不合理である。

（3）有価証券の期末評価方法

有価証券の期末評価方法について、利息法による償却原価法を認めること

【理 由】

- ・ 国際会計基準を強制適用される法人は有価証券の償却原価法について利息法が適用されることになる。一方税務上は定額法しか認められないため、会計上、税法と同じく償却原価法を採用していた上場企業にとっては利息法への変更と共に財税差の集計管理も併せて対応しなければならなくなるため、有価証券の保有種類、保有量の大きな銀行にとっては膨大なシステム対応コストや実務負担が増加することになる。

（4）減価償却資産の償却等

①損金経理要件の撤廃

【理 由】

- ・ 損金経理要件が無くとも課税上の弊害が生ずるとは思われず、当該要件によって納税者は非常に煩雑な申告調整実務を強いられている。今後国際会計基準（IFRS）導入により、更なる会計と税務の乖離が進むことが予想され、実務対応が極めて困難となるため、撤廃を要望する。
- ・ 国際的な企業会計基準と同様に、日本の会計基準も純会計的な方向へ進みつつある。今後は国際的に孤立しないためにも更にその方向で進むであろう。減価償却費に関する税制改正が行われても、損金経理要件がある限りはその効果は実効性を伴ったものとはならない。（仮に税制改正により法定耐用年数の短縮が行われても、会計上の使用見積年数に違いは無い。従って損金経理できる金額に違いは無く、税制改正の効果は出ない。）いつまでも会計に縛られていては会計と税が分離している国の企業と互角に競争していくことが困難である。
- ・ IFRSにおいて会計基準の見直しが進み、会計と税務の乖離が大きくなりつつある昨今の現状を考慮すると、会計処理を税務処理の要件とすることは、税務メリットを志向する企業にとって投資意欲を減退させる一因となっているため、損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 減価償却に関する損金経理要件を撤廃すること。
- ・ 連結先行の考えに基づいて国際会計基準とのコンバージョンが進められていますが、国際的要請は連結のみが対象になっている。我が国の会計においては、連単分離を図り、単体について日本基準を堅持することにより、会計基準変更による税への影響を回避すべきである。一方で、コンバージェンスにより会計基準と

法人税法の乖離は益々拡大すると予想されており、会計基準の変更が課税ベースの拡大に繋がる可能性が危惧される。具体的には、減価償却費の損金経理要件の廃止等がある。

- ・ IFRS導入に伴い固定資産の減価償却計算は、税務と会計のかい離が大きくなると予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃していただきたい。
- ・ 税制改正の繰り返しにより実務が煩雑であり、会計上の減価償却との差がますます広がっている。会計上の償却費が税法上の償却費より小額であるケースも多く、税制改正の本来目的を達成していない。
- ・ 企業会計に関する規定が複雑化し、IFRSを中心として国際的な調和化が図られる現状においては、税務上の損金算入限度額について会計上の損金経理額を上限とする規制は、企業にとって過重な負担を強いる可能性があるため、撤廃して欲しい。
- ・ IFRSの導入も見据えて、減価償却方法を定率法から定額法に変更する企業が増えてきており、損金経理要件の取扱いに早く方向性を出すべきと考える。固定資産を費用化するための減価償却の考えは、連結と単体に差はないと考えられるので、連結（IFRS）が定額法であれば、単体が日本基準であっても会計上は定額法となる。会計上、計上された減価償却費には損金経理要件が付けられ、税法上の減価償却限度額までしか損金算入が認められていないことから、損金経理要件を早期に廃止すべきである。
- ・ 現行法基通7-5-2（申告調整による償却費の損金算入）において、資産を事業供用した事業年度の確定申告書又は修正申告書（更正・決定を予知しない場合に限る）に添付した明細によることを求めている。この明細添付について、全ての修正申告書又は更正請求書も含むようにしてほしい。現行ルールでは、税務調査において無償取得の指摘を受けた減価償却資産について、損金経理の機会を与えられないこととなる。これは当初申告要件に準ずる取扱いと考えられるが、法令において当初申告要件が緩和されたのにあわせて、本通達も変更することが適当であると考えられる。

②少額減価償却資産の損金算入制度の拡充・限度額の引き上げ

【理 由】

- ・ IT機器の増加、設備の高額化・件数増等を考慮し、少額減価償却資産の損金算入限度額を30万円に引き上げすべきである。
- ・ 現在、10万円以上の減価償却資産を取得した場合には、資産計上して毎期減価償却を行なうこととなっているが、300万円の上限撤廃の上、この基準を30万円まで引き上げることを要望する。中小企業等については、すでに（暫定的ではあるが）30万円未満の減価償却資産は一時償却可能となっている。事務の簡素化のため（中小企業以外の企業なら尚更）、法人全てについて、基準を引き上げるべきである。
- ・ 税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、取得価額30万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入とすることを要望する。
- ・ 少額減価償却資産の損金算入限度額につき、簡素化の観点から現行の100千円未満を300千円（少なくとも200千円）未満へ引き上げること。
- ・ 地域経済や雇用を支える中小企業の活力維持のため、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を延長していただきたい。
- ・ 経済実態ならびに事務処理簡素化の観点から、少額減価償却資産の損金算入限度額を10万円未満から、30万円未満に引き上げていただくよう要望する。また、ソフトウェアについては損金算入限度額100万円未満に引き上げていただくよう要望する。

企業の情報機器導入の増加によって課税対象件数が増え、企業の管理コストが膨らむ要因となっているが、本件の見直しにより企業の管理コストの軽減が図られる。また、本件により少額設備の更新需要を喚起することで投資の拡大効果が期待される。

③一括償却資産の損金算入制度の廃止

【理 由】

- ・ 平成19年度の抜本的見直し等があったが、10万円以上20万円未満の減価償却資産については、中小企業の少額減価資産の損金算入の特例制度を除き、一括損金算入は認められず、3年間で損金算入している。昨今の税務上の減価償却制度見直しの動向及び事務処理の簡便化を勘案し、一括償却資産の制度の廃止と一括損

金化を要望する。

- ・ 一括償却資産については企業会計上は費用として処理されております。税務申告で加算処理が必要となっております。会計処理と整合性を持つことにより会計と税務の乖離の低減に結びつきます。一括償却資産の損金算入規定を廃止して、少額かどうかの判定を20万円未満としていただきたい。
- ・ 一括償却資産の3年償却制度を廃止することを要望する。
- ・ 取得価額が20万円未満のものであり、少額減価償却資産として損金算入を認めるべきである。また、税務固有の取り扱いであり、事務負担が大きい。

④ソフトウェアの償却期間の短縮

【理 由】

- ・ 急速な技術革新によるソフトウェアの短命化は著しく、経済実態に合わせた見直しが必要。自社利用ソフトの耐用年数を3年に短縮していただきたい。またソフトウェアの少額減価償却資産の損金算入限度額を100万円に引き上げていただきたい。
- ・ 研究開発費は発生時に全額損金処理することを認め、特に企業会計と税務会計の乖離が甚だしく納税実務に多大な負担がかかっている研究開発用資産および自社利用ソフトウェア開発費については新会計基準の会計処理に合わせ即時償却を可能とすること。

⑤電話加入権の損金算入

【理 由】

- ・ 電話加入権の実勢相場は下落傾向にあり、将来の電話加入権の廃止の方向を踏まえ、現在は減価償却資産に該当しない電話加入権を損金算入できるように要請する。
- ・ 資産性がなくなっている実態に即し、一時損金算入を認めるよう要望したい。
- ・ 税法上、固定電話の電話加入権（施設設置負担金）は非減価償却資産とされている。電話加入権（施設設置負担金）そのものの価値が薄れ、その廃止が検討されている現状において、税務上で損金算入を認めていただけるよう要望する。現実には資産価値の失われた電話加入権を資産として持ち続けるのは不健全であり、損金算入を認めることにより財務の健全化を図ることができる。
- ・ 電話加入権については、譲渡が認められており、市場が形成されているという理由から、資産性があるものとして減価償却ができないとされている。しかしながら、昨今、市場における一般電話加入権の売買価格も低下し、資産性が薄れていると言われている。したがって、取得価額10万円未満の少額資産と同様、一時の損金算入を要望する。

⑥IFRS導入による減価償却資産の初度適用の際に生ずる償却費戻し益（剰余金修正）の課税所得からの排除

【理 由】

- ・ IFRS導入により、減価償却資産の初度適用を行うと、過去の償却費の戻し益が剰余金修正により入り、その後IFRS基準に基づき償却されていく。過去の償却費の戻し益について、導入時の課税所得に反映されないよう措置されることを要望する。極めて困難となるため、撤廃を要望する。

⑦定率法償却率の見直し

【理 由】

- ・ 法人税率の引下げの財源確保の為の課税ベースの拡大手段として、平成24年度より減価償却資産の定率法償却率が変更（現行定額法償却率の250%を200%に引下げ）されたが、国際競争力の低下や企業の海外流出防止という観点で、法人税率引下げ効果を減殺するものであり、再度見直すことを要望する。
- ・ 国際的競争力を維持し強化するために設備投資は早期に償却を行う必要があるため、定率法の償却限度額について250%定率法を復活してほしい。

⑧減価償却資産の資産分類の簡素化

【理 由】

- ・ 平成20年度改正で機械装置の資産区分の大括り化が実施され、大きな効果を得た。建物についても同様の改正をお願いしたい。
- ・ 平成20年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化・明確化が図られたが、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、簡素化を図っていただくよう要望する。また、機械装置において、耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」等）には、その他のものとして長い耐用年数が適用されるものがあるため、見直しを図り明確化していただくよう要望する。事業の実態に合わせた耐用年数の見直しと簡素化・明確化により、企業の管理コストの軽減と適切な運用の推進を図ることができる。

⑨税法固有の繰延資産の廃止

【理 由】

- ・ 税法上の繰延資産の範囲については、法令等において具体的に示されている公共的施設の負担金等の他、「自己が便益を受けるために支出する費用で、支出の効果が1年以上に及ぶもの」という包括的な概念規定が設けられている。このため、どのような支出が税法上の繰延資産であるかの判別が困難であるとともに、償却期間となる「支出の効果が及ぶ期間」の判定も容易ではない。この規定の解釈の違いによる課税の問題も生じることから税法固有の繰延資産は縮減・廃止するべきである。

(5) 資産の評価損

①有価証券の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理 由】

- ・ 非上場有価証券の評価損については、時価評価の方法や企業支配対価の算定などについての通達の解釈が明確でなく、また50%基準が厳格なため、納税者が多大な課税リスクを負っている。企業会計と同様な基準で計上（50%ではなく30%基準）出来るよう、税務要件の緩和をお願いしたい。
- ・ 発行法人の資産状態が著しく悪化したとき、その企業支配対価の部分について評価損を認めて頂きたい。株式取得時（企業買収時）には資産／負債の時価査定、将来の収益見通し、シナジー効果等を考慮し交渉により最終的な価額が形成されるので、企業支配対価という概念は存在しないのではないのでしょうか。また、存在するとしても明確に区分することが不可能ではないのでしょうか。株式取得時に通常取引価額より高額部分を寄附金認定回避目的から企業支配対価としたと聞いていますが、明確に区分可能であるとしても評価損計上自体が企業経営不振の結果であり、支配を継続しているからと言って価値に変動がないものなのでしょうか。
- ・ 有価証券評価損の企業会計と税務会計の乖離について、実務の煩雑さを解消する観点から税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること。また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること。
- ・ 有価証券の減損損失について、会計上減損実施後株価が回復した部分について損失計上を認めないこととされているが、翌期以降、再度株価が下落した部分について損金算入を容認してほしい。会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため。

②固定資産の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理 由】

- ・ 固定資産の減損損失について公正妥当な経理処理として会計上容認されたものについて、法人税法上も損金算入を容認してほしい。会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため。

(6) 役員の給与等

損金算入要件の緩和

【理 由】

- ・ 会計上で役員給与の費用処理が強制された背景（役員給与も役員報酬と同様に職務執行の対価）も踏まえ、税務上も役員給与（給与に相当する部分）の損金算入要件の緩和を要望する。少なくとも上場会社において株主総会決議を経て支給される役員給与については支給金額の客観性も担保されていると考えられるため、損金算入要件の大幅な緩和を要望する。
- ・ いわゆる役員給与については、平成18年度税制改正で税務上も損金算入が可能となったが、「利益連動給与」「事前確定届出給与」とも適用要件が厳しく、制度導入を見送る企業が多いのが現状である。企業が制度を有効活用できるように、損金算入の要件を緩和していただくよう要望する。適用要件の緩和等により、企業の実情にあった運営が行える。
- ・ 役員への給与については、定期同額給与、事前確定届出給与又は利益連動給与のいずれにも該当しない場合にはその全額が損金不算入とされる。この制度の趣旨は法人の利益を恣意的に変動させ、法人税の負担を不当に減少することを防止することであると解されるが、社会通念上相当と認められる役員給与は役務提供の対価であることから損金算入を認めるべきである。
- ・ 上記の改正がなされない場合においては、以下の点について改正の検討を望む。
 - ①法令が実務を反映した内容でないため、多くの通達やQ&Aが出されており、制度がより複雑なものになっている。特にQ&Aにより、損金算入のための新たな要件が付加されているようにも思われる部分もあることから、法令の抜本的な改正が望まれる。
 - ②実務上、日割りで役員給与が払われることがある（例：6月25日から6月30日までなど）が、この場合の定期同額給与の考え方が不明確である。
 - ③使用人兼務役員に関する規定の見直しを望む。たとえば、金融業界においては、個人ごとにボーナスの額が異なることは当然であり、比較使用人を用いて算定する方法には限界がある。
- ・ 法人税基本通達9-2-46は、下記二要件を満たさない場合は、法人税法34条の定期同額給与、事前確定届出給与に該当せず、損金の額に算入されないことを想定していると考えられる。しかし、法人税法34条の条文上は、(国税庁の通達解説に示されたような)「あらかじめ定められたところに従って支給される」ことや「株主総会等での決議」を要件とはしていない。法人税基本通達9-2-46は、法人税法34条を適用して損金の額に算入される場合の例示としての形式基準を掲げたものでしかなく、これらの要件に該当しないものでも、ただちに損金不算入とすべきものではないことを明確にする必要がある。出向と定期同額給与の関係について一法人税基本通達9-2-46は、①株主総会決議要件 ②出向契約要件の二つの要件を満たすことを前提として、出向先法人の支給形態により定期同額給与等であるか否かの判断を行うこととしているが、この二要件を満たさない役員給与は、ただちに損金不算入とされるのかを明確にすることを要望する。
- ・ 法34条1項3号の利益連動給与は「同族会社に該当しない内国法人」にしか適用されないが、同族会社である上場会社にも認めてもらいたい。上場会社は内部統制監査の適用を受ける等一定の企業統治機能を有しているため、(少数株主に支配される)同族会社であっても支払の透明性・適正性確保は可能。非同族会社である事業会社が株式移転等により持株会社体制に移行し、持株会社の傘下に入った場合、利益連動給与が認められなくなるのは、不合理と考える。

(7) 寄付金

①損金算入要件の緩和及び損金算入限度額の拡大

【理 由】

- ・ 寄附金については、たとえ震災復興支援目的であっても、損金算入要件が通常の寄附と同様の要件となっており、寄附を行う際には慎重な検討を要している。より早い復興を行うためにも、災害からの復興支援目的の寄附については、損金算入要件の緩和を要望する。
- ・ 企業の社会貢献を促すためにも、一般寄附金の損金算入限度額の拡大を要請する。

- ・ 寄附金は各年度の所得金額と資本等金額による、損金算入限度額によっているが、企業の所得金額は年度により増減し、その限度額も増減する。企業の社会貢献を恒常的にするために、限度余裕額がある年度の余裕金額を翌事業年度へ繰越し措置により、所得金額の影響を少なくし、貢献への対応もしやすくなる。
- ・ 現行の $(\text{所得} \times 2.5\% + \text{資本等} \times 0.25\%) \times 1 / 2 \rightarrow (\text{所得} \times 5.0\% + \text{資本等} \times 0.50\%) \times 1 / 2$ へ倍増することで、ベンチャー企業への支援や政府の目が行き渡らない公的な社会貢献を企業がやり易くなる。
東日本大震災に関連する寄付金の支出機会が増大するなかで、損金算入限度額が狭まる改正は世の中の流れに逆行している。
- ・ 平成23年度税制改正において、特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額が拡充される一方、一般寄附金については損金算入限度額が縮減された。企業の幅広い地域社会への貢献活動を促進するために、一般寄附金についても拡充を要望する。一般寄附金の損金算入限度額を拡大することで、企業のさらなる社会貢献促進を図ることができる。

②損金算入限度額計算における完全子会社法人株式の償却損相当額の扱い

【理 由】

- ・ グループ法人税制の導入に伴い、完全子法人株式の消却損相当額を資本金等の額から減額することとされたが、これが寄附金の損金算入限度額を減少させる結果を招いている。グループ法人税制の影響により、今後完全子法人を清算する度に資本金等の額が減少し、寄附金の損金算入限度額を減少させることは制度趣旨として違和感があることから、改善していただきたい。

(8) 貸倒損失

損金算入要件の緩和

【理 由】

- ・ 形式基準は売掛債権のみが適用対象とされているが、
 - ①いわゆる債権買収が一般的に日常的に行われるようになってきたため、原始取引から生じる債権が売掛債権で毎月継続的に発生する取引の場合にも認めることを要望する。
 - ②リース取引は請求行為もリース期間中継続的に生じ、実質的に継続的な役務提供といえることからことから、適用の対象に含めることを要望する。
- ・ 有効な意思表示に基づく非関連者間の債権切捨て、債権放棄並びに債権譲渡については税務上も容認すること。
- ・ 関係会社の整理・支援損について現行の要件を緩和し、経営悪化段階での支援を弾力的に認めること。

(9) 引当金

①貸倒引当金制度の復活

【理 由】

- ・ 個別貸倒引当金の対象となる債権は、その殆どが回収の見込めない状態のものであり、かかる債権の損金算入を認めなければ企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、個別貸倒引当金の復活を要望する。
- ・ 平成23年度の税制改正により、貸倒引当金について、金融業、中小企業等を除き、その制度が廃止された。しかし、現状の経営環境下において、貸倒損失の可能性は高く、企業の健全化のためにも、当該制度の復活は喫緊の課題として必要性は高く、また貸倒損失の要件充足では健全性は損なわれる懸念も高い。
これらのことから、少なくとも個別評価金銭債権についての貸倒引当金については、その制度の復活を要望したい。当該制度の復活が困難な場合には、以前の「債権償却特別勘定」の認定制度等により、個別債権の引当措置を検討頂きたい。
- ・ 平成24年度税制改正において、貸倒引当金制度の適用法人を銀行、保険会社や中小法人等に限定されたが、貸倒れリスクはすべての法人に共通して存在するものであるため、課税の公平性の観点からも、貸倒引当金制度については、すべての法人に対して適用いただくよう要望する。

貸倒れのリスクはすべての法人に共通して存在するものであり、貸倒引当金制度の適用継続により、企業財務の健全性の維持に繋がる。

- ・ 個別評価債権の貸倒引当金の損金算入制度を復活させてほしい。また損金算入限度額について一定の債権について緩和してほしい。外交上の理由から回収が困難となった債権について、外交上の理由が解消しない限り損金算入機会が全くない状況となった。また貸倒引当金制度の廃止により戻入益を認識せざるを得ないこととなっている状況を解消するため。

②個別貸倒引当金の損金算入要件の緩和・拡大

【理 由】

- ・ 一定期間取引を停止している場合の貸倒について、現実に回収の目途のないものについて損金算入を認めてほしい。継続的に行われる取引に限らず、原始取引であっても貸倒が生じる場合があり、経済的合理性を欠いているため。
- ・ 各々の金融機関が保有する貸出等の金銭債権は、合併再編等もありそのボリュームが増大しており、不良債権に係る巨額の財税不一致額を発生させている。

そのため、償却実務担当者には財務・税務の二つの償却基準の習熟が求められ、その事務負担・管理負荷が過重となっている。そのため、貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大することを要望する。

なお、当該要望は欠損金の控除・繰戻還付制度の拡充と併せて導入することが、企業の置かれた環境に沿うものである。

- ・ わが国金融界は長年の懸案であった不良債権問題から脱却したものの、その過程では、貸倒れに係る財務上と税務上の取扱いの差異や繰越欠損金などによって、多額の繰延税金資産が発生し、その資産としての脆弱性が問題視されるという状況が生じた。

わが国経済の持続的成長に資する金融システムを構築するうえで、不良債権問題の再発防止や自己資本の強化等の観点から繰延税金資産の発生・解消に係る課題はあらかじめ解決しておく必要がある。そのためには、金融機関が実施している自己査定等にもとづく財務上の償却・引当を税務上も幅広く認めるなど、貸倒れに係る企業会計と税務上の取扱いの差異はできる限り縮小させていくことが望ましい。少なくとも、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲や実務上の取扱い等について、債権毀損の実情に応じたものとする観点から見直すことが重要である。

このような状況を踏まえ、法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げる等、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを要望する。

- ・ 電子債権記録機関が取扱う電子記録債権について、手形交換所における不渡処分制度の取引停止処分と同等の処分が発生した場合には、当該電子記録債権の税法上の取扱いが手形と比較して劣後することとならないよう、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入を認めることを要望する。

近年、電子記録債権法の施行を受けて設立された電子債権記録機関を通じて、電子記録債権に係るサービスが提供されており、大企業から中小企業までの幅広い事業者による電子記録債権の手形的利用を促進することは、中小企業の資金繰りの円滑化にも資することになる。手形交換所では、手形の支払確実性を高めるため、不渡処分制度が設けられており、これにより利用者は安心して手形を受け取ることができる。電子記録債権の手形的利用についても、不渡処分制度と同等の制度を導入することにより、電子記録債権の支払確実性も高められることになる。現在、手形交換所における不渡処分制度の取引停止処分が発生した場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入が認められている一方、電子記録債権の手形的利用における不渡処分制度と同等の制度については明文化された規定がない。

③貸倒損失の特例の創設

【理 由】

- ・ 一般的に、サービスは債権額より低い価額（例えば1円など）で金融機関等から債権を譲り受けることが多い。このことから、これらの債権につき債務者の資力を確認するためには、サービスにおける債権の簿価（譲り受けた価額）よりも多額のコストを要する可能性が高く、法基通9-6-2に基づき貸倒損失の計上

判断を行うことは合理的ではない。したがって、サービサー等の場合の貸倒損失計上基準を緩和するよう、柔軟な取扱いを設けてはどうか。

(10) 欠損金

①欠損金の繰越期間の延長・繰戻還付制度の復活及び控除制限の廃止

【理 由】

- ・ ゴーイングコンサーンとして課税期間は本来永久であるべき点から、繰越控除期間の更なる延長を要望する。少なくとも米国並み（20年）にすべきである。また、H24.4.1 から導入された繰越欠損金の控除制限については、今後、廃止を視野に取扱いを検討すべきである。
- ・ 欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するため繰越し期間を撤廃して欲しい。また、欠損金の使用制限（80%）を見直し、従来通り所得全額から控除できるよう要望する。
- ・ 課税の公平性を確保するためには、欠損金の繰戻還付の不適用措置は撤廃するべきであり、またその上で、繰戻期間の延長が必要である。
- ・ 欠損金の繰越期間延長及び繰戻還付を復活させることは、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営をおこなっていくために、欠損金の取扱いについて見直すことが必要。なお、欠損金の繰戻還付については、法人税法に規定されているものの、中小企業を除き、財源措置として停止されているものであり、制度の本来の趣旨を踏まえ、措置の復活を要望する。
- ・ 継続企業を前提とするならば、本来繰越欠損金には期限は不必要であるため。
- ・ 継続企業を前提として一時的な損失計上はやむを得ないところであり、欠損法人の早期黒字化を促進することが税収の安定化に直結する。また、繰越可能期間については、諸外国に比して期間が依然劣後している。大企業における欠損金につき、繰戻還付制度を復活させる、もしくは繰越期間を延長する（使用額には制限をかけない）ことを要望する。
- ・ 欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなる。課税の公平性確保及び国際競争力強化の観点から、繰越期限の延長を要望する。
- ・ 欠損のある企業の早期業績回復を促すため、欠損金の80%制限の撤廃を要望する。
- ・ 欠損金の繰越控除期間が9年に延長されたが、欧米諸国に比べると未だ不利な状況にあることから、更なる延長を図るべきである。
- ・ 中小企業を除き、財源措置として停止されている繰戻還付の復活を要望する。財源の問題はあるものの大企業のための不適用措置は、税の公平性の観点から問題である。
- ・ 欠損が残っている期間は、企業の資本蓄積が十分になされていない状態であり、当該期間に法人税を課すことは回復期にある企業の足枷となる為、繰越欠損金の使用制限80%撤廃を要望する。又、繰越控除期間の扱いについては、依然として諸外国に比べ不利な扱いとなっており、すくなくとも米国並みの20年に延長することを要望する。更に繰戻還付については、平成21年度税制改正において中小企業に限って凍結解除されたが、全ての企業を対象とするとともに、繰越期間を2年間へ延長することを要望する。税務上、ロスの状態であるにも係らず納税が発生するという矛盾を引き起こすばかりか、事務負担を増大させる結果をも引き起こすことになる。又、期限切れが生じると、通算では利益が出ていない苦境にある企業が課税されることになり、事業の継続性に配慮し、課税の公平性を確保するためにも期限の延長が必要であると考えられる。企業の生産設備投資が増大し、研究開発の長期化も進む中、本税制の見直しにより投資回収の予見可能性が高まり、長期的視野での投資拡大を後押しする効果が期待できる。又、繰戻還付については、課税の公平性の観点から、全ての企業を対象にした本来の税制の取扱いに戻すべきであり、繰戻期間については米国は2年であり、国際的イコールフィッティングの観点から繰戻期間の延長を要望する。
- ・ 各々の金融機関が保有する貸出等の金銭債権は、合併再編等もありそのボリュームが増大しており、不良債権に係る巨額の財税不一致額を発生させている。

そのため、償却実務担当者には財務・税務の二つの償却基準の習熟が求められ、その事務負担・管理負担が過重となっている。

なお、当該要望は欠損金の控除・繰戻還付制度の拡充と併せて導入することが、企業の置かれた環境に沿

うものであるため、以下②③とセットで要望する。

①貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大する。

～金融機関が実施している資産自己査定と同じ基準での無税償却を実施可能とすること。特に、自己査定直接償却（IV分類債権に対する財務上の直接償却）がなされた債権を、同額、同じタイミングで無税直接償却することを認める等。

②繰越欠損金の繰越期間を無制限とし、資本金1億円超の大企業に適用されている繰越欠損金の80%使用制限を廃止する。

③資本金1億円超の大企業に対する欠損金の繰戻還付制度の適用停止措置を廃止し、繰戻期間（現行1年）を延長する。また、地方税の欠損金についても繰戻還付制度を創設する。

- ・赤字に陥ったのちの経営回復を短期図ることが企業の収益力維持強化に資すると考えられるため。
- ・ゴーイング・コンサーンとしての企業の経済活動は継続的に行われているが、課税所得は人為的に設けられた期間（事業年度）で算出されるため、欠損金について他の事業年度の所得と通算するのが妥当である。しかし、現行制度では繰越控除期間が9年にとどまっており、中小企業者等以外の法人については繰戻還付は停止されている。法人税負担の合理化及び国際競争力強化の観点から、無制限の繰越控除を認めるべきであり、少なくとも米国並みに繰越控除期間を20年とすべきである。又、繰戻還付制度についても復活させ、米国並みに2年間の繰戻還付を認めるべきである。又、同様の理由から、80%の使用制限についても廃止すべきである。
- ・繰越欠損金の繰越期限を米国並みの20年に延長することを要望する。繰越欠損金の放棄が生じることが、直近の所得で課税されることによりキャッシュフローを悪化させるため、企業として長期的視野に立った研究開発などにマイナス影響が出ている可能性がある。国際的競争力の醸成のために必要である。
- ・繰越欠損金の使用制限80%を撤廃することを要望する。直近の所得で課税されることによりキャッシュフローを悪化させるため、企業として長期的視野に立った研究開発などにマイナス影響が出る可能性がある。国際的競争力の醸成のために必要である。
- ・欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するため現在停止中の繰戻し還付制度を復活すると共に繰越し期間を少なくとも米国並み（20年）に延長して欲しい。
- ・繰越欠損金の使用制限（80%）制限の撤廃。少なくとも、復興税課税期間は、適用を延期すべきである。繰越欠損金の使用制限が適用されることにより、国際競争力の低下を招くばかりか、事務負担の増大を引き起こす要因となっている。80%使用制限にともない、使用期限が9年に延長されたものの、期限内で回収しきれない繰越欠損金が発生しうる可能性が出てくるため、国内への投資の足かせとなり得る。
- ・欠損金の使用制限（80%）の見直し及び繰越欠損金の繰越期限（現行9年）を無制限とすることを要望する。中長期的な国際競争力強化のためには、将来の事業の育成が欠かせない。一方で、繰越欠損金がある場合は、本制度は実質適用できない。欠損金が生じた企業は財務内容が傷んでおり、早期に財務体質を改善し、成長路線に乗ることが、中期的には税収の安定確保にもつながる。体質改善の最中に課税を行うと、資金的にも回復の阻害要因となり、事務負担も増大する。
- ・大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、繰戻還付（1年間）の期間の延長を要望する。また現行繰越控除期間は、9年となっているが、繰越期間を無制限とすべきである。我が国の欠損金制度は欧米諸国に比べ繰越控除期間が短く、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも不利である。また企業にとって課税上の期間損益の通算は、中長期的に将来を見据えた経営を行う上で、非常に重要である。
- ・当業界の投資は資源開発等回収期間が長期に亘るものが多く、税務上の欠損金の繰越可能期間は、キャッシュフローに影響を与え投資の意思決定を大きく左右する。投資に対する積極性を確保し我が国経済の国際競争力の維持向上のためにも、欠損金の繰越可能期間の延長または無期限化および控除制限の撤廃をお願いしたい。
- ・欠損金の繰越期間延長及び繰戻還付を復活させることは、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営をおこなっていくために、欠損金の取扱いについて見直すことが必要。なお、欠損金の繰戻還付については、法人税法に規定されているものの、中小企業を除き、財源措置として停止されているものであり、制度の本来の趣旨を踏まえ、措置の復活を要望。
- ・欠損金の繰越控除期間の延長。欠損金の繰越控除期間の扱いについては、依然として諸外国に比べ不利な

扱いとなっており、米国並みの20年に延長することを要望する。また、期間延長に際しては、帳簿の保存期間等について企業実務の簡便化に配慮いただくよう要望する。

【諸外国の欠損金繰越控除期間】

英・仏・独・豪・香港・シンガポール ⇒ 無期限

米国 ⇒ 20年 台湾・韓国 ⇒ 10年

繰越欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ていない苦境にある企業が課税されることになる。事業の継続性に配慮し、課税の公平性を確保するためにも繰越期限の延長が必要であると考え。企業の生産設備投資が増大し、研究開発の長期化も進む中、本税制の見直しにより投資回収の予見可能性が高まり、長期的視野での投資拡大を後押しする効果が期待できる。

- ・ 欠損が残っている期間は企業の資本蓄積が十分になされていない状態であり、当該期間に法人税を課すことは回復期にある企業の足枷となるため、繰越欠損金の使用制限80%撤廃を要望する。税務上、ロスの状態であるにもかかわらず納税が発生するという矛盾を引き起こすばかりか、事務負担を増大させる結果をも引き越すことになる。
- ・ 繰戻還付については、平成21年度税制改正において中小企業に限って凍結解除されたが、全ての企業を対象にするとともに、さらに繰戻期間を2年間へ延長することを要望する。繰戻還付については、課税の公平性の観点から、全ての企業を対象にした本来の税制の取り扱いに戻すべきである。また繰戻期間については、米国は2年であり、国際的イコールフットィングの観点から繰戻期間の延長を要望する。
- ・ 欠損金の繰戻し還付制度については主に財政上の理由により、平成4年度改正以降、臨時的措置として適用が停止されている。

本制度は欠損金の繰越控除制度と同様に本法上の措置であり、繰戻し還付の適用を一般的な制度として速やかに復活させるべきである。

- ・ 税制の国際的イコールフットィングを実現し、企業の国際競争力の維持・強化を図るため、諸外国に比べて不利となっている欠損金の取扱いを抜本的に見直していく必要がある。

欠損金の繰戻還付制度は、中小企業については平成21年度から復活したが、大企業については停止されたままである。当該制度は、企業の再構築や雇用対策等にも即効性があり、本来は業種及び企業規模を問わず全ての企業に認められるべき制度。大企業への欠損金の繰戻還付制度の復活は、企業の再構築や雇用対策に資するものとなる。

米国はリーマンショック後に経済活性化のため、繰戻期間を時限措置として5年に延長した。2011年3月に発生した東日本大震災の影響はリーマンショック以上との見方もあり、日本経済の再活性化のためにも、繰戻還付の復活をすると共に、繰戻期間を現行の1年から、時限措置として、リーマンショック後の米国の処置と同等の5年に延長すべき。

平成23年度税制改正で、欠損金の繰越期間が7年から9年に延長されたが、控除限度額が所得金額の8割に見直されるなど、諸外国と比較すると、我が国の制度は依然として著しく不利となっている。繰越控除期間を拡充することにより、国際的な整合性を図ることができる。

- ・ 欠損金の繰越控除の制限（現行、繰越控除前の所得金額の80%相当額）を撤廃するとともに、繰越期間を少なくとも10年に延長することのほか、繰戻還付制度の凍結措置を解除し繰戻期間を少なくとも2年に延長することを要望する。なお、この場合、既存の繰越欠損金についても繰越期間延長の対象とするとともに、合併法人の欠損金を被合併法人にも繰り戻して還付できるようにすることのほか、償却・引当の範囲拡大は本措置とあわせて措置することを要望する。

法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である。特に、景気後退期における不良債権の規模は大きく、その処理に伴い発生する欠損金の控除について十分な措置を設ける必要がある。しかしながら、繰越控除制度の繰越期間は、欧米主要国との比較において明らかに見劣りする。また、繰戻還付制度については、平成21年度改正において凍結が一部解除されたものの、対象が中小企業等に限定されているほか、繰戻期間が1年とされていることから、十分な措置が講じられているとは言い難い。

②欠損金に係る取扱いの明確化

【理 由】

- ・ 外国法人が大法人の子会社である場合、欠損金の繰戻し還付が不適用となることを明確化すること。内国法人については、資本金が1億円以下であっても、資本金が5億円以上である法人による完全支配関係がある場合には、欠損金の繰戻し還付は不適用とされている。

一方、外国法人については、法法145により欠損金の繰戻し還付の適用があることとされているが、これを不適用とする措法66の13は、資本金が5億円以上である法人による完全支配関係がある外国法人（法法143⑤）を除く規定とはなっていない。内国法人と同様の取扱いとするならば、措法66の13を改正する必要がある。

- ・ 法人が解散した場合に期限切れ欠損金を利用するためには、残余財産がないと見込まれることが前提となるが、その説明書類である実態貸借対照表には法法59③適用前の所得について計算した未払税金（以下「未払法人税等」）を含めることを明確化すること。実態貸借対照表上で債務超過状態であるかどうかを判断する際、その負債の範囲に未払法人税等を含めるか否かで、債務超過になるかどうかの結果が異なり、期限切れ欠損金の利用の可否が分かれるケースがある。

そのようなケースにおいて、未払法人税等を実態貸借対照表に含めて残余財産の有無を判定した場合には、最終的に残余財産の分配が生じる。一方で、未払法人税等を含めないで判定した場合には期限切れ欠損金が使えず、実質的に債務超過であっても課税が発生するという弊害が生じてしまう。したがって、未払法人税等を含めた実態貸借対照表で債務超過状態を判断することを認め、これを法令で明確化することが望まれる。

(11) リース資産の償却等

①リース税制とリース会計基準の統一化

【理 由】

- ・ 所有権移転外ファイナンスリースについて、基本的処理は税財で合致しているものの、具体的な手続き（償却期間、償却方法等）が異なることから、税・財不一致となり複雑な申告調整が必要。この現状を踏まえ、申告稼働軽減の観点から、税務と財務の具体的な手続き統一化を要望する。

②リース資産に係る付随費用の損金算入

【理 由】

- ・ 所有権移転外ファイナンスリースについて、売買取引として契約金額の多寡に係わらずリース資産に計上しているが、リース資産に対して支出した資本的支出のうち20万円未満の金額は、実務負担削減等の観点から、他の減価償却資産と同様に、損金経理を要望する。
- ・ 事務用機器等のリース資産の付随費用（運搬費用、据付費、設定費）については、小額であると想定されるため、実務負担削減等の観点から、一時の損金として処理することを許容する必要があると考える。

③所有権移転外ファイナンスリースに係る特例措置の導入

【理 由】

- ・ 所有権移転外ファイナンスリースは平成19税制改正により、賃貸借取引でなく売買取引とみなされることとなったにもかかわらず、設備投資促進等の目的で設けられた各種優遇税制においては、税額控除のみの適用となっており、特別償却の適用が受けられない。同一の経済活動に対して税法上の優遇措置の適用の可否が異なることは不合理・不公平であり、特別償却を認める取扱いを要望する。

(12) 租税法規定と会計基準の乖離調整

①乖離調整・国際会計基準への対応

【理 由】

- ・ 我が国の法人税制は、企業会計と密接に関係しているため、国際会計基準の見直しが課税ベースの拡大な

ど、法人税における課税所得計算に影響を及ぼさないよう税制上の対応を図るべきである。既存の減損・資産除去債務等の基準についても、更正妥当な会計処理と税務の整合を図るべきである。

- ・ 法人は「確定した決算に基づき」申告書を提出しなければならないことから、法人税と会社法との不可分の関係が生ずる一方、会計基準の国際的なコンバージェンスが進む中で、税務会計と企業会計の相違が拡大していく状況にあるが、コンバージェンスにより安易な課税ベースの拡大とならぬよう、また申告調整の増加による事務負担への影響も含め、企業競争力強化の視点から、税制上の対応を図る必要がある。

- ・ 昨今、金融商品会計、退職給付会計、減損会計や引当金処理など、企業の実情を適正に評価しその結果を財務会計上に反映させる動きが強まっている。

一方、税務会計の世界では財務会計により要請されているそれらの会計処理について、原則損金不算入としているケースが多く、企業の税務実務担当レベルでは財務関係と税務関係の際の掌握に腐心し、事務負担が増大している。企業にとっては決算早期化、開示の早期化のネックとなっているのが現状である。また、税務当局側にとっても税務会計と財務会計の際拡大が実態の掌握を困難なものとしていると思われる。

このような状況において、棚卸資産の低価法による評価については税務会計側が財務会計側の動きと平仄を合わせる取扱いをご考慮いただいたことは実務担当者として誠に有りがたく、他の項目についても財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることを引き続きご検討いただきたい。

- ・ 財務会計の考え方を税法も迅速かつ積極的に組み入れ、その第一歩として、現状ますますの乖離が予想される有形固定資産関係の税務につき減損額の一定額損金算入化、償却限度額の見直し、減価償却方法等の変更を柔軟に行えるよう手続規制を緩和する。IFRS適用が差し迫る中、こと固定資産に関してはその波がいち早く押し寄せている。減損会計、資産除去債務、減価償却方法の定期的見直し等、資産の在り方がこれまで以上に将来キャッシュフローと紐付けられており、今後一層の税財不一致が拡大し、ダブルスタンダード化による実務の煩雑化が予想される。確定決算主義を標榜する限り、企業実態に照らして処理された費用の損金算入枠を拡大し、償却方法等の変更にも柔軟に対応できるべく制度を見直すべきである。
- ・ 国際会計基準の適用により、会計と税務の一層の乖離が懸念される。税制簡素化の観点より、早期より適切な税制措置の検討を望む。
- ・ 国際的会計基準統一化に伴って、企業会計と法人税法の乖離がさらに拡大し、課税所得計算に不要な影響を及ぼすことのないよう、また、実務負担が過重とならないよう、会計基準の改定に伴って柔軟な税制対応を行うべきである。
- ・ 昨今、企業会計制度の変更（国際会計基準への収斂）が進み、税務会計との乖離がますます拡大しており、二重基準に伴う申告調整項目の増加によって判断と手続きの両面で煩雑化を招いていることから、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、簡素化を図ること。
- ・ 近年、会計基準の国際的な収斂に向けて企業会計基準の改正が加速化している中で、確定債務主義をとる税法との乖離がますます拡大する傾向にあり、計数処理を複雑化し、企業の事務負担を増加させている。特に賞与引当金および退職給付引当金等については、労働の対価等を基準として発生主義に基づいて費用計上されるべき性質のものであり、企業会計基準に準じて損金算入できるよう、見直していただきたい。
- ・ 国際会計基準の適用においては、会計上の利益が現状に対して大きく変化することが考えられるが、税制上の整備を遅滞なく十全に行うことで税務と会計の乖離及び実務上の煩雑さを最小限にとどめていただきたい。
- ・ 連結先行の考えに基づいて国際会計基準とのコンバージェンスが進められているが、国際的要請は連結のみが対象になっている。わが国の会計においては、連単分離を図り、単体について日本基準を堅持することにより、会計基準変更による税への影響を回避すべきである。

一方で、コンバージェンスにより会計基準と法人税法の乖離はますます拡大すると予想されており、会計基準の変更が課税ベースの拡大に繋がる可能性が危惧されている。研究開発促進や設備投資促進の目的を損なわないために、会計基準変更による税への影響を回避できるように、以下のような税制上の措置を要望する。

- ①減価償却費の損金経理要件の廃止
- ②試験研究費の発生時の損金算入
- ③減損損失の損金算入

④資産除去債務計上に伴う減価償却費の損金算入

国際会計基準とのコンバージェンスが推進される中で、会計基準の変更が新たな課税負担に繋がらないようにする必要がある。これによって、研究開発促進・設備投資促進を目的とした税制措置の効果を確実なものとし、企業の国際競争力の維持・向上への効果が期待される。

②研究開発費用関連の損金算入

【理 由】

- ・ 企業会計と税務会計が大きく乖離しているため、企業会計に準じて即時償却を要望する。

(13) 特別法人税の廃止

【理 由】

- ・ 企業年金等の積立金に係る特別法人税については、企業年金等の運用成績に関わらず、積立金残高に対して外形的に課税されるため、特に運用が悪化する局面において、企業財務に大きな影響を与えることから、制度の撤廃を要望する。
- ・ 公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度）および確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃することを要望する。また、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税を撤廃することを要望する。

確定給付企業年金、厚生年金基金を中心とする企業年金ならびに確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っているが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられる。

これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率（地方税を含む）で特別法人税が課されることになっているが、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすことになる。さらに、退職給付会計の導入により企業年金の積立不足額が負債計上されることになっているため、財務諸効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねない。

また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることになっており、当制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念される。

そもそも諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税するといった例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます。試算によれば、仮に特別法人税が復活となった場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうことになる。よって、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく特別法人税の撤廃を要望する。

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税についても撤廃を要望する。

- ・ 社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきた。また一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきている。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られるようになっている。

こうしたいわば時代の要請を受けた新しい企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠である。

特別法人税は、年金の積立残高に対して約1.2%（地方税含む）の税金を課すものがある。昨今の低金利の状況下、当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると思われる。

国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考える。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成

25年度までの経過措置により課税停止とされているが、本税は制度として廃止すべきである。

- ・ 運用口座にある年金資金全体を課税標準とする資産課税であり、運用損益に係らず課税されるため、年金資産が多いほど納税額が増えることになる。健全な企業年金制度維持のために廃止を要望する。
- ・ 現在、少子高齢化が急速に進展するなかで、公的年金制度が見直されつつあり、これを補完するものとして自助努力に基づく企業年金制度の役割の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度に対する税制面での適正な措置が図られるべきである。

年金税制の基本原則は、拠出時並びに運用時非課税・給付時課税である。年金資産に対して課税する特別法人税は平成11年度から適用が停止されており、速やかにこれを廃止すべきである。

- ・ 企業年金積立金（年金資産）に係る特別法人税は、制度間の中立性・公平性を欠く等の理由から撤廃すること。
- ・ 公的年金制度が、少子・高齢化や、昨今の運用利回りの低下により、給付の削減が避けられない状況となっているため、企業年金による自助努力の必要性はますます高まっている。企業年金に関する特別法人税は、企業年金積立金に課税する制度で、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっている。本税制は、平成26年3月末まで課税が凍結されているものの、元来課税の原則に反しており、制度そのものを廃止すべきである。
- ・ 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すため、平成26年3月末まで課税凍結される積立金の特別法人税を撤廃すべきである。なお、主要先進国で積立金に課税する例はない。
- ・ 平成25年度まで現在課税停止中の企業年金積立金に対する特別法人税については、拠出・運用時は非課税、給付時課税の原則に沿って、完全撤廃していただくよう要望する。企業年金基金は、運用利率の低迷による積立不足が問題となっている。この状況で積立残高に対する課税を行うと、更なる年金財政の悪化を招く恐れがある。本格的な高齢化社会の到来を控えて、私的年金による自助努力の必要性はますます高まってきているところでもあり、企業年金積立金に対する特別法人税を廃止することで、企業年金資産の健全性を維持し、従業員及び年金受給者の企業年金に対する信頼感を高めることができる。
- ・ わが国において少子高齢化が進行するなか、自助努力による老後の生活保障を図る観点から、公的年金を補完するものとして、確定拠出年金の果たす役割は大きく、本年度末に廃止が予定されている適格退職年金制度の受け皿の1つとしても重要性は高い。また、確定拠出年金の一層の普及は、より多くの個人に対して投資性商品を選択する機会を提供し、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることにもつながる。

こうした確定拠出年金制度の重要性に鑑みれば、わが国においても、欧米における同種の年金と同様に、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本として、税制上の十分な優遇措置を講じる必要がある。

平成16年度税制改正では、確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられた一方、公的年金等控除の縮小および老年者控除の廃止等、拠出時非課税と給付時課税の措置がなされた。また、拠出限度額は平成21年度税制改正でも一部引き上げられている。しかし、老後に必要とされる生活資金の水準や公的年金の給付縮減可能性等を勘案すれば、引き続き、税制面の整備を推進し、確定拠出年金を私的年金制度の中核として発展させる必要がある。

したがって、確定拠出年金について、運用時非課税を実現し、国際的に見劣りのない制度とする観点から、退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃するほか、拠出限度額の引上げを要望する。

また、個人型確定拠出年金の加入対象者を、確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金は実施していない企業の従業員まで拡大すること等、確定拠出年金の対象者を拡充するほか、平成24年1月から開始された企業型確定拠出年金のマッチング拠出の限度額要件のうち、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件の緩和をあわせて要望する。

企業年金等の積立金に係る特別法人税は、国民の年金資産を減らし、企業年金財政の健全性確保に支障をきたすものであり、年金税制の基本原則である「掛金の拠出・運用時非課税、給付時課税」にも反する課税であるため、廃止すべきである。

確定給付企業年金の従業員掛金は、生命保険料控除の対象とされ、5万円までの控除限度額が設定されており、企業年金制度に係る拠出控除としては不十分であり、控除限度額の無い社会保険料控除を適用すべき。

今後の高齢化社会の到来を踏まえ、退職後の所得の確保等、老後の生活の安定化に資するため、年金資産

の充実・運用収益の向上を図る必要がある。

(14) その他

①外国の事業体に係る課税の明確化

【理 由】

- ・ 外国の事業体の日本における税務上の取扱いが明らかでないことから、課税上の取扱いについて予見可能性が低く、外国の事業体を利用した投資取引等の障壁となっている。
- ・ 平成22年度の税制改正において、中小法人向け特例措置の大法人の100%子会社に対する適用に制限を設ける改正が行われた。

現行法では、株主が慈善団体に寄付することを最終目的とした「慈善信託」となっている外国法人が、大法人による完全支配関係がある法人に該当するか否かを判定する場合、(1)平成19年の新信託法施行後に設定された慈善信託は、法法143⑤二ハに規定する法人課税信託の受託法人に該当する（すなわち中小法人には該当しない）と解され、(2)新信託法施行前に設定された慈善信託は、受益者が特定していないものとして受託者（＝委託者）の資本金により判定を行うものと解されている。

しかし、(2)の場合において、受託者に完全支配関係を有する親会社が存在する場合、その最上位の海外親会社に関する情報を入手することは困難なことも想定される。また、中小法人向け特例措置の適用制限は、親会社の信用力により資金調達や事業規模の拡大等が可能とされる中小法人を対象に設けられた規制であり、慈善信託により実質的な株主が存在しないような外国法人が本規定の制限を受けることは本規定の制度趣旨に合致しないものと考えられる。したがって、慈善信託が株主である外国法人は本規定の制限を受けないよう法令で手当てすることが望まれる。

②組合に係る課税の明確化

【理 由】

- ・ 事業体課税の取扱いを明確にすることを要望する。また組合員と組合員の間の現物出資・現物分配に課税繰延の規定を導入していただきたい。税制の不明確さが組合税制の利用を阻害している側面があり、企業活動を阻害していると思われる。
- ・ 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る計算方法を法令上整備すること。匿名組合事業における支出金額のうちに寄附金又は交際費等に該当する金額があるときは、営業者がそれらを支出したものとして営業者の所得金額を計算することが、法人税基本通達14-1-3の逐条解説で示されているが、「等」の範囲が明確とされておらず、税務調整を営業者のみで行うべきかにつき、疑義が生じることがある。匿名組合事業から生じた税務調整項目は、損益分配比率に応じて、営業者及び匿名組合員に帰属するものと取り扱うことが妥当であると考えられるため、その旨法令で明確化していただきたい。
- ・ 出資割合と損益分配割合が異なる場合の帰属損益額の計算方法の詳細を明らかにすると共に、この場合の構成員における課税関係を法令上明記すること。平成17年の有限責任事業組合法の成立により、出資割合と損益分配割合が異なる任意組合等の組成が可能となった。しかし、この場合の組合員の帰属損益額の計算については、法人税基本通達14-1-2（注）2において出資の価額を基礎とした割合を用いて計算する方法が例示的に示されているにとどまっている。したがって、法人税法施行令等でその計算方法の詳細について定められることが望ましい。

また、損益分配割合が出資割合と異なる場合、たとえば受取配当等益金不算入制度など出資比率により課税関係が判断される規定の適用にあたり、構成員の課税関係について実務上判断に迷うことがあるため、この点についても法令で明らかにされることを望む。

- ・ 減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法は、法人税基本通達14-1-2（注）3において、組合事業を組合員の事業所とは別個の事業所として選定することができることとされているが、外貨建資産等の期末換算方法の選定については何ら明記されていない。組合事業に係る外貨建資産等の期末換算方法の選定についても減価償却資産の償却方法等と同様に、組合員の事業所とは別の事業所として選定できる旨を明確化していただきたい。

③日本版LLC税制の導入

【理 由】

- ・ 我が国における合同会社においても、米国のLLCと同様に、共同事業展開に有効活用できるよう、出資者段階での課税を可能とするパススルー課税の適用を検討すべきである。
- ・ 日本版LLP（Limited Liability Partnership）制度創設に引き続き、複数の企業が共同し、リスクの高い新規事業に進出できる手段として、米国で導入されている事業形態、LLC（Limited Liability Company）と同種のパススルー課税制度の創設を要望する。LLC税制の導入により、より柔軟な事業運営を可能として、企業の新規事業進出への条件を整備し、経済の活性化を図ることができる。

④信託税制における課税上の取扱い

【理 由】

- ・ 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして所得税及び法人税を課することとされており、また、受益者が2以上ある場合には、信託財産に属する資産及び負債、収益及び費用の全部をそれぞれの受益者が「その有する権利の内容に応じて」有するものとされている。そしてこれらの考え方は、例えば優先劣後構造といった質的に異なる受益権を有する複数の受益者が存在する場合においても適用されるものであることが、財務省による平成19年度の税制改正の解説（P.294～295）に記載されている。

しかし、このように質的に異なる受益権を有する者が存在する場合における、資産及び負債、収益及び費用のその各受益者への帰属のルールは明らかにされていないことから、法令上新たに規定を設けていただきたい。

⑤外国子会社の資本等取引

外国子会社が自己株式の取得、資本剰余金からの配当を行った場合の計算については、現地会計制度若しくは現地税制の計算に準拠した「資本金等の額」「利益積立金」の計算を認める。

【理 由】

- ・ 外国子会社に日本の税法を適用して、過去にまで遡って「資本金等の額」「利益積立金」の計算をすることは困難であるため。

⑥IT業界における工事進行基準の特例措置

【理 由】

- ・ H21.4よりIT業界へ工事進行基準が適用されたが、IT業界は建設業界とは異なり開発着手前の手付金の慣習がなく、資金回収が検収後となることが多いため、本基準適用により生じた所得については検収後まで繰延べる措置が必要と考える。

⑦ストック・オプション付与に係る費用の付け替え

親会社が自社株式オプションを子会社の役員・従業員に付与する場合又は子会社が自社の役員・従業員に親会社株式オプションを付与する場合における、親子会社間の費用の付け替えの税務上の取扱いを明確にしていきたい。

また、親会社では従業員であるが子会社で役員である場合における取扱い及び源泉税の取扱いも併せて明確にしていきたい。

⑧鉄道支線各社に対する支援行為に係る優遇措置

地方自治体を通じて鉄道支線運営会社へ支援を行った場合、個人においては寄付金控除（所得税）の対象とし、法人の場合は自治体への寄付金と同様に扱い、鉄道支線運営会社においてはこれを設備の取得に充てた場合は、圧縮記帳の対象として認めていただきたい。

【理 由】

- ・ このたび、支線を上下分離し、利用者、自治体、鉄道事業者の3者が一体となって支えていくスキームが

構築された。このスキームは支線運営会社において、さらなる経営努力により運営コストを削減することを前提に、上記の3者が応分の負担をしていくものである。

従来、鉄道支線の存廃が議論されてきた過程で地元住民等からは存続に向け強い意志が表明されてきた一方で、これが直接輸送需要の拡大にはつながってこなかった現実がある。このスキームにしても、今後は輸送需要の予測が下振れした場合、各社の負担は増大し、結局は廃止に追い込まれる懸念がある。

これらの事業を踏まえ、今後、当該鉄道支線を地域に必要なインフラ・沿線地域の付加価値向上に不可欠な基幹設備として支えていく枠組みに、地域の住民、企業等の参加を促すことが重要となる。

⑨金融商品会計

ヘッジの有効性の判定に於いて、金融商品会計に関する実務指針158のように一定の場合に当該判定を省略できるようにする。

【理 由】

- ・ ヘッジの有効性の判定に係る実務対応コストは、積極的なヘッジ導入による企業競争力の増強を阻害する要因となり得るため。

⑩外貨建資産等の換算方法

長期外貨建債権等が短期外貨建債権等に該当することとなった場合の取扱いを定めること

【理 由】

- ・ 外貨建債権債務の換算方法を選定する場合には、その「取得日」の属する事業年度に係る確定申告期限までに届出書を提出する必要がある、換算方法を選定しない場合には、法定の換算方法を選定したものとされる。たとえば長期外貨建債権等を取得した場合において、法人が換算方法について届出書を提出しなかった場合には、法定の換算方法である「発生時換算法」を選定したものとされる。

この場合において、以下の点が不明確であることから、何らかの取扱い方法を示していただきたい。

この長期外貨建債権等が何年か後に短期外貨建債権等に該当することとなった場合には、新たに短期外貨建債権等を取得したわけではないものの、この段階で新たに「期末時換算法」の選定を行ってもよいのか。

それとも、当該外貨建債権等につき取得時に届出をしなかった場合、長期・短期共に法定換算方法である「発生時換算法」を選定したものとして取り扱われ、「期末時換算法」を適用したい場合には、すでに選定している換算方法を変更するものとして、換算方法の変更申請書を提出する必要があるのか。

上記の変更申請書を提出しなければならない場合、換算方法の変更をすることができないこととされている3年間（法基通13の2-2-15）の縛りは適用されるのか。もし適用される場合、たとえば債権等の受領等の期限がその事業年度終了日の翌日から2年を経過した日の前日である外貨建債権を取得したときは、会計上は長期外貨建債権として取り扱われるにもかかわらず、税務上は取得時に短期外貨建債権の換算方法を選択しておかなければならない。この選択を失念した場合は、税財一致を図ることができないことになる。

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備

【理 由】

- ・ 連結納税制度は22年度改正で改善がなされたが、1) 子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする、2) 海外子会社も対象に含める、3) 開始・加入時における子会社資産の時価評価を全廃する、等制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることが要望したい。
- ・ 100%支配関係（内国法人）にある子法人は親法人のステータスに合わせ中小企業法人特例が受けられない事になっているが、連結納税を採用していない限り特例を受けることができるよう改正を要望する。
 - ・ 交際費
 - ・ 法人税率 etc.

- ・ 連結納税制度には、企業実態に即していない種々の問題点が存在するため、以下の点について見直すことを要望する。
 - ・ 資産の時価評価規定の見直し
 - ・ 連結納税グループ対象範囲の要件緩和
 連結納税制度の対象は、小規模子会社も含めた膨大な会社数となり、大きな事務コスト負担が生じるので、売上高、課税所得等、一定の規模以下の事業者は対象外とすべき。
 - ・ 特定欠損金の使用制限撤廃
 特定子法人が保有する連結納税開始・加入前の欠損金（特定連結欠損金）の控除は、その欠損金を有する個社の所得金額を限度としているが、当該制限を撤廃し、連結納税開始・加入時に持込可能な欠損金は、全て連結所得から控除可能とすべき。
- ・ 昨今の企業グループ経営の実態に即し、以下の点について連結納税制度を見直していただきたい。
 1. 地方税（法人住民税・事業税）への連結納税制度の導入
 2. 資本金1億円以下の子会社の交際費損金算入
 3. 連結納税制度における連結対象子会社の範囲の緩和
 4. 取用控除限度額の個別会社毎の合算化
 5. 寄付金限度額の資本金部分について個別会社毎の合算化
 6. 連結納税加入時の時価評価対象資産及び譲渡損益の調整対象資産の基準金額（10百万円）の引上げ
 また、グループ法人税制については、中小特例の適用に関する親会社の資本金等の規模基準の撤廃をしていただきたい。
- ・ 1) 子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする。
 2) 海外子会社も対象に含める。
 3) 開始・加入時における子会社資産の時価評価を廃止する。
 等制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることがを要望したい。

(2) 適用対象子会社の範囲

①連結納税適用対象の拡大・緩和

【理 由】

- ・ 連結納税対象を国内子会社に限定することなく、内国法人が100%支配する特定外国子会社（外航海運業会社における便宜置籍船会社等）も含めることを要望する。タックスヘイブン税制において、特定外国子会社の損益通算を認められないのであれば、便宜置籍船会社のように租税回避目的でない100%支配の特定外国子会社については、外国法人とはいえ親会社と経済的一体性が認められるので、課税対象となる連結グループ全体の所得に加えるべきものであり、連結納税の範囲を拡張することにより、内国法人の企業活動の活性化に資する。
- ・ 連結納税の対象を100%持分企業に限定していることは、効率的なグループ企業経営にあたって、積極的な連結納税の導入を阻害する要因となり得るため、連結納税適用対象会社を拡大すること（持分100%⇒80%）。
- ・ 現状の連結納税制度における連結対象は、すべての完全支配会社となっているが、経済実態や事務手数軽減の観点から適用要件を見直すこと。
- ・ 連結納税適用子会社の範囲を持株比率100%から80%以上に拡充すべき。

②選択制度の導入

【理 由】

- ・ 連結グループを経済的に一体のものと見る連結納税制度の趣旨からすれば、100%保有でない子会社までも実質的に支配をしていれば対象に含めるべきである。また、規模の小さい子会社まで強制的に加入させることは、税額計算上影響が軽微にもかかわらず、事務作業負担が増加し、非効率となるため、企業による選

択を認めるべきである。

(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和

【理 由】

- ・ 平成22年度税制改正において、子会社欠損金の持込制限の条件が緩和されたが、時価評価対象外法人のみならず時価評価対象法人も、連結納税適用時及び子会社加入時において、子会社の繰越欠損金は持込できるものとし、かつ、連結納税後の当該子会社の所得と相殺できるようにすべきである。
- ・ 連結開始事業年度前に個社で発生した特定連結欠損金について、連結納税に持ち込めるようにはなったものの、個別所得金額から控除するという制約があり、連結納税制度選択の足かせの一つとなっているため、控除制限の撤廃を要望する。
- ・ 租税回避目的の規制であれば、その目的にあった措置をすべきである。

(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価

①時価評価の廃止・緩和

【理 由】

- ・ 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価について撤廃されたい。その実現が困難な場合、例えば過去5年間の出資比率が50%超であることとするなど除外要件を緩和されたい。
- ・ 連結納税を適用する子法人の資産を時価評価することを要しないよう改正願いたい。会社法上では、別法人として存続し、また資産を売却したわけでもないのに、子法人が連結納税に加入した時点で資産を時価評価するのは、経済実態にそぐわないと考える。
- ・ 連結納税開始時・加入時における資産の時価評価の要件を撤廃、もしくは時価評価除外要件の拡大をすること。
- ・ 効率的なグループ経営と円滑な企業再編（完全子会社化）の障害事項であり廃止を要望する。（廃止が実現されない場合であっても、5年超50%以上の資本関係のある子会社を時価評価対象外とするなど緩和すべきである。）
- ・ 連結親法人が5年以上に亘り支配（持株比率50%超）している子法人が連結グループに加入する場合、（適格株式交換以外の場合においても）繰越欠損金の持込制限及び時価評価課税を撤廃することを要望する。持株比率が100%に満たない子会社も親会社との一体性を有しており、連結納税加入の際に特定連結欠損金及び時価評価対象外の取扱いをしても課税上弊害はない。適格合併及び適格株式交換に限定しての特例措置はグループ再編を阻害する。
- ・ 租税回避目的の規制であれば、その目的にあった措置をすべきである。
- ・ 連結納税開始・加入前に連結親法人と5年以上支配関係（50%超）を有する連結子法人については、特定連結法人として取扱い、欠損金切り捨て・時価評価の対象外とすること。
- ・ 導入時、加入時の子会社の時価評価規定の廃止。連結グループ加入時に資産を時価評価し、評価益に課税することは、法人税の実現主義の考え方に反する。

②資産時価課税対象資産から「自己創設の営業権（のれん）」を除外

【理 由】

- ・ 企業会計上は資産性はないものであり、税法上も加入時の場合のみ資産性を認識する根拠はない。
- ・ 自己創設営業権について、法令上は連結納税における時価評価対象資産に含むこととされているが、その時価の算定方法が明確となっていない。このため、直近で子会社を買収したような場合（つまり営業権が容易に算出できる場合）を除き、時価評価対象資産から除外すべきである。

(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備

①収用換地等の場合の特別控除

【理 由】

- ・ 収用換地等の場合の連結所得の特別控除の限度額を、各連結法人ごとに損金算入限度額を計算した後に連結グループ全体で再度損金算入限度額（5,000万円）と比較するのではなく、連結法人各社で5,000万円ずつとすることとしていただきたい。公共事業における土地の買収を容易にすると同時に、公的強制措置により生じた利益に対する課税の軽減を図るという趣旨から考えると、収用換地等の場合に各社に特別控除限度額が与えられるべきだと考える。

②交際費の損金算入

- ・ 資本金1億円以下の連結子法人について、単独納税時に認められていた限度額までの交際費損金算入を容認すること。

(6) 申告・納付期限の延長

【理 由】

- ・ 仮決算に基づく中間申告を採用した場合、2ヶ月以内に申告業務を完了することが困難なため、確定申告と同様に2ヶ月の申告期限の延長及び納付期限の延長を要望する。
- ・ 連結期間中に新設した連結子法人について、申告期限の延長に関する特例を設けていただきたい。連結期間中に新設された連結子法人が連結グループから離脱する場合において、その離脱の日を含むみなし事業年度における法人税の申告について申告期限の延長の規定の適用を受けるためには、その申請書を新たに提出する必要がある。しかし、連結子法人が連結グループから離脱する場合における申告期限の延長申請書の提出期限に関しては何ら定めがないことから、実務上、離脱日を含むみなし事業年度においては申告期限の延長の適用はできないと考えられている。したがって、青色申告の承認期限の特例（法人税法122条1項5号）と同様、離脱の場合の特例を設ける必要があると考える。
- ・ 連結納税制度導入企業にあっては、その手続きの複雑さに鑑み、また、近年税務調査の終了日が繰り下がっていることも勘案し、法人税の法定納付期限を現在の事業年度終了後2ヶ月から3ヶ月に延長すること。
- ・ 連結納税制度における確定申告では、企業の事務負担を考慮して2ヶ月の申告期限延長が行われている。中間申告においても、確定申告と同様に申告期限を1ヶ月以上延長していただくよう要望する。
連結納税制度を適用した場合の事務負担の増加を考慮して、企業の負担を軽減することができる。

(7) 連結納税グループからの離脱

①離脱子法人株式の帳簿価額については修正の対象から除外すること

【理 由】

- ・ 子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、二重課税排除の観点から、これを修正の対象から除外すること。

②離脱の場合の申告期限の延長

【理 由】

- ・ 連結期間中に新設した連結子法人について、申告期限の延長に関する特例を設けていただきたい。連結期間中に新設された連結子法人が連結グループから離脱する場合において、その離脱の日を含むみなし事業年度における法人税の申告について申告期限の延長の規定の適用を受けるためには、その申請書を新たに提出する必要がある。しかし、連結子法人が連結グループから離脱する場合における申告期限の延長申請書の提出期限に関しては何ら定めがないことから、実務上、離脱日を含むみなし事業年度においては申告期

限の延長の適用はできないと考えられている。したがって、青色申告の承認期限の特例（法人税法122条1項5号）と同様、離脱の場合の特例を設ける必要があると考える。

3 グループ法人税制

(1) 特定支配関係の判定

③強制適用の見直し

【理 由】

- ・ グループ法人税制については、グループ企業間の資本取引等の税制メリットを必ずしも享受できず、中小企業特例のメリットを失う企業グループも存在する。さらに、これら企業グループについては必ずしも財務基盤が強くない状況において、当該税制により追加的な事務負担、システム更改等の費用負担が発生することから、強制適用の扱いについて見直しが必要と考える。

(2) その他

①資本関係資料提出義務の緩和

【理 由】

- ・ グループ法人税制の導入に伴い、完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図について、確定申告書に添付することが義務付けられたが、税務独自の書類を別途作成する必要が生じ、相当な事務負担となっている。
そもそも、グループ法人税制の対象外である海外会社についても記載する必要がある点については疑問であり、せめて記載の対象を国内会社とするように改正いただきたい。

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和

①欠損等法人の組合による特定支配関係の判定

組合による特定支配関係の判定の基準を緩和していただきたい。

【理 由】

- ・ 内国法人が一の組合契約における組合員による特定支配関係を有することとなった後に、その組合契約に1名でも新たな組合員が参加した場合には、その時点で新たに特定支配関係を有することになってしまう。

②民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係

民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係の考え方を整理すること。

【理 由】

- ・ 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資する場合がある。たとえば無償減資前に50%超の株式を有しており、かつ、増資後も引き続き50%超の株式を有する場合には、100%無償減資によっていったん特定支配関係が切れてしまうことになるのか、疑義のあるところである。
公正な第三者の手続きにより進められる民事再生法やADRの下での公的・私的整理の場合には、欠損等法人を恣意的に利用することを防止する法57の2及び法60の3の規定を適用する必要性がないことから、上記の場合には特定支配関係が継続していることとするよう、法令化されることが望ましい。

③全部取得条項付種類株式によるスクウィーズ・アウト（SQO）後の合併

TOB+全部取得条項付種類株式方式で、少数株主に会社法234条もしくは172条の定めにより対象法人が現金を交付するSQOをした後、買収ビークルであるSPCが対象法人に合併される場合に、SQOと合併が一連の取引として取り扱われ、現金交付を伴う合併として非適格合併として取り扱われることがないことを明確にしていきたい。

【理 由】

- ・ SQOと合併は私法上独立した取引であり、SQOにおいて少数株主に金銭を交付したことが、合併において金銭を交付したことにはならないと考えるが、一部でこのリスクを懸念する声があり、実務で混乱があるため。

④先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

【理 由】

- ・ 認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要がある。このとき規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望する。
- ・ 認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要があり、この場合規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多くなっている。認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望する。企業組織再編税制の整備・適用要件の明確化により、柔軟な企業再編による企業の競争力強化に寄与することが期待できる。

⑤会社分割時（分割型分割、分社型分割）に精算する未経過固定資産税の取扱いの明確化

【理 由】

- ・ 「固定資産税」の負担は1月1日現在の所有者に納税義務が生じますが、期中売却等の場合は譲受法人がその後の期間に対応する固定資産税相当額を負担しています。会社分割時の未経過固定資産税についても、分割法人と分割承継法人との間で合理的に負担することを認めていただけるよう、運用の見直しを要望いたします。

⑥自社株等対価TOBに係る課税の繰延

自社株式又は親会社株式をもって買付けの対価とする一定の公開買付けの場合において、当該公開買付け対象会社の株主の帳簿価額による課税を繰り延べるとともに、当該自社株式又は親会社株式を特定口座に受け入れる措置を講じること。

【理 由】

- ・ 自社株等対価TOBは現物出資と構成されると考えられるが、税法上、完全支配関係を有する法人間の再編の場合を除き、移転資産に係る事業の移転が適格要件になるが、TOBの場合、完全支配関係はなく、株式の移転においては事業の移転は生じないため、非適格現物出資になると考えられる。この場合、株主は、TOB対象会社株式について時価で譲渡したものととして課税が行われることとなり、TOB実施会社の自社株等について時価で取得したものとされる。

しかも、TOB対象会社の株主は、保有するTOB実施会社株式につき売却代金を受領しておらず、支払原資がないにもかかわらず課税関係が生じることとなる。この場合、受領したTOB実施会社株式について、納税資金を捻出するために市場で売却する行動が予測され、当該売却に伴う株価下落により、自社株等対価TOB自体が利用されなくなるといった弊害が考えられる。

また、TOB対象会社の個人株主については、新たに交付されるTOB実施会社株式が特定口座に受け入れられないことにより、当該自社株等対価TOBに応じることが敬遠されることが考えられる。（2007年、フリージア・トレーディング株式会社が技研興業株式会社を資本下位会社であるフリージア・マクロス株式を対価としてTOBを実施しましたが、すべて一般口座からの応募とし特定口座における受入れは行われなかった。また、本件TOBでは買付け条件の変更を含む2度の期間延長を行ったが、買付け予定数に満たない株

式の取得に留まった〔買付予定数1,332,000株のうち応募株式数179,000株（13.4%）〕。

2011年の通常国会において、新興国を含めたグローバル市場における競争激化に対し、我が国産業の国際競争力強化を目的として、産活法が改正され、自社株等対価TOBの拡充策が講じられたが、この改正趣旨を貫徹するためにも本措置は必要不可欠と考えられる。

⑦適格要件の明確化

【理 由】

- ・ 事業継続、従業員引継、継続支配、株式継続保有の各要件の「見込み」概念が曖昧であるため、要件を明確化しよう要望する。
企業組織再編税制の整備・適用要件の明確化により、柔軟な企業再編による企業の競争力強化に寄与することが期待できる。
- ・ 例えば従業員引継要件においては、「おおむね100分の80以上に相当する者」との規定となっているが、その範囲が不明確である。

(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備

①期中に株式交換・株式移転が行われる場合の完全子法人の簿価純資産の計算

期中に行われる株式交換・株式移転の直前における完全子法人の株主の数が50人以上の場合に、完全親法人における完全子法人株式の取得価額は完全子法人の簿価純資産価額を基に算定することとされているが、当該完全子法人の簿価純資産価額に関する計算の規定を整備していただきたい。

【理 由】

- ・ 株式交換・株式移転の直前における完全子法人の株主の数が50人以上の場合の完全子法人の簿価純資産価額の計算は、その株式交換・株式移転が期中に行われる場合において大きな事務負担となっており、また計算方法について規定が明確でないため、実務上混乱が生じている。そのため、直前の事業年度末の純資産価額を使用することを認めていただきたい。直前の事業年度末の純資産価額を使用することが認められない場合には、計算方法に関する規定を定めていただき、例えば、適格分社型分割や適格現物出資等の場合の規定（税務署長に届出の上、分割等の前日を事業年度の終了の日とした場合に計算される減価償却費や繰入限度額に達するまでの個別評価の貸倒引当金を損金算入することができるとされている規定）と同様の規定を、株式交換・株式移転が期中に行われた場合の完全子法人の簿価純資産額の算定にも適用できるよう明らかにしていただきたい。

②資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の取扱いの明確化

【理 由】

- ・ 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の解釈が必ずしも明確でない。現在の規定では、たとえば、資産調整勘定を有する法人が連結子会社として連結納税に加入する際に、すでに資産調整勘定として課税を受けた部分が営業権として再度時価評価の対象になってしまうように思われる。

③減価償却費等の損金算入に関する届出書の撤廃

【理 由】

- ・ 組織再編における減価償却費・準備金繰入：適格分社型分割による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書につき、提出の撤廃ないし申告書に添付するよう、変更してほしい。

④非適格株式交換・株式移転における時価評価資産としての営業権の時価算定方法の明確化

【理 由】

- ・ 非適格株式交換・株式移転の際に時価評価課税を受ける営業権の額が、①買収金額と時価純資産額との差額か、②①の金額から買収プレミアムを除いた金額か、③財産評価通達等に基づいて算定した金額か、実務上問題となることがあるため。

⑤種類株式を発行していた場合の資本金等の額の明確化

- ・ 二種類の株式を発行していた法人が、一方の種類株式の全てを償還した場合における、償還した株式に係る資本金等の額の取扱いを明確にしていきたい。

⑥同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いの明確化

【理 由】

- ・ 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いとして、実務上、たとえば以下のような疑問点が生じているため、この取扱いについて法令上明確にしていきたい。

4月1日付で非適格現物出資を受け入れた法人が、同日付で非適格合併を行い被合併法人となった場合、被合併法人の最終事業年度末は3月31日となるが、非適格現物出資の受け入れ処理をどのように行えばよいのか。

4月1日に親会社Pが非適格分社型分割によりA子会社設立し、同日にA子会社株式を分割資産とする非適格分割型分割でB社を設立した場合、B社の設立時業年度開始時にA社との間に完全支配関係があったと考え、B社の設立事業年度よりB社及びA社は連結納税制度を適用することができるか。

連結親法人が連結子法人へ譲渡損益調整資産を譲渡した日と、その連結子法人株式を第三者に譲渡した日が同日である場合の、譲渡損益の繰延べ等の規定（法61の13）の適用関係はどのように考えるべきか。（以下例示。）

（前提）

当社は3月決算法人で、子法人1社と連結納税を適用している。当社はその連結子法人に対し、9月1日付でまず譲渡損益調整資産を譲渡し、同日にその連結子法人株式を第三者に譲渡した。

- (i) 法14①十四により、連結親法人において、①連結離脱日の前日（8月31日）までの期間及び②3月末までの期間についてみなし事業年度が生じる。
- (ii) 法61の13①により、完全支配関係のある他の内国法人に譲渡損益調整資産の譲渡をした場合には、譲渡をした日の属する事業年度において譲渡損益は繰り延べられる。
- (iii) 法61の13③により、譲渡をした内国法人と譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなったときは、その前日の属する事業年度において譲渡損益を戻し入れる。
- (iv) したがって、条文上は、(i)②の事業年度においては譲渡損益が繰り延べられ、(i)①の事業年度において未だ繰り延べていない譲渡損益を戻し入れることとなる。

⑦時価算定方法の明確化

【理 由】

- ・ 「税制非適格再編」における「時価評価」には曖昧な点があるため、明確化していただくよう要望する。企業組織再編税制の整備・適用要件の明確化により、柔軟な企業再編による企業の競争力強化に寄与することが期待できる。

(3) 国際的組織再編税制の整備

国際的組織再編税制における適格要件の明確化等

【理 由】

- ・ 企業活動のグローバル化の深化においては、適正な資本関係の構築すなわち外国の国内及び国と国とをまたがり実施される組織再編が必要不可欠であるが、わが国税制においては、かかる組織再編における課税関係が必ずしも明確となっておらず、わが国と異なる海外の制度下で行われる組織再編が「日本における制度的取扱いを前提としている一定の要件」を充足しているかどうか検討を行う際に、判断に窮することが少なくない。国際競争力の観点からも、クロスボーダー組織再編を円滑に行い、また、課税関係の予見可能性を高めることは急務であり、法令において明確化を図ることを要望する。
- ・ 外国法人の組織再編時において、①当該組織再編が税制適格か税制非適格かということ、②源泉徴収税額、

③純資産移転割合等を金融商品取引業者等が判別することは非常に困難である。これは、外国法人は我が国法人税法の適用を受けないことから、税制適格又は税制非適格の要件に特に留意することなく組織再編を行うほか、当該外国法人の組織再編時における純資産移転割合等が公表されないからに他ならない。

このため、金融商品取引業者等は、当該組織再編時において、みなし配当に係る源泉徴収の可否及びその徴収税額、保有株式の取得価額の純資産移転割合等による調整の有無及び調整額等を判定することが非常に困難になっているという税務上の問題が指摘されている。このように税務上の取扱いが不明瞭かつ非常に複雑化してしまっていることから、個人投資者と金融商品取引業者等との間で紛争となる事例も発生している。

また、外国法人が、資本剰余金配当（現物配当を含む。）や自己株公開買付け（有価証券を対価とする公開買付けを含む。）等を実施する場合においても、当該外国法人は我が国法人税法の適用を受けないため、我が国株主等に対し純資産減少割合の通知又は公表等が行われず、金融商品取引業者等は保有株式の取得価額の調整の有無及び調整額等を判定することは非常に困難となっている。

このため、法人の組織再編時等における税務上の取扱いについて、ポートフォリオ投資を行う投資者及び金融商品取引業者等にとってフィジビリティがあり、また、簡素で分かりやすいものとするため、みなし配当に係る課税方式や取得価額などの見直しを要望する。

5 租税特別措置法（法人税関連）

（1）試験研究費の特別控除

①試験研究費の特別控除制度の適用期限の恒久化

【理 由】

・ 科学技術の水準が格段に向上し、更なる革新的成果の創出が求められる中、試験研究費の税額控除制度はイノベーション促進に不可欠な税制措置であることから以下の措置を要望する。

（1）本体部分（総額型）については、下記措置。

- ・ 控除限度額：法人税額の20%を30%へ拡充
- ・ 繰越控除の期間延長（3年間）とその要件緩和（増加要件の廃止）

（2）上乗せ部分（増加型・高水準型）について、適用期限を撤廃し、恒久化

- ・ 本特例措置については、H24.3.31の適用期限どおりに廃止されたが、研究開発投資の維持・拡大及び国際競争力強化の観点から、例えば、総額型税額控除限度額の上乗せ措置の復活や特定産業・技術を対象とした特例措置の創設等、研究開発税制の充実を要望する。
- ・ 研究開発は、我が国経済成長の礎となる企業の競争力を維持・強化し、更には我が国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための糧である。

研究開発税制は、経済のグローバル化の進展により、企業の国際的な機能分散が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で極めて重要である。一方、主要諸国においては、30～40%という高い税額控除率、控除限度超過額に対する長期の繰越期間あるいは繰越期間に税額控除できなかった限度超過額の還付といったわが国にの制度を上回る促進措置が講じられている点に留意すべきである。わが国においても、企業の研究開発活動を支援するために、税額控除率を国際的に優位な水準へと上げるとともに、景気動向や業況にかかわらず研究開発活動水準を維持できるよう、控除限度超過額の繰越期間の延長、繰越控除要件の緩和等、制度を拡充し、諸外国を上回る精度へと再構築を図るべきである。

- ・ 国際競争力の強化の源泉である研究開発活動を促進するための研究開発税制を維持する必要があるため。
- ・ わが国が、技術立国を目指し、中長期的な持続的経済成長を実現するためには、民間企業の研究開発を推進することが不可欠であり、本税制の果たす役割は極めて大きい。

については、試験研究費の額が増加した場合等の①税額控除制度の延長と、②研究開発促進税制の拡充として、試験研究費の税額控除限度額の引き上げおよび試験研究費の税額控除限度超過額の繰越期間の延長を認めていただきたい。

- ・ イノベーションの加速による成長力・競争力強化のため、研究開発費を増加させる企業や研究開発比率の高い企業に対する投資インセンティブが強化される。

②控除限度額の撤廃又は引上げ・控除限度額超過額の繰越期間の延長

【理 由】

- ・ 我が国企業の国際競争力強化のためには、本税制のさらなる拡充が必要であり、控除限度額の緩和又は繰越控除期間の延長（9年へ）を要望する。また試験研究費の範囲とされる人件費の金額について、税務上の要件を一般に公正妥当と認められる原価計算に基き計算された配賦金額を認めると明示していただきたい。
- ・ 総額方式の控除限度額算定につき税額基準30%が暫定的措置として規定されたが、これを恒久化することを要望する。企業の研究開発投資は恒常的テーマであり、産業再生や経済活性化の観点から、以前より促進税制の見直し、特に限度額の拡大は望まれていたところであるため。
- ・ 我が国企業の国際競争力の維持・向上には継続的な研究開発投資が必須であり、研究開発を行う企業のインセンティブを高めるためにも税額控除限度額の撤廃または引上げを要望する。
- ・ 開発投資は景気動向や企業業績の好不調に伴って戦略的に増減するものではあるが、毎年継続的に相当程度の投資を行っているのも事実である。不景気時は課税所得の減少に伴い控除限度額も減少するため、多額の限度超過額が発生し繰越することになるが、この不景気時に行った投資分も確実に税額控除できるよう、繰越期間の延長もしくは繰越期間制限の撤廃を要望する。
- ・ 当年度の試験研究費が前年度の試験研究費を下回った場合でも繰越控除ができるよう、当該要件の撤廃を要望する。

- ・ エレクトロニクス企業にとって研究開発は競争力の源泉であり、巨額の研究投資を維持し続けなければならず、税額控除によるキャッシュフロー面でのサポートは極めて重要である。平成20年度の税制改正において、新たな制度が付加され、その部分の税額控除限度額が追加（法人税額×10%）されたことは評価するが、基準年度に対して試験研究費が増加しない、又は売上高研究費比率が10%を超えない等、新制度が適用できないケースが想定される。したがって、恒久措置である総額型税額控除部分の控除限度額を、現行の20%（但し、平成21年度及び22年度分は30%）から30%まで引上げることがを要望する。

控除限度超過額の繰越期間は現行1年（但し、平成21年度及び22年度の超過部分は平成24年度まで）であるが、諸外国の制度に比べて見劣りするため、繰越期間の延長（少なくとも3年以上）を要望する。

当年度の試験研究費の額が前年度の額を上回る場合にのみ繰越控除できる要件の廃止も要望する。

- ・ 試験研究費の総額に係る税額控除制度の拡充について、①税額控除限度額の引下げ（20%⇒30%）の実施と恒久化、②税額控除限度超過額の繰越期間延長、③繰越控除制度の適用要件を緩和し、試験研究費が前年より増加していない場合にも繰越控除を認めること等につきまして要望する。本制度の拡充により、長期的視野による一層の研究開発投資の促進や、研究開発拠点の海外流出に対する抑止効果も期待され、技術立国としての我が国の国際的競争力強化に繋がると考えられる。又、税額控除制度は赤字決算及び繰越欠損金を抱えていて税額がない企業は利用することが出来ない為、景気低迷時には投資促進効果は限定的である。繰越期間の延長及び繰越条件の緩和により、現時点では税額が生じていない赤字企業においても、R&D税制活用の途が開け、研究開発投資の促進効果が期待できる。
- ・ 研究開発は、我が国経済成長の礎である企業の競争力を維持・強化し、今後、科学技術立国として成長を続けるための糧である。

経済のグローバル化により、企業の国際的な機能分散化が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進するためにも研究開発税制は極めて重要である。諸外国では、わが国を上回る30～40%という高い税額控除率、控除限度超過額に対する長期の繰越期間あるいは繰越期間に税額控除できなかった限度超過額の還付などが認められていることから、税額控除率を国際的に優位な水準へ引上げるとともに、景気動向や業況にかかわらず研究開発活動水準を維持できるよう、控除限度超過額の繰越期間の延長や繰越控除要件の緩和、その他の制度の拡充等により、諸外国を上回る制度へと再構築を図るべきである。

- ・ 試験研究費の総額に係る税額控除限度額を当初法人税額の30%とすることを要望。国際的競争力の維持向上のためには継続的な研究開発投資が不可欠であり、そのインセンティブを高める必要がある。
- ・ （総額に係る税額控除制度）
 - ・ 税額控除限度額を20%から30%へ拡充、恒久化
 - ・ 税額控除限度超過額の繰越期間を現行 1年から3年に延長

(増加額に係る税額控除制度)

- ・制度を恒久化

- ・税額控除限度超過額の繰越期間を現行 1 年から 3 年に延長

を要望する。研究開発は企業の競争力の源泉であり、それを支援する本税制は非常に有効な制度である。諸外国においては産業の国際競争力強化の為に研究開発促進税制の拡充が行われている。日本の国際競争力を維持・強化し、持続可能な経済成長を実現する為には、本制度の拡充・恒久化が不可欠。

- ・ 長期にわたりハイリスクな研究開発投資を行う医薬品業界において、本制度は不可欠な税制措置であるが、控除限度額を20%から30%に拡充することにより、イノベーションをいっそう促進させ、国際競争力を向上させることが可能となる。
- ・ 2012年4月1日移行開始する事業年度から法人税率が約4.5%引き下げられた一方で、約2.5%の復興特別法人税が導入されたことで、一般的にはネットで約2%の法人税減税となったが、研究開発税制における法人税額控除限度額は30%から20%へ縮小されたことで、研究開発を積極的に行っている企業は研究開発減税が約3%縮減となり、ネットで約1%の増税を被ることになった。現在研究開発を通じた我が国の技術立国としての成長が必要と叫ばれるなかで、研究開発に力を入れている企業への増税措置はまったく逆行した不合理な政策と考える。平成25年度改正に向けては研究開発税制の法人税額控除限度額30%の復活を強く要望する。
- ・ 国際的に優位な水準への税額控除率の引上げ、控除限度超過額の繰越期間の延長、繰越控除要件の緩和等、制度を拡充し、諸外国を上回る制度へと再構築を図るべき。研究開発は我が国経済成長の礎となる企業の競争力を維持・強化し、我が国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための糧であり、景気動向に係らず活動水準を維持する必要がある。研究開発税制は、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で極めて重要である。主要諸外国には、30～40%の高い税額控除率、控除限度超過額に係る長期間の繰越しなど、我が国を上回る措置がある。
- ・ 平成21年度から23年度まで時限的に認められた試験研究費の総額に係る税額控除の税額控除限度額の引き上げ措置（法人税額の20%を30%へ引き上げ）を復活し、恒久化すること。
- ・ 試験研究費の税額控除限度超過額の繰越可能期間について、現行の1年間を3年間に延長すること。また、当該年度の試験研究費の額が前年度の実績額を下回らないという控除限度超過額の繰越要件を撤廃すること。
- ・ 当期の試験研究費の総額に係る税額控除限度額については、23年度までの措置と同様に30%までに引き上げを行い恒久的措置とすべき。現行では、試験研究費の総額に係る税額控除が法人税額の20%までに制限されていることから、控除限度額に達してしまうケースにおいて、国内での研究開発促進のためのインセンティブとしての効果が薄れてしまうため。
- ・ 中長期的な国際競争力強化のためには、将来の事業の育成が欠かせない。そのためには、試験研究費の税額控除制度において、
 - ①税額控除限度額を法人税額の20%→30%へ引上げ
 - ②税額控除限度超過額の繰越期限の撤廃が必要である。①税額控除限度額で頭打ちになり、発生した試験研究費に見合った税額控除を受けられない。
 - ②①の結果、翌年度に税額控除限度超過額を繰越しても、翌年度はその年度の試験研究費の税額控除を行った後に税額控除限度額に余裕がある場合にしか繰越した部分の税額控除を受けることができない。そのため、税額控除限度超過額を翌事業年度で解消することは困難である。特に、繰越欠損金がある場合は、本制度は実質適用できない。
- ・ 試験研究費の総額に係る税額控除制度の拡充について、以下の通り見直しを要望する。
 - ①税額控除限度額の引き上げ（20%→30%）の実施と恒久化
 - ②税額控除限度超過額の繰越期間延長
 - ③繰越控除制度の適用要件を緩和し、試験研究費が前年より増加していない場合にも繰越控除を認めること本制度の拡充により、長期的視野による一層の研究開発投資の促進や、研究開発拠点の海外流出に対する抑止効果も期待され、技術立国としてのわが国の国際的競争力強化に繋がると考えられる。税額控除限度額の引き上げ（30%）については、控除限度率を30%に上げるとともに、繰越期間を延長することにより多くの企業がこの制度を有効に活用することが可能となる。税額控除制度は赤字決算及び繰越欠損金を抱えてい

て税額がない企業は利用することができないため、景気低迷時には投資促進効果は限定的である。繰越期間の延長および繰越条件の緩和により、現時点では税額が生じていない赤字企業においても R & D 税制活用の途が開け、研究開発投資の促進効果が期待できる。

- ・ 「試験研究の総額に係る税額控除制度」について、以下のとおり拡充・恒久化すべき。

①控除限度額：法人税額の30%（現在20%）に引上げ、恒久化

②税額控除限度超過額の繰越期間：3年（現在1年）に延長

「試験研究費の増加額に係る税額控除制度」について、平成24年度税制改正にて2年間延長されたが、制度を恒久化し、かつ税額控除限度超過額の繰越期間（現行1年）を3年に延長すべき。

研究開発は企業の競争力の源泉であり、それを支援する本税制は非常に有効な制度である。日本の自動車業界では安全・環境をはじめとする様々な新技術・新商品への研究開発投資を積極的に行ってきた。しかし、諸外国においては研究開発促進税制の拡充が行われており、今後、次世代自動車開発は熾烈を極める。

日本の国際競争力を維持し、持続可能な経済成長を実現するためには、平成21年度の経済危機対策で認められた「試験研究費の総額に係る税額控除制度の時限的拡充措置」の復活と恒久化、ならびに「試験研究費の増加額に係る税額控除制度」の恒久化・拡充を実施し研究開発への税制インセンティブを強化する必要がある。

諸外国では競争力強化のため、相次いで研究開発税制を拡充している。研究開発投資を資金面で支える研究開発促進税制の拡充と恒久措置化は、新技術・新商品への研究開発を促進し、わが国産業の国際競争力を維持・強化のためには必須である。

③特別研究税額控除制度の改善

【理 由】

- ・ イノベーションの促進に向けて、社外リソースの有効活用も重要であり、現行制度の利用が容易なものとなるよう、下記の手当てを要望する。
 - ①当該税額控除分の控除限度額の上乗せ
 - ②手続き要件の簡素化
 - ③「ベンチャー企業との共同研究・委託研究」への適用拡大

④研究開発費の損金算入

会計上容認される研究開発費について法人税法上も損金算入を容認してほしい。

【理 由】

- ・ 会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため。

⑤試験研究費の範囲

【理 由】

- ・ 試験研究費減税制度が定着している中で、具体的な範囲をある程度明確すべきである。

注）定義は異なるが、企業会計上の研究開発費については具体的な範囲の指針が設定されている。

⑥パテントボックス・イノベーションボックス制度の創設〔知的財産権等の無形資産から獲得する所得は低税率課税とする制度〕

【理 由】

- ・ 欧州諸国が相次いで導入している制度である。わが国を研究開発拠点として諸外国よりも魅力的なものとするべく、当該制度の創設を要望する。
- ・ 研究機能（人材、知的財産など）の海外流出による空洞化を防止し、研究機能の国内立地を促進する観点より、制度創設を要望する。

(2) エネルギー需給構造改革促進税制・グリーン投資税制

①グリーン投資減税の拡充及び適用期限の延長

【理 由】

- ・ 平成23年度改正により一定の省エネ・低炭素設備等への投資を行った場合、30%の特別償却が可能となり、中小企業は7%の税額控除も選択できることとなった。しかし電力需給対策への対応および日本の低炭素技術の国際競争力強化の観点から、対象設備の範囲を拡大するとともに、即時償却と税額控除の選択を中小企業以外でも選択可能とするよう要望する。
- ・ スマートグリッド、クラウドコンピューティング、リチウム・イオン電池等を対象に追加。
- ・ 環境問題が騒がれているなか、再生可能エネルギーは大変魅力的であるが、導入にはそれなりの費用が必要になる。そこで、再生可能エネルギー設備の普及を増進させるため、中小企業に限り適用される税制面での優遇措置（取得価額の7%相当額の税額控除）を一般企業にも拡大するよう要望する。
- ・ 政府において検討が進められている、エネルギー・環境戦略の選択肢において、すべてのシナリオに共通の前提として、火力発電の効率向上による化石燃料のクリーン化や省エネルギーの推進などが求められており、実効性の確保が重要な課題と認識している。電気事業者として、火力発電の効率向上等の課題にしっかりと取り組んでいきたいと考えており、必要な投資に対する支援措置として、グリーン投資減税の制度維持を要望する。
- ・ グリーン投資減税においても100%即時償却を認めて頂きたい。省エネ・省CO2設備は同様の従来設備と比較して高額になりやすいので、中小企業が限りある資金の中で設備投資をする際に100%即時償却が認められれば、中小企業にとって減税効果は大きく、省エネ・省CO2設備を選択するインセンティブが高くなり採用が促進される。
- ・ コージェネレーションに対する初年度即時償却等の措置拡充を要望する。コージェネレーションシステムは需要地で発電し、発電する際に発生する廃熱を有効利用する分散型システムであり、省エネ性（省化石燃料）、省CO2、発電コストの最適化、電力需給対策・セキュリティなどの点から、社会的導入意義が認められている。新たなエネルギー基本計画策定の議論が行われている「総合資源エネルギー調査会基本問題委員会」の中でも2030年の電源構成に関する選択肢のいずれにおいても発電電力量の15%（約1,500億kWh）となることが想定されている。

このように、コージェネレーションシステムは、熱と電気の一体利用や廃熱の有効活用による省エネルギー・省CO2に貢献し、また、発電機として電力需給対策、電源セキュリティの向上に貢献することから、グリーン投資減税での措置拡充をはじめ、あらゆる政策手段を通じて、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。

- ・ 再生可能エネルギー導入拡大に寄与する設備を取得した場合の即時償却や税額控除の導入（電池、LEDランプ等）を要望する。
- ・ グリーン投資減税について、以下の通り要望する。

①中小企業のみ認められている税額控除を、大企業も適用可能とする。

②現行平成26年3月末の適用期限を、28年3月末まで延長する。

本税制は、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備の投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを狙いとしたものである。東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入拡大が不可欠である。しかしながら、これら具体的方策の実施には、企業の多額の設備投資が必要であるので、税制による負担軽減を要望する。

- ・ グリーン投資減税の対象設備である、コンバインドサイクル発電ガスタービン、高効率型電動熱源機に対する措置の継続適用を要望する。東日本大震災を契機に、わが国の新たなエネルギー・ミックスについて検討が行われている。政府において検討が進められている、エネルギー・環境戦略の選択肢においても、すべてのシナリオに共通の前提として、火力発電の効率向上による化石燃料のクリーン化や省エネルギーの推進などが求められており、実効性の確保が重要な課題と認識している。電気事業者としても、火力発電の効率向上等の課題にしっかりと取り組んでいきたいと考えており、必要な投資に対する支援措置として、グリー

ン投資減税の制度維持を要望する。

- ・ 地球温暖化防止は全世界が取り組むべき喫緊の課題であることは衆目の一致するところである。世界有数の環境・省エネルギー技術を持つわが国産業界としても、地球温暖化防止に向けた低炭素技術のさらなる推進は重要なテーマであり、また東日本大震災を契機として電力安定供給確保の問題も改めて注目されている。

平成24年度税制改正において、環境関連投資促進税制における太陽光発電設備及び風力発電設備にかかる即時償却措置が講じられたが、地球温暖化防止と電力安定供給確保の両立の観点からも、本制度の延長を要望する。

また、本制度による一層の効果拡大を図るため、対象機器について、温室効果ガス排出が少なく、かつ電力の効率的・安定的な供給と省エネ化を実現する燃料電池及び蓄電設備等にも拡充する一方、省エネに資する重家電製品にかかる税制措置等も併せて講ずるよう要望する。今後、持続可能な低炭素社会の実現に向け、税制全般を横断的に見直し、取り組むべき最先端分野の環境・省エネルギー技術に対する研究開発や設備投資を積極的に支援していくとともに、それらの技術を活かした製品の普及促進へのインセンティブを与えることで、電力安定供給確保による経済活性化と地球温暖化対策の両立が図れる。

- ・ EV／PHVの普及拡大や電力の安定供給、次世代エネルギー社会の構築に資するV2Hシステムをグリーン投資減税の対象に追加すべき。

震災等もあり、今後さらに再生可能エネルギーの導入拡大や電力負荷の低減、電力の安定供給が求められており、EV／PHVとV2Hを同時に設置することで、再生可能エネルギーの導入拡大で求められる蓄電機能をサポートし、V2Hによる充放電機能により電力負荷のピークカットや電力安定供給に貢献する。

V2Hが新たな付加価値としてEV／PHVの普及拡大を加速させることが期待され、今後太陽光発電等との連携も見込まれ、低炭素社会実現にも貢献する。

EV／PHVに蓄電した電力を住宅・オフィス・事業所等に供給できることから、非常用電源としての活用、電力負荷の平準化、電力の安定供給へ貢献する。

住宅や公共施設、避難所等に導入することで自立型拠点の整備に役立つ。

V2Hが新たな付加価値となり、EV／PHVの普及を後押し。

今後のスマートシティ、スマートグリッド実現に向けた取組を加速させる。

③地球温暖化対策・環境改善関連の研究開発費への優遇税制の創設

- ・ 地球温暖化対策・環境改善関連の研究開発費への優遇税制を創設すること。

(3) 交際費の損金算入

①交際費損金算入の見直し

【理 由】

- ・ 資本蓄積、冗費節減をその旨とした交際費の損金不算入制度につき、大会社において全額を損金不算入とする必要はなく、事業遂行上不可避な支出もあるため一部損金算入を認めるべきである。また、社会通念上必要と認められる慶弔費等は課税対象外とする等、その範囲の見直しも行われるべきである。
- ・ 交際費等は、経済活動の潤滑油としての役割を有しており、企業活動が継続する限り必要なものである。従って、企業規模及び金額に関係なく、業務上の経費として損金算入を認めていただきたい。
- ・ 交際費等については、企業の営業活動等の上での必要経費であり、社内交際費に該当するものを除き、損金の額に算入してもよいのではないかと。

③取引先等訪問時に持参する少額の手土産（@3千円以下）費用の損金算入

【理 由】

- ・ 平成18年度に事業の円滑化に必要な5千円以下の社外飲食費用（役職員間の飲食を除く）について損金算入が認められた。取引先等を訪問する際に持参する少額の手土産も事業の円滑化に必要なもので一般的商慣行として定着しており、飲食費用と同様に一定金額（例えば、@3千円）以下の贈答費用については無条件で損金算入を認める措置の創設を要望する。

(4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化

【理 由】

- ・ 本税制については、既に創設後約40年が経過しており、企業が設備投資を行う際の重要な判断材料として一般的に定着していることから、国庫補助金や保険金等の圧縮記帳制度と同様、法人税法上の制度として恒久化を要望する。また、圧縮限度額については、現行の80%から100%とする取扱いを要望する。
- ・ ①制度の恒久化
企業は、経営体質の強化、国際競争力向上のため、事業の整理統合、工場閉鎖、設備廃棄など、厳しい合理化に取り組まざるを得ない。本制度は、事業の再編・活性化を促す上で大きな効果がある。
- ・ ②先行取得期間を1年から3年に緩和
工場の移転計画等では、新工場建設に先立ち用地を取得し、新工場完成後に旧工場の土地、資産を売却することが多く、取得と譲渡の時期が1年以上かかることが多い。
- ・ 不動産の流動化を促進するため、特定の資産の買換えの場合の課税の特例（租税特別措置法第65条の7）の第9号要件（特定事業用資産の買換え）の恒久化と、特定事業用資産買換え時の圧縮記帳における圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行は80%）に引き上げることを要望する。
- ・ 事業用地における虫食い状態を解消するために、適正化計画区域内の土地を域外の土地と交換する場合に課税を繰延（80%）。

(5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止

【理 由】

- ・ 本措置法は、バブル期の土地投機に起因する地価高騰の抑制を目的とするものであり、長期所有土地の譲渡はこれらに該当しないことから、本制度を廃止していただきたい。

(6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例

- ①特定目的会社の支払配当の損金算入要件に、特定社債の機関投資家による保有見込みに加えて、特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢とすること

【理 由】

- ・ 現行税法上、特定目的会社の支払配当の損金算入要件の一つとして、①1億円以上の特定社債の公募による発行、②特定社債の機関投資家のみによる保有見込、③優先出資の50人以上による引受け、④優先出資の機関投資家のみによる引受けのいずれかが選択肢として認められているが、資産の流動化に関する法律上認められている特定目的会社の資金調達手段の一つである特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢に加えることにより、私募又は私売出し市場の活性化を図るとともに、不動産ファイナンス市場へ長期資金を呼び込むことが期待できる。

- ②投資法人の一時差異調整制度の導入

【理 由】

- ・ 投資法人においては、一定の導管性要件を満たす場合、その支払配当等を損金の額に算入することが認められているが、現行法上は、その配当等の損金算入額は、税務上の所得の金額を限度とされている。従って、会計と税務との間で期間損益の認識時期に基因する差異（期間一時差異）が生じた場合、当該支払配当等の損金算入額の限度規定のために会計と税務との間の期間一時差異が解消されず、投資法人の所得の金額の計算上における永久差異となることから、投資法人において課税負担が生じることになる。

平成21年度の税制改正により、導管性要件が改正され、会計と税務の乖離が導管性要件に与える影響が緩和されたが、会計と税務間において一時差異が生じた場合の所得の計算における調整制度は、税務上、未だ整備されていないため、一時差異が生じた場合、当該差異に基因する課税負担が投資法人に生じることになり、税法により設けられた導管性機能を十分に発揮する上での制度上の障害となっている。

会計基準のコンバージェンスにより、今後、会計と税務の乖離が更に拡大する可能性があり、その様な状況下において投資法人がその導管性機能を維持する為には、会計・税務の一時差異に基因する課税の調整制度（支払配当等の損金算入限度規定の廃止並びに欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用対象からの除外等）が不可欠である。

特定目的会社についても上記同様である。

③投資法人の合併に伴う利益分配の損金算入事業年度の明確化

【理 由】

- ・ 投資法人の合併に際し、被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付する金銭の額のうち、合併最終事業年度の直前事業年度の利益分配に相当する金額の当該直前事業年度における損金算入の可否の明確化並びにそれに係る手続規定等の整備

一定の導管性要件を満たす投資法人が支払う配当等は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとされており、投資法人が合併により解散した場合において、当該合併に際し被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付された金銭の額も損金算入の対象となる旨、平成21年度の税制改正により明確化されたが、その損金算入の対象事業年度については、不明瞭な部分がある。

投資法人が合併する場合において、合併最終事業年度の直前事業年度に係る利益の配当等の決議が、合併期日までに行えず、合併期日後に、合併最終事業年度に係る利益と当該直前事業年度に係る利益を一括して合併交付金としてその投資主に支払うこととなった場合における当該合併交付金のうち直前事業年度に係る利益の分配相当額の直前事業年度における損金算入の可否、並びに、損金算入を認める場合の要件及び手続き規定等の明確化が不可欠である。

④不動産投資法人等において買換え特例等の対象となる譲渡益の内部留保を可能とする措置を講じること

【理 由】

- ・ 投資法人はその他の法人と同様に法人税法上の課税主体として定められており、買い替え特例等も特に差を設けることなく用いることが可能となっているが、一方で投資法人については導管性要件の判定式から本来の帳簿価額と圧縮した帳簿価額との差額を除外することが出来ないため、実質的に買い替え特例等を利用することが困難となっている。その他の法人と同様に投資法人についても買い替え特例を実効的に利用することを可能とする観点からも必要な措置である。

⑤投資法人において、税法で定める配当要件（90%超配当要件）を満たした分配を行った場合には、当該投資法人の当該期に上げた収益については法人税の課税を免除し、分配後に投資法人に残された残余の未払い収益について法人税の支払が発生することなく内部積立を可能とすること

【理 由】

- ・ 現行の規定では、投資法人が90%超配当要件を満たした分配を行っても、損金算入できない金額については、法人税が課されている。実態として、投資法人については、ほぼ100%配当を行っていることから、損金算入から課税免除に変更したとしても実態としては、投資法人そのものの納税額や投資主の納税額に影響を与えるものではない。また、既に投資法人については90%超配当要件の判定式について会計上の概念で判定する等、様々な改善が行われてきた。しかしながら引続き、国際会計基準とのコンバージェンスによる会計基準の変更等が予定されており、引続きこれらの外部環境の変化により税務と会計において不一致が生じるように事態が生じないと断定することは困難である。以上を踏まえると、外部環境の変化が生じたとしても投資法人の導管性に影響が生じることを回避する観点から投資法人が90%超配当要件を満たした分配した場合には残余の未払い収益について課税免除とする等適切に改正することが適当である。

(7) 海外投資等損失準備金の特例措置

- ①探鉱準備金制度および海外探鉱準備金制度ならびに新鉱床探鉱費および海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（減耗控除制度および海外減耗控除制度）の維持・存続

【理 由】

- ・ 非鉄金属鉱業は鉱物資源を経営基盤とするが、鉱物資源は採掘に伴い減少（減耗）する枯渇性の資産である。鉱山企業が事業を存続させるために、鉱山の操業によりこれまでに投下した資本を回収するだけでなく、次の鉱床を発見するために探鉱活動を継続しなくてはならない。これは一般の製造業と大きく異なる点である。

探鉱活動は「千に3つ」、「万に3つ」と言われるほど鉱床発見の確率が低く、リスクが大きい一方、巨額のコストがかかる。この探鉱活動を直接支援する減耗控除制度は鉱業にとって必要不可欠あり、事業継続の前提とも言える制度である。

本制度を維持・存続させることは、鉱業の事業継続に大きく寄与し、ひいては資源の安定的な供給を通じて、わが国経済の発展に寄与するものである。

- ②海外探鉱準備金制度および海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（海外減耗控除制度）の利用しやすい制度への見直し

- ・ ①国内鉱業者に加え、海外で実質的に鉱業を行っている者も対象とする。
- ②海外子会社（海外鉱山）への出資比率を海外鉱山経営に直接参画し、かつリスクを引き受けうる比率（連結決算の持分法の適用要件である20%以上）等とする。また、鉱石引取比率を出資比率の見直しに応じた割合とする。
- ③鉱業法に定める国内で採取可能な鉱種に加え、海外のみで採取される鉱種を追加する。

本制度は、我が国経済発展に伴う鉱物資源の需要の増大及び鉱物資源の海外依存度の急速な高まりを背景に、海外における鉱物の自主開発を強力に推進する必要性にかんがみ、昭和50年度に創設された。

現在では、国内において鉱山を開発する余地はほとんどなく、一方で資源開発を取り巻く状況は、地理的条件の悪化による探鉱開発費の巨額化、新興国の需要拡大による資源獲得競争の激化、国際資源メジャーの寡占化、資源国のナショナリズムの高揚などにより、本制度創設時と大きく変化し、格段に厳しさを増している。こうした中、本制度はその重要性を増しているが、現在の鉱山の探鉱開発の実態に即しておらず、実質的に利用可能な制度への見直しが必要である。

(8) 地震・災害対策の特別措置

- ①企業が行う地震・津波・液状化現象等に対する防災・減災対策について税制上の優遇措置の創設

【理 由】

- ・ 今後大地震が発生する可能性の高い地域を特別区に指定し、そのエリアから危険度の低い地域に移転した際の移転費用及び、液状化現象に対する地盤調査費用等の税額控除制度の創設。

防災・減災対策として取得した資産について、一定期間固定資産税の減免。また、取得した土地・建物に対する登録免許税と不動産取得税の減免。

事業用資産の買替え特例に、防災・減災対策を対象資産として追加。

地震・津波対策費として、無税の引当金制度の創設

東海地震や首都直下地震など巨大地震発生確率が上昇する中、今後企業には防災・減災対策の強化が求められている。政府が対策を後押しする税制度を創設することにより、各企業は設備投資し易くなり、設備強化に弾みがつく。そうすることで、企業だけでなく従業員や地域住民の安全を震災から守ることに資する。自動車産業は未曾有の円高をはじめ、高い関税、高すぎる法人実効税率などにより企業の体力が奪われており、これ以上の企業負担は各社の海外進出に拍車をかける可能性もある。国内生産を守るとともに、企業が大地震に怯えることなく生産活動に専念できるよう、国による税制上の優遇措置の創設が必要である。防災・減災対策投資への優遇措置を講じることで、災害に強い生産設備等の整備が促進される。これにより、地震の多い我が国においても、事業の継続性が確保でき、空洞化防止、雇用維持が期待できる。

- ・ 東日本大震災により、企業では、国内における緊急事態下の事業継続の観点から、全国各地の事業所における災害対策、特に津波対策を見直す機運が高まっており、こうした状況を受けて平成23年度には津波対策に資する防波堤や津波避難施設等に対する固定資産税の軽減措置が期限付きで創設された。

企業が行う地震・津波等に対する災害・減災対策強化の効果は周辺地域の防災機能の強化にもつながることから、今後企業が自ら立案した計画に基づいて行う防災・減災対策に対して、税額控除や固定資産税の減免等の支援措置が受けられるよう、措置の拡充および適用条件を緩和する等の促進策を講ずるべきである。

②地震防災対策用資産の特別償却の復活等

【理 由】

- ・ 地震防災対策用資産（緊急地震速報受信装置等）については、東日本大震災の発生によりその重要性が再認識された。今後も東海地震などの大規模地震の発生が予測されており、防災・減災の観点から、当該設備投資は避けられないものであり、その普及促進をなお一層図る観点から、特例措置の復活、もしくは新たな災害対策用資産に係る措置の創設を要望する。

③火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

【理 由】

- ・ 火災保険等に係る異常危険準備金制度について、
 - (1)積立率を現行の4%から5%に引き上げること
 - (2)洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること
 （本則積立率となる残高率も同様に引き上げ）

近年は、国内外において、地震・台風・洪水などの巨大自然災害が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしている。損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払を行うという社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより保険金支払原資を確保するように努めている。

平成16年度の多額の保険金支払と異常危険準備金の取崩しを受けて、保険監督会計では、平成17年度以降、火災保険について伊勢湾台風規模の損害を基準として早期・計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入された。また、税制面では、平成17年度改正により火災保険等の積立率は4%（うち2%は経過措置）に引き上げられている。損害保険会社は、こうした保険監督会計・税制の取扱いに則って異常危険準備金残高の積み上げに努めてきた。

しかしながら、平成23年度には、東日本大震災、タイ洪水に加えて、台風や集中豪雨などへの保険金支払が発生したため、異常危険準備金の残高が大きく減少した。さらに、タイ洪水については平成24年度においても多額の保険金支払が発生することが予想されており、2年連続で異常危険準備金の残高が減少する可能性が高まっている。

平成24年度には経過措置（2%）の期限が切れることになるが、大幅に減少した異常危険準備金の残高を早期に積み上げるためには、経過措置を含んだ現行の4%の積立率でも十分とは言えない状況となっている。巨大自然災害の保険金支払に備えて残高を早期に回復させる観点から、積立率を5%に引き上げることが要望する。

洗替保証率についても、平成3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23年度の複数の災害への保険金支払いを考慮しますと、現行の30%（業界全体で5,000億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引き上げを要望する。また、積立率に関して、残高率が30%を超える場合には、本則積立率（2%）が適用されることとなっているが、これについても40%への引き上げを要望する。

④都市の防災機能の強化を図る特例の創設等

【理 由】

- ・ 備蓄倉庫や非常用発電設備等の設置に関する支援が必要。再開発の円滑な推進に必要な小規模地権者の地区外転出における改善を要望する。

(9) その他

①雇用促進税制の対象となる雇用者の範囲の拡充

【理 由】

- ・ 雇用促進税制について、現行の制度では、雇用保険一般被保険者資格の増加を伴う雇用者の増が税額控除の対象となっているが、出向により受け入れた社員については、出向元が資格を継続して保有する場合も、雇用者が増加したものとして、税額控除の対象とすることを要望する。

②当初申告要件の廃止拡大

【理 由】

- ・ 平成23年度税制改正において、法人税の当初申告要件が廃止されたが、租税特別措置法上においては適用額制限が見直されたに過ぎず、当初申告要件は存知している。納税者の利便性向上のため廃止を要望する。
- ・ 税務調査において複数年度の指摘があり試験研究費の基礎となる金額が翌年度に対応する損金であった場合、増加した法人税を基準にした控除限度額の計算が認められることとなったが、限度額以内であれば優遇措置を享受できない状況の解消をお願いしたい。

③バリアフリー法に基づく認定建築物の特例の延長

【理 由】

- ・ 5年間10%の割増償却の適用期限の延長を要望する。

④ベンチャー企業への投資促進税制の創設

【理 由】

- ・ 新規イノベーションの源泉となるべき研究開発型ベンチャーの育成は、我国の科学技術の飛躍、発展に極めて重要である。国内ベンチャー企業の資金調達を容易にする方策として、企業によるベンチャー投資を促進すべく、制度創設を要望する。

6 国際課税関連

(1) 移転価格課税

①国際関連者定義の見直し

【理 由】

- ・ 現行税制では持分50%以上の法人は形式基準により国外関連者と判定され、移転価格税制の対象となる。しかし、50%丁度の場合（例えば、50:50のJVに限らず、形式基準による判定では移転価格税制のケース）は必ずしも支配権を有しているとは本来趣旨（支配権を利用した海外への恣意的な所得移転の防止）から外れた税務執行が行われる可能性もある。国外関連者の判定にあたり、形式基準より実質支配関係の有無が優先されるよう法改正を要望する。
- ・ ①移転価格税制上定義されている国外関連者から、タックスヘイブン税制が適用される特定外国子会社を除外する。第三者取引価格の算出にはコストがかかるが、特定外国子会社は合算課税の対象となっているため、所得の移転とはならず課税上の弊害はない。②移転価格税制上定義されている国外関連者の条件にある出資割合を50%以上ではなく50%超とする。現在は50%以上という条件だが、出資割合が50%ずつの場合は支配権があるわけではないため、国外関連者には含めるべきではない。
- ・ 持株比率50%の会社は、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、措置法の条文中で移転価格税制の適用対象外とすべきである。
- ・ 国外関連者の要件については、実質的な支配力の観点から、株式保有比率50%以上から50%超に見直す必要がある。
- ・ 持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをすること。

- ・ 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすること。

また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすること。

制度適用の対象となる国外関連者の定義として、発行済株式数の50%以上の保有が定められているが、持分が50%ずつの合併事業等の場合には、必ずしも支配権を有していない。同様に実質支配基準における法人役員数による支配判定においても、法人役員数が50%ずつとなるケースでは必ずしも実質支配できていない。従って形式判断基準の見直しを要望する。

- ・ 50%：50%では支配関係があるとはいえないため、出資比率50%以上を50%超に見直す。
- ・ 国外関連者要件については、国外関連者の定義が現行50%以上の出資となっており、企業支配の実態が十分に反映されていないため、これを50%超に見直し法制化すべき。
- ・ 現行税制では持分50%以上の法人は形式基準により国外関連者と判定され、移転価格税制の対象となる。しかし、50%丁度の場合（例えば、50：50のJV、形式基準による判定では移転価格税制のケース）は必ずしも支配権を有しているとは限らず、本来趣旨（支配権を利用した海外への恣意的な所得移転の防止）から外れた税務執行が行われる可能性もある。国外関連者の判定にあっては形式基準を50%超へ改正した上で、形式基準より実質支配関係の有無が優先されるよう法改正を要望する。
- ・ 国外関連者の定義に関する出資比率による形式基準では、持分50%ずつの合併事業の場合、実質的に支配力を有していない場合でも国外関連者と認定される。ついては、国外関連者の定義を「出資比率50%以上」から「50%超」に見直していただきたい。

また、租税条約は、移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図るための重要な手段である相互協議の前提となるため、未締結国との租税条約締結を推進していただきたい。

- ・ 「特定事実」の存在による実質的支配基準での国外関連者の判定は、基準が必ずしも明確ではなく、税務当局の裁量の範囲が大きい制度となっている。本基準で国外関連者と判定する際は、税務当局に挙証責任があることを法令レベルにおいて明確化することを要望する。
- ・ 「国外関連者」基準の見直し（出資比率50%以上⇒50%超）
- ・ 当該制度の対象となる国外関連者の定義が、現行50%以上の出資となっているが、これを50%超に見直すべき。また、当該制度の対象となる国外関連者の判断に当たっては、持株比率による形式基準と法人支配における実質基準の両方満足することを確認すべき。

②相互協議および事前確認制度の強化・迅速化

【理 由】

- ・ 税条約締結国との移転価格課税の場合、更正前には必ず相互協議を経る制度にする。現行制度では一時的にせよ二重課税を強いる制度であるため、租税条約締結国との移転価格課税の場合、相互協議を経た上でないと、更正できない制度にするべきである。
- ・ 執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化し、予め二重課税リスクを低減させるなど、企業が国際競争力を失うことのない執行のあり方を要望する。
- ・ 移転価格税制については、実態を踏まえた制度運用と事務運営要領の整備が図られてきているが、企業にとって予期せぬ二重課税が生じないよう、事前確認制度や相互協議の迅速化についてなお一層の取り組みが必要である。
- ・ 移転価格税制において、当局側で重要な制度であるAPA（事前確認制度）の手続き・審査の更なる迅速化（税務当局の審査の一元化等）が可能となる体制を構築すること。また仮に十分な損益が見込めない事業であっても前向きに対応すること。
- ・ 当局側で重要な制度であるAPA（事前確認制度）の手続・審査の更なる迅速化。例えば税務当局の審査の一元化、つまり審査部局と相互協議部局間の情報交換・伝達をより密接にしてduplicate requestsを無くし納税者の負荷軽減、協議の迅速化につなげてほしい。また仮に十分な損益が見込めない事業であっても前向きに対応すること。

相互協議の合意結果として過年度の補償調整が生じる場合、相手国の国内法によって（例えば韓国）金利

等が課される場合がある。申請内容と合意内容が異なり補償調整が生じる場合には、これらの金利等、本来の補償調整とは関係なく発生するものについては免除し、我が国の企業の利益を守るよう、協議の中で確認してほしい。

また、複雑化・多様化する事業・商流に対応するため、二国間のみならず三国間以上の取引につき事前確認制度を拡大する等柔軟な対応を要望する。

- ・ 移転価格問題における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、国際的二重課税のリスク軽減により、企業の海外活動を側面から支援することで、国際競争力の強化につながると期待される。

③無形資産に関する取扱いの明確化

【理 由】

- ・ 平成19年6月の移転価格事務運営要領改正で、無形資産の取扱いの明確化が図られたが、事務運営要領は移転価格税制に関する事務運営の基本方針、調査時の留意事項等を定めたものに過ぎない。無形資産の定義については国際的なルールと整合性をとった上で、法令レベルにおいて明確な規定を置くことを要望する。また、OECD移転価格ガイドラインの改正にて既に規定された第9章（事業再編）や、今後の更なるガイドライン改訂作業に対応するための国内制度改正、執行についても、納税者の理解や納得を得ながら進めることを要望する。

④移転価格税制の執行の見直し

【理 由】

- ・ 平成19年度税制改正において、相互協議の合意に至るまでの期間、わが国の課税（増額分）の納税を猶予すると共に延滞税を免除する措置が講じられたものの、猶予相当額の担保供託が義務付けられている。また会計上は更正通知を受領すると財務諸表に当該金額を損益計算書上に反映させる必要がある。租税条約締結国との移転価格課税の場合には相互協議合意後でなければ、更正そのものを出来ない制度とすることを要望する。
- ・ 移転価格税制の執行に関し、課税当局が更正処分に先立って二重課税回避の対応をする旨の事前合意を相手国政府から得ることを執行の要件とすることを税法化すべき。少なくとも、相手国政府と二重課税の解決に向けた有効な協議を行うことについての合意を得ることを移転価格税制執行の要件とすべき。
- ・ 課税当局が更正処分に先立って、二重課税回避の対応をする旨の事前合意を相手国政府から得ることを執行の要件とすることを税法化すべき。少なくとも、相手国政府と二重課税の解決に向けた有効な協議を行うことについての合意を得ることを移転価格税制執行の要件とすべき。
- ・ 移転価格課税の執行にあたっては、課税するからには二重課税状態の確度をもった解消をその大前提とすべきであり、課税（追徴）の前に、相手当局との合意形成を最大限図ることを義務付け、またそのプロセスを税法内に明示的に織り込むこと。相手国によっては、租税条約は締結していても、当局間の相互協議によって出た結論に対して、税額還付などの対応的調整を実行するための国内法が未整備の国も、多数存在する。

また、通常、二国間の相互協議には、相応の時間とコストを必要とするが、経済環境などの諸事情によって課税案件が集中しているような国や、相互協議当局の権限が明確ではなく、官僚機構内部で相当な調整が必要な国などでは、その解決が一層長期化する傾向にある。

移転価格課税によって惹起される二重課税状態は、納税者からは確実に解消されるべき課題であり、上記事情に鑑み、可能な限り課税の濫用を防ぐべきと考える。

- ・ 多くの企業が海外へ進出している今日、移転価格税制の重要性は一段と高まり、企業にとって本制度に関する更正処分による二重課税等の税務リスクは無視できない状況となっている。企業の税務リスクを低めグローバル活動を円滑にするために、実際の取引価格と独立企業間価格に差が生じた場合の取引価格の解釈の仕方の問題、二国間による二重課税回避のための対応的調整等、二重課税排除の徹底に向け制度運用の適正化を進めるべきである。租税条約締結国との移転価格課税の場合は、相互協議後でなければ更正できない制度とすること。

⑤国外関連者寄付金課税の見直し等

【理 由】

- ・ 国外関連者との取引に係る課税について、寄附金課税を適用するのか、移転価格課税を適用するのかによって、相互協議の可否、更正の期限等が異なる。わが国において寄附金課税が行われた場合、相互協議の対象とならず二重課税が排除されない蓋然性が高いことから、国外関連者との取引に係る課税は原則として移転価格税制を適用することを明確にすることを要望する。
- ・ 国外関連者への寄付金と移転価格税制の関連が不明確であるため、原則として移転価格税制において取引価格の妥当性を検討するものとして欲しい。
税務調査では移転価格の議論を避けて、経営支援等の国外関連者寄附金での課税が目立っている。企業にとっては国外関連者寄附金も二重課税であるため、安易に国外関連者寄附金にならないよう範囲を限定すべきである。
- ・ 現行の移転価格税制事務運営要領の価格調整金に関する記述において、内容によっては寄付金と扱うような記述になっているが、どのようなケースが寄付金となるのか不透明であるから、価格調整金と寄付金の違いを具体的に明確化して欲しい。また、寄付金の場合は相互協議の対象外という扱いとなっており、救済措置がないため、寄付金課税についても相互協議の対象とすべきである。
- ・ 国外関連者宛て寄付金課税は、無償取引を取引当事者間で合意しているもの及び有償取引で契約の満額を収受していないもののみとし、それ以外の国外関連者取引は、移転価格税制の適用範囲内とすること。
- ・ 移転価格課税後、相互協議の合意までの期間は、二重課税を余儀なくされる。また、相互協議合意で二重課税が回避されても、会計上は当初の課税時点で更正通知に基づき損益計算書への計上が必要となる。移転価格課税の場合は、課税後に相互協議で解決するのではなく、課税前に相互協議を前提とした相手国政府との事前合意を要件とし、課税後の相互協議の早期合意を図る。

⑥相互協議決着に伴うオープンイヤー修正一括調整規定の創設（相互協議の合意年度での一括調整等を選択可能な規定の創設）

【理 由】

- ・ 移転価格更正を受けた後、相互協議での決着を図る場合、更正年度以降のオープンイヤーについては、相互協議の合意結果が出るまでは、合意した移転価格手法による処理は行えない。この場合、結論が出た後に過去年度に遡って修正申告するのは実務上対応が非常に困難となるため。
- ・ 相互協議およびAPAの決着に伴う過年度修正について、地方税も含め、協議決着の日の属する事業年度において一括調整が図れる仕組みの創設を要望する。移転価格問題における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、国際的二重課税のリスク軽減により、企業の海外活動を側面から支援することで、国際競争力の強化につながると期待される。
- ・ 事務の簡素化・効率化のため、APAなど相互協議の結果としての過年度の所得修正は最終年度で一括修正を行う規定を導入することを要望する。

⑦移転価格課税に係る事務手続の明確化

【理 由】

- ・ 移転価格の文書化規定で用意しておくべき資料が平成22年度の税制改正で以前に比べると明確化されたものの、年度等を含めた適用範囲につき未だ不明瞭な点も多いため、納税者の負担が大きくなりすぎるのを防ぐためにも、より必要な資料につき明確化してほしい。

⑧過大申告年度と過少申告年度の通算制度の創設

【理 由】

- ・ 移転価格税制では年度単位で移転価格の妥当性が検証されるが、更正期間（最長6年）内には、独立企業間価格に照らして日本の所得が過小となる年度だけでなく、過大となる年度もある。現行税制では、過小年度のみが更正の対象となるが、公平性の観点から、過大年度についての減額更正、又は、過小年度との通算措置の創設を要望する。

⑨「ベリー比」の容認

【理 由】

- ・ 本邦及び海外での利益水準指標について整合性が無くなる可能性があるため。
- ・ 利益水準指標についてわが国は従来からベリー比を租税特別措置法上認められない移転価格算定方法であると解釈されてきたが、2010年7月のOECD移転価格ガイドラインの改正を踏まえ、国内法令上も移転価格の利益水準指標としてベリー比を認めることを要望する。
- ・ OECD移転価格ガイドラインの改正を踏まえ、国内法令上も移転価格の利益水準指標としてベリー比を認めること。他国との整合性を欠いており執行機関の裁量範囲が大きい制度となっているため。

⑩企業グループ内役務提供（IGS）のマークアップ率におけるセーフハーバーの設定

【理 由】

- ・ グローバル化の進展にともない、IGSの頻度が増加しているが、その対価算定におけるマークアップ率が明示されていないため、算定にかかる業務負荷が大きい上、将来の課税に関する不確実性を排除できない。例えばシンガポールのように、提供する役務の内容に応じあらかじめセーフハーバーとなるマークアップ率を設定する事により、企業活動の円滑な推進が期待できる。

(2) 外国税額控除制度

①控除限度額の繰越期間の延長・限度超過額の損金算入制度の創設

【理 由】

- ・ 外国税額控除は、外国所得税の額と控除限度額との差額を控除限度超過額として翌年以降3年間繰越すことができることとされているが、当該3年の期間内に外国で支払った額以上の法人税等が国内で発生しない場合には、控除しきれない額が発生することとなる。
外国税額控除の目的である国際的二重課税防止の観点から、繰越期間の延長、もしくは繰越期間に関わらない全額控除を要望する。
- ・ 企業業績が低迷すると、控除対象外国税額がありながらも控除限度額がないために、外国税額控除を受けられない恐れがある。また、所得税額控除においては、欠損状態においても還付を受けることができるため、外国税額控除においても平仄をあわせるべきである。また、一層の二重課税排除のためには、最終期間内に外国税額の控除不足が確定した場合に損金算入を認めるべきである。
- ・ 外国税額控除限度額の超過額については現行3年しか繰り越すことができず、控除がされないままでは、本来の目的である二重課税の排除ができなくなるため、控除限度額の繰越期限（現行3年）の撤廃（無期限に）を要望する。
- ・ 繰越控除余裕額に控除限度超過額を充当する場合、控除未済として繰越さず、国税同様即時還付することを要望する。二重課税排除の機会が損なわれ、企業に過度の税負担を強いるおそれのある取扱いは見直されるべきである。
二重課税を完全に排除するため、タックスヘイブン税制で合算対象となった所得のうち、本店所在地国が税を課さない国である場合は、非課税国外所得でなく、課税国外所得と取り扱うこと。
- ・ 二重課税回避のため、控除限度超過額の繰越期間を現状の3年から欠損金の繰越期間と平仄を合わせて9年とすることを要望する。
- ・ 二重課税回避のため、切り捨てられることとなった控除限度超過額を損金算入できる制度の創設を要望する。
- ・ 特定外国子会社等の合算所得のうち、本店所在地国が法人税を課さない国又は地域である場合には非課税国外所得とされているが、他の国又は地域で法人税を課されている場合には課税国外所得とすること。会社設立の簡便性や業務遂行の優位性などから法人税を課さない国に本店を設立し、主たるオペレーションを他国の支店で行う場合等は、法人の租税負担全体が非課税国外所得からなるものとされる。本店所在国において法人税が非課税であっても、他の国で法人税を貸されている場合には課税国外所得からなるものとされることを要望する。

- ・ 租税条約がない国等に於いて、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課され、かつ、本邦でも課税される性質の所得（Capital Gain等）は国外所得に該当する規定を導入すること。二重課税の排除を行うには適正な国外所得金額の把握が不可欠であり、二重課税の排除の適用に当たっては租税条約の締結の有無は本来関係のないものである。従い、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課されるものについては制度の趣旨に照らし国外所得とする取扱いを明確化することを要望する。
- ・ 国外所得と税額発生時期のタイムラグや控除枠が十分に確保できない等の理由から、外国税額控除制度の利用が制約される事態が発生しているため、控除限度額の繰越を現行の3年から5年又は7年へ延長すること。また、繰越期間経過後は控除限度超過額の損金算入を認めること。
- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、限度超過額、控除余裕額の繰越期間を、少なくとも5年以上に延長することを要望する。
- ・ 事業再構築の一環として海外子会社の売却等を行い、海外において売却益が発生するような場合において、控除限度額等の繰越期間が3年とされていることから、部分的に国際的二重課税が発生するケースが生じ得る。二重課税の防止という法の趣旨から繰越期間を少なくとも9年に延長するよう要望する。
- ・ 外国税額控除は、当初申告時に「損金算入方式」と「税額控除方式」の選択制となっており、当初「税額控除方式」を選択して3年の繰越期限内に控除を受けられないと、全額社外流出となり損金算入も受けられない制度となっている。

繰越期限に「3年」という制限が設けられている条件下で、予測のつかない選択を強いられ、かかる税負担が生じるのは本来公平であるべき税負担の観点から好ましいものではない。このような納税者不利の制度については是正が必要と考える。

少なくとも期限切れとなった年度に自動的に損金算入を認めるべきである。

- ・ 所得に係る外国税金はその属性として損金であり、タックスレシートが徴収できない等の理由により外国税額控除の適用を受けられなかった外国税金については損金算入を認めるべき。
- ・ 外国税額控除の控除限度額・控除余裕額の繰越期間の延長（3年⇒9年）。繰越欠損金の繰越期間と一致させることを要望する。
- ・ 繰越期間に控除できなかった外国税額を損金参入することにより二重課税を部分的解消するために、控除不能となった繰越外国法人税の損金参入を要望する。
- ・ 国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしているが、わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と、税額を控除しきれないケースもある。
- ・ 欠損金の繰越期間の延長を受けて外国税額控除の繰越期間も連動する形で改正して欲しい。
- ・ 繰越欠損金がある場合には外国税額控除が実質適用できない。欠損金の繰越期間が9年に延長されたことから、外国税額控除についても限度超過額を現行の3年から5年もしくは7年に延長することで、税額控除の可能性を高めたい。または、所得税額控除と同様に、控除限度額を廃止して二重課税が早期に解消できるように望む。
- ・ 持分25%以上の海外子会社からの配当については、益金不算入制度が整備されているものの、その対象外となる事業所得等に係る直接外国税額控除について、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行3年⇒9年）や、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分についての損金算入を認める等の改善を図るべきである。
- ・ 本制度の目的である国際的二重課税の解消をより確実にするため、以下の項目について制度の見直しを要望する。また、本制度の見直しに当たっては、国税だけでなく地方税においても同様の見直しがなされるように要望する。

①控除限度超過額及び控除限度余裕額の繰越期間の延長
（3年⇒7年）

②控除限度超過額の損金算入制度の創設

- ・ 控除限度超過となった外国法人税は繰越か損金算入の選択を認める
- ・ 控除不能が確定した繰越外国法人税の損金算入を認める

③損金算入を選択した場合の控除余裕額の切捨て措置の廃止

控除対象外国税額があるにもかかわらず、所得の減少や現地の課税とのタイムラグのために税額控除を

受ける事ができないケースが発生している。国際的二重課税の解消という本来の目的をより確実に実現し、国際的な税負担のイコルフットイングを図ることで、国際競争力の強化に寄与することができる。

- ・ 控除限度額計算に用いる法人税額は、試験研究費等の税額控除前の法人税額とすること。
- ・ 大阪地方裁判所平成23年6月24日判決（事件番号平成18（行ウ）191）にあるように、例えば外国法令においてはその所得に基づいて課税がなされた場合でも、その行為を日本の法人税で解釈した場合日本においては法人税の課税標準に算入されていないものに対して課された税が外国法人税となるかどうかが不明確であるため。

(3) 外国子会社所得合算税制

①外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し

- ・ 多数の外国子会社を保有している会社にとって、個別に租税負担割合の計算を行うことは多大な稼働を要することから、一定条件を満たす国・地域に所在する子会社についてはタックスヘイブン税制の対象外とする、ホワイトリスト方式の導入を要望する。
- ・ 外国に多くの子会社を有する企業にとって、現在の制度に基づく申告業務は膨大で負担が大きい。租税負担割合の計算を免じるためのホワイトリスト方式を導入していただきたい。
- ・ タックスヘイブン対策税制について、わが国の実効税率の半分以下であれば軽課税国であるという考えのもと、トリガー税率が設定されていると聞いた。実効税率が35.64%（復興特別税の課税終了後）であれば、トリガー税率を17%程度に見直していただきたい。
- ・ 外国子会社合算税制上の租税負担割合の計算における所得の金額（いわゆる分母）には、本店所在地国の法令で「課税標準に含まれない」所得の金額が含まれることとなっている。本店所在地国の法令で「非課税」とされる所得についてはこれに該当すると思われるが、本店所在地国の法令で「課税の繰り延べ」となる所得については、将来のいずれかの時点において課税標準に含まれることになるものであり、未来永劫課税標準に含まれない非課税所得とは異なるものと理解しているが、法令上は必ずしも明確でないため明らかにしていただきたい。
- ・ 二重課税の排除のため、本店所在地国での租税負担にかかわらず、外国関係会社全体での租税負担割合を判定基準とすべきであるため、特定外国子会社等の判定にあたり、本店所在地国が税を課さない国にあっても、他の国での税負担により、租税負担割合が20%超となる場合は、合算対象としないことを要望する。
- ・ 特定外国子会社等の判定基準となる租税負担割合が25%から20%に改正されたが、法人税率引き下げにより法定実効税率が20%以下となる国が多くなっている現状に鑑み、更に租税負担割合を緩和すること。
- ・ 外国関係会社の本店が法人の所得に対して課される税が存在しない国に所在する場合には、本店所在地国以外の税負担を含めた租税負担割合が20%を超えていたとしても、特定外国子会社等に該当する。一方で外国関係会社の本店所在地国に極めて低率でも法人税が存在していれば、本店所在地国以外の税負担を含めた租税負担割合が20%を超える場合には特定外国子会社等に該当しない。

外国関係会社の本店所在地国の状況に係わらず、外国関係会社の租税負担割合に基づいて特定外国子会社等の該否判定がされることを要望する。

- ・ 多国籍企業群を買収する場合における資本階層の整理には株式の現物分配の利用が考えられるが、本店所在地国の法令では現物分配により生じる株式譲渡益が非課税となり、タックスヘイブン対策税制の合算課税の対象となる場合には、その実行を阻害する要因となることから、現物分配により生じる現地法令上非課税となる譲渡益を非課税所得の範囲から除外することとし、非経常取引により租税負担割合が一時的に下がらないよう手当てされることを要望する。
- ・ 措令39条の14における租税負担割合の計算上、外国現地税制における取扱いとの関係で、非課税所得の範囲が不明確であることからより一層の明確化を図ることを要望する。
- ・ 外国関係会社の本店が法人の所得に対して課される税が存在しない国に所在する場合には、本店所在地国以外の税負担を含めた租税負担割合が20%を超えていたとしても、特定外国子会社等に該当してしまうため、特定外国子会社等の判定にあたり、本店所在地国が法人税を課さない国又は地域にあっても、他の国又は地域での法人税の負担により、租税負担割合が20%超となっている場合は特定外国子会社等には該当しないと

することを要望する。

- ・ 税率の変更にしたがって遅滞無く変更することにより、立法主旨を説明するため、トリガー税率を20%の固定ではなく、日本の税率の半分以下と定義することを要望する。
- ・ 多数の子会社株式を保有している会社にとって、個別に租税負担割合の計算を行うことは事務作業が膨大となり負担となっているため、租税負担割合計算におけるホワイトリスト方式の導入を要望する。
- ・ 連結納税制度を採用している場合の租税負担割合の計算方法が明確化されていないため、外国子会社が連結納税制度を採用している場合における、租税負担割合計算方法の明確化を要望する。
- ・ 外国子会社において同一事業年度に生じた性質の等しい項目（株式譲渡益と株式譲渡損、為替差益と為替差損など）が現地で非課税の場合、当該損益を相殺した上で租税負担割合計算上の非課税所得（外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額）とすることの可否を明確にして頂きたい。
- ・ 措置法施行令39条の14は、あくまで「本店所在地国の法令により非課税」と規定しているのみであり、「本邦法人税法を適用した場合に課税されるべきものが非課税」となっている場合にそれを租税負担割合計算で分母に含めなければいけないわけではないことを明確にして頂きたい。例えば外国で日本法の合併／分割に類似する再編行為が行われ、現地法令で簿価引継ぎ取扱いが適用されている場合において、当該合併／分割について仮に本邦法人税を適用すれば適格合併／分割に該当しない再編行為であれば非課税所得を構成する、とはならないことを明確にして頂きたい。
- ・ 軽課税国の判定基準である現行の税率20%については、近年の諸外国の法人実効税率引下状況を踏まえ、15%に引き下げていただきたい。

連結グループ内の所得と欠損を相殺した結果、グループ全体では租税負担割合が低くなるが、このような場合にグループ内各社の租税負担割合をどのように計算すべきか、明らかにされていないため、海外子会社が連結納税制度を採用していた場合に、租税負担割合における分子（＝本店所在地国で課される外国法人税）の計算方法を明確化することを要望する。

- ・ 軽課税国には所在しない外国子会社が、通常の事業活動を行っている中で一時的な非課税所得が生じた場合（現地税法上非課税となる組織再編等）、本税制の趣旨からは課税の対象とすべきではないにも関わらず、課税が生じてしまうケースがあるため、租税負担割合の分母に加算する非課税所得について、現地税法上課税繰延となるもの等一定のものを除外することで、その範囲につき明確化を図ることを要望する。
- ・ 平成22年度税制改正に於いて軽課税国の判定基準（租税負担割合）が25%から20%に引き下げられたものの、15%などさらさら引き下げをしてほしい。
- ・ 現行税制の下では、外国関係会社が現地法令に基づき連結納税制度に加入している場合における税率20%判定の方法が明らかにされていない。
- ・ 本店所在地国以外で20%超の租税負担をしている一方で本店所在地国が法人の所得に対して課される税が存在しないために、非課税所得扱いになってしまうと、二重課税の排除が全く機能しないため、特定外国子会社等の合算所得のうち、本店所在地国が法人税を課さない国又は地域である場合には非課税国外所得とされているが、他の国又は地域で法人税を課されている場合には課税国外所得とすること。

②外国関係会社の判定に係る株式保有割合の緩和

- ・ グループの持株割合が10%しかない状態では、出資先法人の経営に対する影響力は乏しく、当該出資先法人に配当を実行させることは困難である。加えて、10%程度の少数株主にとっては財務諸表の入手が困難な場合もあるので適用法人となる保有割合を20%以上に緩和していただきたい。
- ・ 物流統括会社の場合、統括業務の機能が重要視され、資本関係は必ずしも必要はないと考えられるため、被統括会社の株式を統括会社が一定割合（25%以上など）直接保有する要件を緩和し、直接・間接保有とすることを要望する。
- ・ 外国関係会社の判定は、内国法人等により50%超の株式保有がなされているか否かで行われるが、例えば、内国法人の出資比率が50%以下であっても、残りを出資する外国法人が上場会社で、その株主に内国法人及び居住者が含まれると、間接的に出資比率が50%超となる場合がある。しかしながら、第3者である他パートナーの小規模な出資関係者を把握することは実務的に困難であるとともに、現行判定方法は支配関係の実態にそぐわない。

- ・ 課税対象金額の計算において控除される特定外国子会社の子会社からの配当に関して、内国法人の課税所得の計算と同様に租税条約による子会社要件の緩和の適用が出来ることを要望する。
- ・ 統括会社について、要件を緩和し、2以上の内国法人（パートナーとの共同出資）による100%保有の統括会社を認めることを要望する。
- ・ 外国子法人の株式を内国親法人と外国親法人が50%ずつ保有している場合において、その外国親法人が上場しているときは、その株主に居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が一人でもいれば、外国子法人は外国関係会社に該当することとなる。しかし、その上場している外国親法人の株主を一人一人確認することは実務上困難であり、その作業には相当な事務負担を伴うことが見込まれる。

また、たとえ外国親法人の株主に一人の居住者がいることが判明し、居住者、内国法人及び特殊関係非居住者による持株割合が50%を多少越えたとしても、上場会社の株主が、上場会社を通じて外国子法人をコントロールする可能性は極めて低いと思われる。

そこで、たとえば外国親法人がいる場合に、その法人が上場しているときは、外国親法人の株式を50%以上有している株主のみの情報を入手し、居住者、内国法人及び特殊関係非居住者に該当するか否かを検討することとしたらどうか。

③適用除外基準の明確化・緩和

- ・ 2010年度税制改正において、物流統括会社の関連者取引基準が緩和されたことは、連結グループ内での商流を検討する上で、歓迎すべき改正である。

しかしながら、統括会社が直接25%以上の株式を保有していることとか、統括会社であることを書類・契約等で証明する等、納税者に税務のためのコンプライアンスコストを負担させている。関連者取引基準は、特定外国子会社等が事業実体があるのかどうかを客観的な指標で判定する趣旨で導入されたものと理解している。外国子会社が、一定の従業員を有し、事業の用に供するための事務所・固定資産等を保有し、本店取材地で経営の意思決定を行っているなどの会社としての実体がある場合、関連者取引基準でテストを行う必要があるのか疑問である。

統括会社に対して緩和措置を講じていただければ、さらに進んで関連者取引基準の撤廃をお願いしたい。

- ・ 清算プロセスの間は、適用除外要件を満たすことは出来ず合算課税の対象になる場合がある。国によっては清算プロセスが長期に及ぶ場合があるが、それは租税回避を目的としているのではない。清算プロセス中の法人に関しては除外するように手当てをして欲しい。
- ・ 適用除外であった事業の実態のある特定外国子会社が清算事業年度においては、資産保有会社として業種判定され、清算事業年度のみ合算対象となるのは不合理である。
- ・ 海外子会社が自ら資金を調達し、それを原資に他の海外子会社に貸付を行っている場合、所在地国基準を充たす旨を明確にすることを要望する。海外のグループファイナンスカンパニーが所在地国基準を充たすかどうかについて、課税庁より明確な指針は示されていない。しかし、金融法制や租税条約ネットワークの有利性等を勘案して、グループファイナンスカンパニーを海外に設立することは、企業の正常な経済活動として認められるべきである。したがって、他の適用除外要件（管理支配基準等）はすべて充たすという前提において、このようなグループファイナンスカンパニーは、本税制の課税対象とすべきではない。
- ・ 事業活動の多様化により、主たる事業の判定が複雑化しているため、判定基準をより明確にして頂きたい。
- ・ サービス業を営む法人が所在地国基準を満たすかどうかは、その役務の提供地（役務を提供する者の所在地）で判定するものと考えられるが、役務の提供を受ける者の所在地により判定すべきとする意見もあることから、明確化を望む。

④特定外国子会社の繰越欠損金の考慮

【理 由】

- ・ 特定外国子会社につき、留保所得のある子会社のみならず、欠損金のある子会社も合算対象とすることを要望する。所得のみを合算し損失の通算を認めない現行制度は非常に不公平である。悪質な租税回避行為は別の方法で歯止めをかければよい。

- ・ 合算税制において損失の通算を認めない現状において、欠損金の繰越期限を一般税制と同様に7年としているのは不合理であるため、欠損金の繰越期限（平成17税制改正では7年間）を撤廃することを要望する。
- ・ 海外事業については、市場調査や市場開拓等の事前活動から着手し、中長期的な営業戦略を経た後に利益を獲得できるものであるにも関わらず、それまでの事前活動での欠損に対する配慮が無く、ようやく利益を獲たところで課税されるため、国内課税（繰越欠損金）との公平性が保たれないことから、特定外国子会社での欠損についての措置を要望する。
- ・ 特定外国子会社について、所得のみを合算し損失の通算を認めない現行制度は非常に不公平であることから、欠損金のある子会社についても合算対象とする措置を要望する。
- ・ 内国法人の清算においては、残余財産がないと見込まれる場合は期限切れ欠損金の利用が認められている（法59-③）。
これは、残余財産がないにも関わらず、債務免除益等について課税されるような場合を考慮しているものと考えられるが、特定外国子会社の適用対象金額の計算においても同様に扱うべきである。
- ・ 継続企業の前提から、特定年度のみ所得を合算することは不公平であり、租税回避でない限りは欠損金の繰越控除は認められるべきと考えるため、適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除を認めること。
- ・ 合算課税を受ける際に、過年度に生じた繰越欠損金のうち特定外国子会社等に該当する前の事業年度に生じた場合の繰越欠損金については控除は認められず、二重課税となってしまう。外国関係会社は継続企業を前提とするものであり、特定外国子会社等に該当しない事業年度で生じた繰越欠損金についても繰越控除を認めることとして欲しい。

⑤買収により取得した海外子会社の取り扱い

【理 由】

- ・ 買収に伴いタックスヘイブン税制の対象となる外国子会社について、買収前の出資関係がない期間の所得についても所得を合算する必要があることから、買収初年度においては、当該税制の対象外とすることを要望する。
- ・ 買収後に外国子会社合算税制の対象となる会社が含まれていることがある。このような事態は予測が不可能であり、合算課税が発生する場合には買収価値を毀損することになる。海外の企業を買収した場合には、日本法人の買収初年度の申告からは同制度を適用しないことを法律で規定願いたい。
また、海外企業グループ買収後に事業統合や組織再編を実施していくことになるが、これらの組織再編等を実施することにより、外国子会社合算税制の対象となり、日本での合算課税が発生する場合がある。この合算課税を回避するすべが無い場合とか、回避するために複雑な再編が必要になり、再編完了までに相当の期間を要することがある。買収後のシナジー効果を最大化するためには組織再編等を迅速に実施することが日本企業の国際競争力強化のためには不可欠であり、特定外国子会社等の再編・整理が完了するまで一定期間（例えば買収後1年間：英国では現行2年を3年に延長予定）は特定外国子会社等の範囲から除外することを法律で規定願いたい。
- ・ 海外での買収案件では、事業スキーム整理のため組織再編をおこなう場合が想定されることから、株式取得後に予定される組織再編等が終了するまでの一定期間、合算課税の猶予を認めること。実現されない場合には、買収を実施した翌事業年度からの合算開始とすること。
- ・ M&Aにより初めて日本国の特定外国子会社に該当する事となった法人については、当初3年間は組織再編を行うための猶予期間として適用除外措置を認めるルールを導入すべきである。英国のCFC税制においても、M&A直後2年間はその後グループ内組織再編のための猶予期間を認めており、改正案ではこれを当初3年間に延長することが計画されており、今後日本企業による外国企業のM&Aは従来以上に増大することが見込まれるので、我が国企業の海外進出の妨げにならない配慮が必要である。
- ・ 企業買収後一定期間に行われる組織再編から生じる所得については、実効税率判定上や合算対象所得判定上の所得に含めないこととすることを要望する。In-Out投資が活発化している現在、買収後に一定の組織再編が必要な場合が多く、左記の制度の導入の必要性が感じられること。一定の申請性にして、この制度の適用を受けた場合、必ず合算所得の計算について本法法令方式をとることとさせ、我が国TH税制上は簿価

のステップアップを行わない等のルールを設けても良い（課税上の弊害の排除）。

⑥適用対象金額の算定

【理 由】

- ・ 株式等の譲渡および受取配当金における資産性所得の部分適用対象金額の算定において、当該株式の持分割合の判定は、株式を保有する特定外国子会社単位では無く、グループ全体を合計した持分割合で行うことを要望する。
- ・ 現状では、法人税法第62条の5第3項から第6項までが本邦法令による適用対象金額計算から除かれているため、特定外国子会社が現物分配を行った場合、それが本邦における適格現物分配に該当するようなものであっても、含み益が適用対象金額に含まれてしまいます。日本でも課税されない適格現物分配に該当する現物分配については、適用対象金額から除いて頂きたい。

⑦現物分配に係る課税繰延べの規定の適用

【理 由】

- ・ 「日本親法人を頂点とする直接又は間接に所有する持分が100%の出資関係で結ばれている企業グループに属する特定外国子会社等が、その100%グループ内の他の法人との間で実施した一定の現物分配に係る譲渡損益の課税の繰り延べおよび譲渡損益調整資産に係る譲渡損益の課税の繰り延べ規定を準用し、トリガー税率の計算上分母の課税所得金額に加算せず、加えて合算課税対象所得金額に算入しない措置を講ずる。
現状、企業組織再編成のうち、一定の要件を満たす合併、会社分割、現物出資については課税の繰延べが認められているが、現物分配および株式譲渡については課税の繰り延べは認められていない。
合併、会社分割、現物出資では資本関係が複雑となり経営意思決定と執行が迅速に行えず買収によるシナジー効果向上を図る目的を達成することができない場合があるため、上記の現物分配および譲渡損益調整資産に係る譲渡損益の課税の繰り延べ規定の準用を認めていただきたい。

⑧資料添付要件の緩和

特定外国子会社等が適用除外要件を満たす場合に、適用除外の適用を受けるには、「確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付」することが必須の要件となっているが、当該要件を廃止していただきたい。

【理 由】

- ・ 合算課税の適用除外の取り扱いを受けるためには、別表17(二)等を確定申告期限までに整備する必要があるが、国際的に事業を展開している企業にとっては、対象となる会社が相当数にのぼり、確定申告期限までに対象会社ごとの別表17(二)・17(三の二)等を整備することは、著しく大きな事務負担となっている。
よって、当該確定申告書への添付要件を廃止していただきたい。

⑨課税対象金額の計算方法の見直し

【理 由】

- ・ 基準所得金額の計算において本邦法令方式を選択し、完全支配関係（※）が内国法人と特定外国子会社等との間である場合には、平成22年度税制改正により可能とした適格現物分配と同様の関係にあることを鑑み、特定外国子会社等が保有する株式を簿価で内国法人に移転させ、現地法令上非課税となる株式譲渡益は課税の繰延として、租税負担割合の計算上の非課税所得に含めないこととするか、基準所得金額の範囲から除外することを要望する。
※被現物分配法人である内国法人と現物分配法人である特定外国子会社等との間に法人税法2条十二の七の六で定める「当事者間の完全支配の関係」もしくは「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」と同様の関係がある場合。

⑩二重課税調整規定の拡充

【理 由】

- ・ 内国法人が特定外国子会社等から受ける配当は、特定課税金額の含みに関わらず益金不算入することを要望する。平成21年度税制改正により、合算後10年を過ぎて親会社に配当を行なう場合、外国子会社については、95%までは二重課税排除措置が講じられたが、依然5%部分については二重課税となっている。また外国子会社に該当しない特定外国子会社からの配当について二重課税となるのは不合理である。既に一旦課税している留保所得については、配当に期限を設けず二重課税が起こらない仕組みとするべきである。
- ・ 「納付することとなる法人所得税の額」は、通常前事業年度の所得に係る法人税額等になるため、特定外国子会社の対象事業年度の翌事業年度において基準所得金額が十分に生じなかった場合二重課税が解消されないケースが生じるため。特定外国子会社の適用対象金額の計算上、基準所得金額から控除できる法人所得税の額について、支払い事業年度で控除しきれなかった額については、翌事業年度以降において繰越控除ができるように手当てしていただきたい。
- ・ 二重課税の排除のため、特定課税対象金額を有する法人株式を譲渡する場合には、投資簿価による調整を行うこと。
- ・ 二重課税の排除のため、合算課税前に、内国法人に配当があった場合の二重課税を排除すること。
- ・ 措法66の8の規定は、当期及び過去10年間に合算課税された所得からの配当の二重課税を排除するための規定であるが、合算課税前の所得から配当をする場合（たとえば、進行期の所得を原資に期中配当を支払う場合）には適用されない。平成21年度税制改正前においては、このような配当を「特定剰余金配当等」と定め、この配当に係る二重課税の調整規定が設けられていたが、平成21年度税制改正後にはこのような措置が講じられていない。特定外国子会社等が合算課税前の所得から配当をする場合にも二重課税が生じないように、規定の整備が望まれる。

⑪定義の明確化

【理 由】

- ・ LLC、LLPなど、会社以外の形態について、特に損益を出資者にパススルーするEntityについては、合算税制の対象外ということを明確化してほしい。

⑫「請求権勘案直接保有株式等の占める割合」を判断する時点を規定する租税特別措置法施行令第39条の19第8項等の適正化を図ること

【理 由】

- ・ W-SPCスキームでは、投資者にとり、持株SPCの優先出資証券の「配当」と銀行SPCの「配当原資」（合算税制の対象となるSPCの所得）が課税対象とされ二重課税が生じ得る税法であったが、平成22年度税制改正で二重課税を回避するために、銀行SPCの「配当原資」のうち投資家の銀行SPCの所得に対する持分相当の金額（間接特定課税対象金額）まで益金不算入とする処置がなされた（租税特別措置法第66条の8第8項）。しかし、間接特定課税対象金額の認識時期がSPCの決算期末でなく投資者の決算期末とされているため、通常のW-SPCスキームの場合、優先出資証券の償還後等の投資者の決算期においては、投資者の銀行SPCの所得に対する持分相当が低く認識される結果、本来益金不算入とされるべき間接特定課税対象金額も少なく認識され、引き続き二重課税が生じてしまう。
当該問題を解消しない限り投資者に不利益な状況は残るほか、我が国金融機関の多様な資金調達手法を確保する観点からも、外国子会社合算税制における出資比率変動等に係る二重課税の排除を要望する。

(4) 外国子会社配当益金不算入

①益金不算入割合の引き上げ（全額）

【理 由】

- ・ 本邦所得に加算すべきとされている5%分の根拠は不明瞭である。平成22年度税制改正にて、グループ法人税制が整備されたのを機に海外100%子会社からの受取配当金に対しては全額を非課税とすることを要望

する。

- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、全額益金不算入とすべきである。
- ・ 国内への資金還流の立法主旨の徹底ため、現状95%益金不参入を100%にすることを要望する。
- ・ 外国子会社益金不算入割合を現行95%から100%に拡充することを要望する。わが国の最重要な政策課題である成長力強化のためには、企業の自由な国際展開のための国際的な二重課税排除が必要不可欠であり、海外の経済成長をうまく取り込み、国外源泉資金を国内へ還流させるためにも、平成21年度導入された外国子会社益金不算入制度のさらなる拡充が必要。
- ・ 外国子会社からの配当益金不算入制度を企業が活用し易くし、国内への資金還流を活発化するために、その障害となっている5%の費用相当額について制度の対象外とする規定を撤廃して欲しい。
- ・ 受取配当に対して関連する経費の発生はほとんどないことから、経費を5%とみなすことは過大である。国内への資金還流を進めるため、少額な経費はゼロとみなして、受取配当の所得全額を益金不算入とする。
- ・ 現行制度では配当金額の5%が課税されるが、国内への資金還流を促進させるためには全額非課税とする措置が必要である。
海外への投資をより促進するため、一定の要件（25%以上を6ヶ月以上保有）を充たす海外子会社から受けた配当は、現在95%益金不算入となっているが、益金不算入割合を100%に拡充することを要望する。
- ・ 外国子会社からの配当について95%が益金不算入とされておりますが、国内投資の促進のため、全額を益金不算入とされる措置を要望いたします。

②海外法人から受けたみなし配当に関する計算方法の簡便化

【理 由】

- ・ 法令上は、日本の税法に基づき海外法人の資本の部を資本金等と利益積立金に分解し、みなし配当を計算することとされているが、海外法人を出資設立した場合はともかく、買収等により取得した場合は、この計算は事実上不可能となるケースが多い。このため、みなし配当の計算方法にあたり一定の簡便計算を認めるべきである。

③内国法人の受取配当等の益金不算入制度との統合

【理 由】

- ・ 内国法人間の受取配当等の益金不算入制度と、外国子会社受取配当等益金不算入制度は、立法の経緯こそ異なれ、趣旨・制度いずれも類似の制度である。よって、両制度を統合・合算し、簡素な申告手続きを実現する。

④出資比率要件の引き下げ又は廃止

【理 由】

- ・ 平成21年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入されたところであるが、海外子会社利益の国内還流をより促進するとの観点からも、出資比率要件を「25%以上」から「10%以上」に引き下げていただきたい。
- ・ 海外投資はしばしば大きな金額になり、25%以上を取得することが必ずしも可能ではないこと及び二重課税の排除のため。
- ・ 資源の乏しいわが国にとって、国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要であり、天然資源確保のための投資は必要不可欠なものである。一方、天然資源の権益を取得する為の投資金額は巨額であり、持分あるいは権益の25%以上を取得することは困難を伴う。
本邦への安定した資源供給の観点から、特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資については持分保有要件を廃止し、外国子会社配当益金不算入制度の対象とすることを要望する。
- ・ 二重課税の排除という制度本来の趣旨を高める必要があるため。外国子会社配当益金不算入制度の対象となる持分保有要件を25%以上から15%以上に引下げることを要望する。

⑤名義株に係る外国子会社配当益金不算入制度の適用

【理 由】

- ・ 名義株の取扱い、税務上、実質主義に基づいてその真実の株主を株主として取り扱うこととされており、内国法人受取配当益金不算入に係る通達（法基通3-1-1）や完全支配関係法人及び支配関係法人の判定（法基通1-3の2-1）、同族会社の判定（法基通1-3-2）、タックス・ヘイブン税制における外国関係会社の判定（措基通66の6-2（注））等で明らかにされている。

外国子会社配当益金不算入制度における外国子会社の判定に際しても、名義株は実際の権利者を株主とする取扱いを通達として明文化することが望まれる。

(5) 租税条約

①二国間租税条約の新規締結・改正の推進

- ・ 投資・経済交流の促進の観点から、投資先国における投資所得（配当・利子・使用料）に係る源泉地国課税の軽減又は免除を盛り込んだ租税条約の見直しを期待する。

特に、親子間配当に係る源泉税の免除を備えた租税条約の改定、また、技術交流促進の観点から、使用料（インド及びパキスタンの「技術上の役務に対する料金」を含む）に係る源泉税の免除についての改定を要望する。

- ・ 配当に係る源泉税は、平成20年度に創設された外国子会社配当益金不算入制度の効果を減殺することになる。親子間配当に係る源泉徴収を免除出来る様に、二国間租税条約の見直し等を要望する。特に、多くの日系企業が進出しているドイツ・中国・台湾は最優先での対応を要望致します。配当に係る源泉税の低減により、外国子会社配当益金不算入制度の目的である日本への資金還流と再投資の促進を図ることができ、我が国企業の競争力強化に寄与することが期待される。
- ・ 現在、わが国の租税条約ネットワークは64ヶ国・地域（平成24年4月）を数えるが、100ヶ国以上に及んでいるイギリス、フランス等に比べるとなお後れをとっていると言わざるを得ない。租税条約は国際的な事業活動のインフラであり、近年の経済活動のグローバル化に伴う移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議も租税条約の存在が前提となるため、未締結国との締結促進が急務であることから未締結国との締結を促進することを要望する。
- ・ OECDモデル租税条約、改定された日米租税条約や日英租税条約に準じた高水準の租税条約を未だ多い未締結国との間においての新規の締結を推進するとともに、既締結の租税条約についての高水準な内容への改定を進め、世界各国との間の租税条約ネットワークを一層拡充していただきたい。理由及び優先順位は以下の通り。
 - ①大型のインフラ開発プロジェクトや資源開発プロジェクト等がある国との間で租税条約を早期に締結し、投資の回収をスムーズにする。
 - ②チリ、ペルー、ミャンマー、アルジェリア等我が国とEPA又は投資協定を締結済又は交渉中の国との間で租税条約を早期に締結する。
 - ③租税条約のない台湾との間で生じる二重課税を排除するため、租税条約と同等の効果がある措置を早急に確立する。
 - ④外国子会社配当益金不算入制度の導入により、配当等に係る源泉税について我が国の外国税額控除が使えなくなることから、現在交渉中のドイツを始め、韓国、カナダなど貿易取引額が大きい国との租税条約を早期に改定して、高率となっている源泉地国課税の免税を確保する。
 - ⑤日系企業の生産拠点を含む現地法人の多いタイ、インド、中国、ブラジル等について、租税条約を改定して配当・利子・使用料等の投資所得に係る源泉税を減免する。
 - ⑥条約改定に伴い、使用料の免税、または使用料の定義から「機器・設備の使用」の削除を含む、対象範囲の明確化。
- ・ 租税条約の各条項で規定されている持分保有割合について、連結納税を採用している場合には、連結納税グループ全体での持分保有割合を基準に判定できる旨を規定することを要望する。
- ・ 外国子会社配当益金不算入制度の対象となる外国子会社等は、持株比率25%以上とされているが、日米、

日豪、日伯、日蘭、日カザフスタン（いずれも10%）、日仏（15%）租税条約においては持株比率要件が緩和されている。新規締結及び既存の条約の改定に際しては当該持株割合の引下げを促進することを要望する。

②OECDモデルに準拠した租税条約の充実等（台湾、コロンビア、アルゼンチン、ベネズエラ）

【理 由】

- ・ 昨今のグローバル化の流れの中、国際取引が増加傾向にあるが、国ごとに異なる課税システムを有していることがグローバル投資の障壁となっている。グローバル化推進の観点から、国際的二重課税の調整と国際的租税回避の防止を条約上規定するため、OECDモデルに準拠した租税条約の充実、制度の統一等の見直しを要望する。
- ・ 未締結国との租税条約締結、APA（事前価格合意）・対応的調整条項等実効性を担保する制度を整備する一方、2007年2月のOECD勧告に基づく紛争解決のための拘束力のある仲裁手続を租税条約に含めるべき。また、現在租税条約の協議の対象となっていない延滞税や過少申告加算税等の附帯税についても対象に含めるべき。

③租税条約における恒久的施設の取扱い

- ・ 中国当局のPE課税の運用が突然変更され、また、課税根拠となる日中租税条約の解釈が不透明であるため、日中間で、運用変更の理由の明確化、解釈の透明化および合理的な運用に向けた迅速な協議を推進すべきである。

中国政府は、2009年に技術者派遣の行為が営利目的で、その行為期間が6ヵ月超の場合、当該派遣対価は使用料課税ではなくPE課税にあたるの方針を打ち出し、その後も「単一工事又は複数の関連工事」の解釈について、明らかに別のプロジェクトであるにも関わらず「単一又は複数の関連工事」とされるような不合理な解釈がなされるなど日中租税条約上の解釈について協議が必要な状況となっている。

PE課税された場合、営業税の免税措置の適用を受けなくなり、更には企業所得税に加えて、技術者の中国滞在期間に対応する給与相当について、個人所得税の納付等が必要となり、多大な工数負担となることから、PE課税の運用変更の理由の明確化、解釈の透明化および合理的な運用に向けた迅速な協議を推進すべきである。

④配当に係る源泉所得税の引き下げ、減免規定を定める租税条約の締結促進

【理 由】

- ・ 現行では、日本への配当に際して現地国で源泉税が課されるため、例えば源泉税率が高いドイツ（源泉税率15%）のように日本への資金還流が事実上困難な国も存在しており、資金還流を促進するため日米、日英と同様のゼロ税率を要望する。
- ・ 持株割合50%以上の子会社からの配当にかかる源泉税を免税とする等、各国との租税条約を新日米租税条約に準じて改正する。配当益金不算入制度のメリットを十分に享受するには、受取配当にかかる源泉所得税率の引き下げが必要である。
- ・ 外国子会社の配当益金不算入の創設をうけて、各国との租税条約による源泉税率などにより、その影響額が大きく異なる。そのため、更なる租税条約の締結による、源泉税率の引き下げを要望する。
- ・ 海外配当益金不算入制度により、この適用を受ける受取配当については、源泉税が損金不算入となることから、源泉税免税が必要。
- ・ 今後投資交流の活発化が見込まれる国々との条約締結・改正交渉の推進については、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとする一方、利子の源泉地国免税を進める（米国を含む）等、一層の見直しを図ることを要望する。

配当に係る源泉税は、平成20年度に創設された「外国子会社配当益金不算入制度」の効果を減殺することになる。親子間配当に係る源泉徴収を免除できるように二国間租税条約の見直し等を要望する。特に、多くの日系企業が進出しているドイツ・中国・台湾は最優先での対応を要望する。

また、経済のグローバル化の進展により、企業が国際的二重課税に直面するケースが増加している。移転価格税制に基づく相互協議や仲裁制度の実現等による国際的二重課税の回避のために、二国間租税条約の新

規締結を加速し、租税条約ネットワークの整備拡充を図っていただくよう要望する。

配当に係る源泉税の低減により、「外国子会社配当益金不算入制度」の目的である日本への資金還流と再投資の促進を図ることができ、わが国企業の競争力強化に寄与することが期待される。

また、租税条約の新規締結や制度の改定を推進することで、移転価格課税等に関する相手国との相互協議や仲裁制度の実現による国際的二重課税の回避が可能となり、わが国企業が経済のグローバル化に柔軟に対応できるようになる。

- ・ 既存の条約についても、更なる投資交流の活発化に向けて、配当等に係わる源泉税課税の撤廃ないしは大幅軽減を盛り込んだ日米や日蘭租税条約をモデルとして改定を図るべきである。また、外国子会社配当益金不算入制度創設に伴い益金不算入となる配当に係わる源泉税が損金不算入となったことにより、配当に係わる源泉税率が高い国からの配当還流が阻害されることが懸念されるため、この面からも源泉税を撤廃する方向で租税条約の締結及び改定を促進することを要望する。

⑤貸付利子に係る源泉所得税の引き下げ

【理 由】

- ・ 「円の国際化」において、貸付金の利子に対する源泉税免除は、日本への投資資金流入だけではなく、対外投資の活性化に寄与するため、既に日本と米・英・豪等との間では租税条約改正により、源泉税免除を行っている。

アジア地域での円投資促進のため、アジア諸国との租税条約改正による源泉税の免除を要望する。

⑥株式売却益に係る源泉所得税の引き下げ

【理 由】

- ・ 中国、韓国、インドなどでは、当該国子会社の株式を、例えば日本企業が当該国以外の企業に売却した場合に、当該国で売却益に源泉税が課税される。これらの国々との租税条約では、売却した企業の居住地国においてのみ課税するよう交渉願いたい。

⑦譲渡所得に対する源泉地国課税の範囲の限定・明確化

【理 由】

- ・ 新規締結及び既存の条約の改定に際しては、譲渡所得について源泉地国課税が及ぶものの範囲を限定すると共にその範囲について予見可能性を高めることが重要であることから、当該取り決めに推進することを要望する。

⑧対応的調整規定・仲裁規定を備えた租税条約の締結促進

【理 由】

- ・ 租税条約が未締結の国、及び租税条約に対応的調整の規定がない国は相互協議の枠組みで二重課税の問題を解決することができない為、未締結国については締結を推進し、対応的調整の規定がない国については、対応的調整規定を追加すべき。
- ・ 企業活動のグローバル化に伴いクロスボーダー取引が増加する中、移転価格課税に係る国際的二重課税リスクも高まっている。当該二重課税が確実に解消されるよう、相互協議が合意に達しなかった場合の仲裁規定が各国との租税条約に反映されることを望む。
- ・ 新規条約の締結、及び既存条約で標記両規定の存在しないものについては改定において、対応的調整の実施規定、仲裁規定を盛り込むことで、課税問題が生じた際に解決できる枠組みを整備していただきたい。

⑨国内源泉所得の租税条約による読み替え規定の見直し

【理 由】

- ・ 国内源泉所得を租税条約の規定で読み替える場合、無条件に読み替えるのではなく、駐在員事務所等の設備の使用料は除外する。租税条約で債務者主義が採用され、かつ、使用料の規定に設備が含まれている場合、非PEの駐在員事務所で作賃されている車・コピー機等の使用料に源泉徴収義務が生じる。これらは、契約

も送金も現地にて完結しているため、業者からの日本国の税負担の理解が得られず、納税義務者側の負担にならざるを得ない。源泉徴収を強行するとすれば、現地での設備の賃借もできず、現地での事務遂行に著しい支障をきたすことになる。このように、源泉徴収義務者が納税負担を事実上予定されているような仕組みは源泉徴収制度の趣旨から完全に外されているものであり、制度上の手当がぜひとも必要である。

⑩租税条約届出書提出義務の見直し（撤廃・期限の延長・緩和）

【理 由】

- ・ 租税条約届出書の提出期限につき、現状は支払日の前日となっているが、海外現地からの郵送日数、現地における居住者証明書の入手日数等、事務手続に要する期間を考慮すると、現状の提出期日では対応が非常に困難であるため、提出期日の延長を要望する。
- ・ 人的役務提供（自由職業所得）に関する租税条約届出書（様式6、7）について、所謂、使用料等免税国（米、英、仏等）における特典条項に関する付表・居住者証明書の提出義務の撤廃を要望する。使用料等免税国（米、英、仏等）との租税条約につき、特典条項が使用料等以外にも適用されているため、特典条項に関する付表・居住者証明書の提出が義務付けられている。他国との間は、租税条約届出書のみの提出で軽減税率、免税措置の適用が受けられるのに比べて、過大な事務負担が生じているため、この提出義務撤廃を要望する。
- ・ 租税条約の適用を受ける支払につき、「租税条約に関する届出書」の提出要件を緩和すること。具体的には、人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行うこと。
- ・ 租税条約の適用にあたり、届出手続の簡素化を行う。差当り、手続が必要な所得を源泉徴収が必要な投資所得に限定し、同一の相手方に対する同一の所得は年に一度等定期に所得支払の実績を申請すれば足りることとする等制度の整備を行う。現行の複雑かつ煩瑣な手続は、国際的商取引の迅速性、確実性を阻害するものであり、また、企業の実務遂行にも大きな負担となっている。
- ・ 租税条約に関する届出書は、最初の支払日の前日までに税務署に提出しなければならないこととなっており、間に合わない場合には、国内法による源泉徴収をしたうえで還付請求をすることとされている。還付手続は関係者への事務的負担が多くなるため、やむを得ず免税や軽減税率適用のメリットをあきらめるケースが、実務上は多々あると認識している。米国、英国では、書類を会社保存することとされており、日本も会社保管へ改正していただきたい。

また、特典条項を有する租税条約の場合、さらに付表と居住者証明書の提出が必要で、居住者証明書の入手に時間を要することが一般的であり、支払日の前日までにすべての書類を整えて税務署に提出しておくことには、相当の事務と労力を要する。そのため特典条項を有する租税条約の場合は特に、居住者証明書を相手方が入手する手間を考慮して、日本法人側でグロスアップで税負担をする例が実務上は発生していると認識している。米国、英国などでは、居住者証明書等の公的書類の保存・提出までは要求されておらず、日本も手続きを簡素化することを望む。

(6) その他

①外国投資家が国内でサーバ等機器を所有等する場合の税務上の取扱いの明確化

非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）としないこと

【理 由】

- ・ 欧米を中心とした外国投資家においては、情報通信技術の向上とアルゴリズム取引等の取引手法の高度化に伴い、投資評価・投資判断に係る取引プログラムの作成や各種パラメータの設定は自国で行い、投資先となる他国の市場では当該取引プログラム等を実装したサーバ等機器のみを設置し、当該取引プログラムに基づく自動発注により高速取引を行う取引形態が増加している。

このような取引形態の執行成果は、各外国投資家の利用するサーバ等機器及び実装するプログラムやパラ

メータ等のテクノロジーやノウハウの優劣に依存するため、かかる外国投資家の間では、それらの情報を第三者に秘匿するニーズが非常に高い。そのため、外国投資家の間では、第三者（例えば取引所等に注文を取り次ぐ証券会社）ではなく、外国投資家自らが、最適なサーバ等機器を投資先の国内に所有又は賃借したうえで当該機器に自身のプログラム等を実装して取引を行うニーズが非常に高く、それは日本においても例外ではない。

その場合に外国投資家において懸念されるのが、投資先国において当該サーバ等機器が恒久的施設と扱われ、投資先国と本国とで二重課税される等の課税上のリスクですが、主要海外市場では、外国投資家が国内に設置したサーバ等機器が恒久的施設に該当しない旨の税制面での対応がなされており（後述11）、これを受けて、外国投資家はこれらの主要海外市場に本格的な投資を行い、市場の流動性向上に寄与しているのみならず、新たな金融サービスやデータセンター事業等のITサービスの拡大につながっている。

一方で、我が国では、現在の税制の下では、外国投資家が国内でサーバ等機器を所有又は賃借した場合の取扱いはずしも明確でなく、上述のような課税上のリスクが存在するため、日本市場への本格的投資を躊躇し、対内投資の促進が図られない状況となっている。

そこで、税制面の対応を行うことにより、外国投資家が取引しやすい環境を整備し、海外からの本格的な投資を呼び込むとともに、新たな金融・ITサービスの拡大等を促すことで、我が国金融証券市場が、アジアの一大金融センターとして国際的競争力の強化を図ることが必要と考える。この点は、総合的な取引所の検討において示された税制に関する論点と同じであり、ひいては新成長戦略の政策推進方針としての対内投資の促進やアジア拠点化の趣旨・方向性に合致するものと考ええる。

Ⅱ 所 得 税

1 所得税法

(1) 所得税制度全般

①課税単位の見直し

【理 由】

- ・ 所得税については、現行、個人ベースでの課税が行われている。社会保障と税の一体改革が推進されることに伴い、今後さらに「高額所得」及び「低額所得」の概念が重要になると考えられるが、個人ベースで所得の多寡が判断されることで、世帯ベースでの所得をみたときと比し、税負担や児童手当、社会保障等に不利な状況が生じる場合もあると思われる。したがって、たとえばアメリカのように、納税者の選択により個人申告と夫婦合算申告を選択できるようにするのも一案ではないかと考える。

②最高税率の引き上げ

【理 由】

- ・ 社会保障と税の一体改革当初案の実行として、現状所得税の6段階最高税率40%を7段階再構成率55%に増税を要望する。

③個人所得課税制度の設計

【理 由】

- ・ 個人所得課税制度は、公的負担全体から考えて過重なものにならないように設計されたい。消費者の可処分所得は、勤労所得の減少に加えて、度重ねる各種控除制度の圧縮と定率減税の段階的廃止、社会保障制度の変更等による公的負担増によって減少しつつある。新たな負担増が行われれば、過大な負担感が消費マインドを冷却させることが心配される。個人所得税制度を見直す際には、各種社会保障制度を合わせた公的負担全体を一体的に考えて、現役世代に急激な負担増を求めない制度設計を図るべきであり、社会保障制度の負担と給付のあり方が明確になる前に、配偶者控除をはじめとする各種控除制度のさらなる廃止・縮小等のサラリーマン増税や、相続税の増税、所得税率の最高税率の引上げ等の負担増だけを決めることには反対である。

④個人所得の捕捉率改善

【理 由】

- ・ 所得税制度を見直す場合には単なる財源の確保ではなく、消費税制度を含めた税制全体と、社会保障制度改革まで含めた形で考えるべきであり、消費マインドを今以上に冷え込ますべきではない。
所得税制度で手懸けるべきは、所得の捕捉率を改善するなど課税の公平性の確保である。
課税ベースの拡大と称し、容易に課税できる給与所得課税ばかりに重点を置いた改正論議は、租税制度に対する不公平感を増すことになる。
所得税と社会保障給付がリンクした共通番号制度や納税者番号制度の導入は前向きに検討すべきである。
課税所得の捕捉率を改善し不公平感を払拭せずに所得税増税を行えば、依然として足腰の弱い個人消費に水を差し、消費不況を一層深刻にするおそれがある。

(2) 給与所得関係

- ①日本版ESOPの受益者が、当該日本版ESOPに係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること

【理 由】

- ・ 日本版ESOPは、従業員持株会を通じた福利厚生制度の選択肢として普及し始めた制度であり、従業員へのインセンティブプランとしての活用も期待されるものである。上場会社が信託を設定し、信託が終了したときに上場会社のグループ企業の従業員に分配がなされる。この分配金は、税務上上場会社から支払われる給与所得と考えられる。

親会社（A）が上場会社である会社（B）の従業員がESOPの分配金を受けた場合、当該従業員はB（主たる給与等の支払者）から通常支払われる給与等に加えてA（従たる給与等の支払者）からも給与等の支払いを受けることになる。Aからの分配金が20万円を超える場合には、当該従業員は確定申告を行う必要がある。しかし、同一企業グループ内で支払われる給与であり、AからBに分配金の支払等の情報を集約することで、年末調整を行うことが可能であるケースが想定されるため、確定申告をせずに納税関係が終了できる制度が措置されるべき。

通常はBのみから給与等の支払いを受け、確定申告を要さない従業員に対して確定申告義務が発生する可能性があることが、上場会社にとってESOPの導入の障壁とされるケースがあり、本要望はかかる障壁を除き、ESOPの普及促進に資するものとする。

(3) 所得控除

①新生命保険料控除制度の定着

【理 由】

- ・ 生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度の適用が、平成24年1月から開始されている。

この新たな生命保険料控除制度は、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、遺族保障・老後保障・介護医療保障といった、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する制度であり、今後も安定的な制度としてその定着を図ることを強く要望する。

1. 公的保障を補完する私的保障の重要性

近年、わが国では人口減少と少子高齢化の同時進行という大きな変化が生じている。2050年には国民の4割が高齢者となり、高齢者1人を1.3人の現役世代が支える社会が到来することが見込まれ、一般歳出に占める社会保障関係費の増大が懸念される。また、国および地方の長期債務残高は、平成24年度末にはGDP対比で約200%に達する見通しである。このような現状を踏まえ、現役世代や将来世代にとって持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国民負担や社会保障給付のあり方の見直し喫緊の課題とされている。

そのため、今後も「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障と私的保障が補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制を構築することが重要となっている。少子高齢化の急速な進展や厳しい国家財政等を踏まえれば、公的保障を補完する私的保障の果たすべき役割が今後ますます重要となっていく中、生命保険は、保険加入者間の「相互扶助」の原理により、多様化する国民の私的保障ニーズに応じた生活保障を提供し、私的保障の中核的役割を担っている。

2. 多様化する生活保障ニーズに対する自助努力支援制度の定着の重要性

国民が必要とする保障の種類は一人ひとり異なり、年齢や家族構成とともに変化していく。例えば、男性の場合、20～40歳代は「遺族保障」、50～60歳代は「老後保障」を必要とする一方で、女性の場合、20～40歳代は「医療保障」、50～60歳代は「医療保障」および「老後保障」を必要とし、ライフステージの変化により必要とする保障も変化していく。こうした国民の多様な生活保障ニーズを踏まえ、平成24年1月に新たな生命保険料控除制度の適用が開始された。

生命保険については、「遺族保障」として年間約3兆円（平成22年度）の死亡保険金が支払われ、公的保障（遺族年金）を補完しているが、昨年発生した東日本大震災によって、生命保険が果たすべき社会的使命の重要性、特に遺族の生活保障や生活再建における死亡保険金の重要性が国民全体に強く再認識された。その他、公的保障（老齢年金）の支給開始年齢引き上げ等に伴う老後生活に対する不安への準備としての「老後保障」、近年保障ニーズが高まりつつある「介護医療保障」を含め、これらが全体として国民一人ひとりの生活保障として機能している。

また、生活保障に対する国民の意識は、遺族・老後・医療・介護の全てにおいて約6～8割の人が「公的保障のみでは準備が十分でない」と考えていることに加え、私的保障に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、約6～7割の人が「充足感がない」と考えており、私的保障のより一層の充実が必要とされている。

一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に、世帯主が30歳未満の若年層においては、加入率が急速かつ大幅に低下している。現在の若年層における私的保障の準備不足は、今後、国民全体の私的保障の準備不足へと波及することが懸念されるところである。

こうした中、多様化する生活保障ニーズへの準備に対する国民の自助努力を税制面から支援・促進する制度として平成24年1月から適用が開始された新たな生命保険料控除制度を国民生活に定着させることが今後ますます重要となる。さらに、新制度の定着後においては、公的保障を補完し、その果たすべき役割が重要となる私的保障準備への更なる支援・促進が望まれる。

3. 国・地方両面からの自助努力支援の必要性

生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実を支援・促進する制度としての役割を担っている。

今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障負担の増大や給付の見直しが見込まれる中、生活安定のための自助努力を促進する観点等から、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となってくることは、国・地方ともに同様であり、「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が互いに補完しあって地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、地方税（個人住民税）においても、国税（所得税）と同様に、地域住民の生活保障ニーズの多様化に対応し、様々な私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度が必要となる。

そこで、平成25年度から適用が開始される地方税における新制度も着実に実施し、今後、安定的な制度として定着させることを強く要望する。

②年少扶養控除の復活、もしくは新たな特例措置の導入

【理 由】

- ・ 少子高齢化は喫緊の課題であり、子育て支援対策の拡充が急務な状況であるにも係わらず、H22年度税制改正において年少者扶養控除が廃止となり、子育て支援に係る措置は縮小されている状況にある。我が国の永続的な繁栄のためにも、当該制度の復活、もしくは子育て支援に係る新たな特例措置の創設を要望する。

③省エネ・バリアフリー改修特例延長

【理 由】

- ・ 既存住宅を質の高いストックに回収支援するために、省エネ及びバリアフリー工事に関する改修工事（上限200万円）の10%を所得税額から控除。同改修工事に係る固定資産税の特例（1／3）。

④給付つき税額控除制度の検討

【理 由】

- ・ 人的控除制度のさらなる縮小は、少子化対策とも逆行するものがあり、むしろ育児世帯への支援について、所得税制度からも検討すべきである。

すなわち、出生率の低下に歯止めをかける少子化対策として、わが国社会全体で子育てを支援するシステムを構築するとともに、税制面でも子育て世帯への支援を積極的に行うべきであり、出生率の改善無くして、長期にわたって持続可能な社会保障制度を構築することは困難であると考えます。

カナダをはじめ英国やフランス等で導入されている個人所得税における給付つき税額控除制度の創設は検討に値する。消費税の逆進性緩和と同時に、低所得世帯の就学支援や子育て世帯向けの優遇措置、就労支援等のインセンティブ型の給付制度を導入する租税制度の改革は、前向きに研究すべきと考えます。

(4) 源泉所得税

①非営利型一般社団法人・一般財団法人が受領する非収益事業に係る利子配当等に対する源泉所得税の免除

【理 由】

- ・ 運用財産を預貯金や公社債で運用し、それを原資に公益事業を行っているもの（奨学財団等）は、法人税の納税義務はないものの、その運用収益に源泉税が課されると税額控除が適用できず、実質的にコストとして負担せざるを得なくなり、公益事業の遂行に著しい影響が生じてしまうため非収益事業から生じる利子や配当等に係る源泉所得税の免除を要望する。

②完全支配関係のある子会社から内国法人が受領する配当については、源泉徴収の対象外とする

【理 由】

- ・ 完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されていない。一方で、配当金を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要がある。配当金を受取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものであるが、納税者に金利負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考える。

③匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備すること

【理 由】

- ・ 匿名組合契約の計算期間の途中で余剰資金を組合員に送金することがあるが、その際の源泉徴収税の計算の基となる所得の金額が法令上明確ではない。その計算期間の利益の分配の前払いと考えて、その時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈と、計算期間終了後利益の額が確定した時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈とが存している。また、源泉徴収の対象となる利益の分配の額を、会計上の額とすべきか、税務上の額（加減算調整考慮後）とすべきか、についても明らかとはされていない。

④投資事業有限責任組合における特定外国組合員が、投資事業有限責任組合から生ずる事業所得以外の所得について源泉徴収の適用を受ける場合の適用関係等を明らかにすること

【理 由】

- ・ 平成21年度の税制改正により、特定外国組合員については国内にPEを有しないこととされ、組合事業から生じる所得については法人税及び所得税の申告納税が不要とされた。しかしながら、当該組合においてたとえば債券の利子等の源泉分離課税の対象となる所得が生じた場合、外国組合員の持分割合を調べたうえで外国組合員に帰属する部分についてのみ源泉徴収を行うこととなるのか疑問が生ずる。このような場合の源泉徴収の有無、源泉徴収の方法等を明らかにしていただきたい。

⑤金融機関等が行うデリバティブ取引に係る付随契約（CSA：Credit Support Annex）にもとづき授受する現金担保から生じる利息について、源泉徴収を免除すること。

【理 由】

- ・ 金融機関等はデリバティブ取引を行うに当たり、一般的に国際スワップ・デリバティブス協会（ISDA：International Swaps and Derivatives Association）が定める付随契約（CSA：Credit Support Annex）を締結し、現金・国債等を担保としている。

現金を担保として授受している場合、担保提供者（ISDAマスター契約の対象取引は本店・支店が混在しており、通常、担保提供者となるCSAは本店のみ）に対し、受入れ期間に応じて現金を支払うが、これについて源泉徴収が行われている。しかし、わが国金融機関が信用リスク削減等のためにデリバティブ取引を円滑に行うことを可能とし、ひいては金融・資本市場の類似取引（例えば、レポ取引のように有価証券取引に関連した現金授受）との整合性の観点から、源泉所得税を課さない扱いとすることが必要である。

したがって、金融機関等が行うデリバティブ取引に係るマスター契約およびCSAにもとづき授受する現

金担保から生じる利息について、源泉徴収を免除することを要望する。

(5) 支払調書等の提出義務

①支払調書提出先の一括化

【理 由】

- ・ 現在、其々の営業所の所轄税務署に対して法定調書を提出しているが、全国的に多数の営業所等を有する法人等では、効率化の観点で主たる営業所の特定部署において、支払実務の大半を集中している場合が多く、調書の作成提出が各営業所においてなされていないケースが多い。法定調書の再提出や、修正が必要な場合には、支払明細を集中管理している営業所に一元化することで、迅速且つ網羅的に対応することが可能となる。

②社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置

- ・ 金融商品取引業者等が「番号」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除することを要望する。

(注) 社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、投資者及び金融商品取引業者の負担を過大なものとせず、実務面に配慮した準備期間を設けること。

現行、法定果実や譲渡対価の支払又は口座開設時に、顧客は、金融商品取引業者等に住所・氏名等の告知及び本人確認書類の提示を行うこととされているが、運転免許証のコピーや住民票の写しの徴求などのペーパーワーク及び郵送等の手続が生じる。これを、社会保障・税に関わる番号制度導入後の「番号」を活用することにより、顧客及び金融商品取引業者双方の事務負担等を軽減できることが見込まれる。

2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」(30頁)においても「～IT立国・日本～」(情報通信技術の利活用による国民生活向上・国際競争力強化)のなかで「個人情報保護、セキュリティ強化などの対策を進めて国民の安心を確保しつつ、情報通信技術を使いこなせる人材の育成などを強化して情報通信技術の利活用を徹底的に進め、国民生活の利便性の向上、情報通信技術に係る分野の生産性の伸び三倍增、生産コストの低減による国際競争力の強化、新産業の創出に結びつける。(中略)・・・、事業活動の効率化、海外との取引拡大、チャレンジの就労推進等の観点からも情報通信技術の利活用を推進する。あわせて、情報通信技術利活用を促進するための規制・制度の見直しを行う。」とされており、国家の政策目的にも適うものと考えられる。

- ・ 「番号」を告知した顧客が行う金融商品取引に関し、金融商品取引業者等から税務当局に対し「番号」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が提出されることに鑑み、確定申告に際し、特定口座年間取引報告書等の書類の添付を不要とする等、納税者や金融商品取引業者等の手続的な負担を軽減する措置を講じることを要望する。

(注) 社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、投資者及び金融商品取引業者等の負担を過大なものとせず、実務面に配慮した準備期間を設けること

「番号」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が税務署に提出されることにより、税務署では情報を的確に入手することができるため、改めて投資者から同様の帳票等を提出することは不要と考えられる。

また、金融商品取引業者等は金融商品取引法等に基づき顧客に対し取引帳票等を交付していることから、重畳的な帳票等の交付は不要と考えられる。

③特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を講じること

【理 由】

- ・ 総務省の調査によると、平成23年末現在で全世帯の86%、個人ベースでは全体の79.1%がインターネットを利用してとされている。

また、平成24年3月末現在におけるインターネット取引口座数は1,757万口座(平成11年10月末現在は30万口座)、また、平成23年10月から平成24年3月までの6ヶ月間におけるインターネットを経由した株式の売買代金は55兆8,780億円(当該期間中の全金融商品取引業者等の株式委託取引の売買代金の20.2%)と、いまや証券取引のインフラとして定着しているといえる。

このような状況を考慮し、顧客が金融商品取引業者等に提出する証券取引に係る税法上の各種届出書等について、電磁的方法による提出を認める必要があると考える。

なお、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」(30頁)においても「～IT立国・日本～」(情報通信技術の利活用による国民生活向上・国際競争力強化)のなかで「個人情報保護、セキュリティ強化などの対策を進めて国民の安心を確保しつつ、情報通信技術を使いこなせる人材の育成などを強化して情報通信技術の利活用を徹底的に進め、国民生活の利便性の向上、情報通信技術に係る分野の生産性の伸び三増、生産コストの低減による国際競争力の強化、新産業の創出に結びつける。(中略)・・・、事業活動の効率化、海外との取引拡大、チャレンジの就労推進等の観点からも情報通信技術の利活用を推進する。あわせて、情報通信技術利活用を促進するための規制・制度の見直しを行う。」とされており、国家の政策目的にも適うものと考えられる。

④配当とみなす金額にかかる支払通知書

【理 由】

- ・ 「配当とみなす金額にかかる支払通知書」の交付方法は、税法上、その支払の都度、当該通知書を作成して交付する方法(都度交付方式)のみが認められており、年間で支払った金額の合計額で当該通知書を作成して交付する方法(年間一括交付方式)は認められていません。

一方、「上場株式配当等にかかる支払通知書」については都度交付方式と年間一括交付方式の両方が認められています。

このため、「上場株式配当等にかかる支払通知書」について年間一括交付方式で受け取っている顧客にとっては、「配当とみなす金額にかかる支払通知書」のみ都度交付方式により受け取ることとなるため、確定申告時までに当該都度交付された「配当とみなす金額にかかる支払通知書」を紛失又は廃棄してしまうことが発生し、確定申告時において混乱するということがあります。

また、顧客にとって、「配当とみなす金額にかかる支払通知書」のみ都度交付方式になっているといった制度の違いについて、理解を得られにくいと考えられます。

年間一括交付方式を選択する証券会社にとっては「配当とみなす金額にかかる支払通知書」についてのみ、都度交付方式により交付することとなるため、別途システム対応を行うほか、当該支払通知書を紛失又は廃棄してしまった顧客に対し、改めて郵送するコストが発生しております。

以上から、「配当とみなす金額にかかる支払通知書」の交付方法として年間一括交付方式の採用を可能とさせていただきたいと存じます。

⑤国外財産調書制度の「国外財産」の定義について、その立法目的に則し、有価証券については「国外金融機関又は国外法人等で保有している有価証券」とすること

【理 由】

- ・ 平成24年度税制改正により措置された「国外財産調書制度」は、政府税制調査会の資料等からは、我が国税務当局の執行管轄権が及ばない財産に係る情報について、その把握体制を強化することを目的にしているものと考えられる。

国内の証券会社を通じて保有する有価証券(外国法人が発行する有価証券を含む。)については、我が国税務当局の執行管轄権が及ぶほか、その法定果実には当該証券会社から源泉徴収が行われ、また、支払調書が提出される。

「国外財産調書制度」の「国外財産」は、発行人の所在地により判定されることとされていますが、内国法人が発行した有価証券であって、国外金融機関・法人等で保管されるものについては、依然として我が国税務当局の執行管轄権が及ばないため、その把握体制に課題が残されているといえる。

今回の立法目的に適合させるためには、「国外財産」に該当する有価証券については、「外国法人が発行する有価証券」ではなく「国外金融機関・法人等で保管される有価証券」としていただきたい。

(6) その他

①確定申告期限の延長

【理 由】

- ・ わが国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、特に取引量の多い大企業の場合は現行の支払月の翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、源泉徴収義務者の事務負担の軽減及び期限後納付防止のためにも納付期限を支払月の翌月末日とすること。
- ・ 日本の確定申告期限は、課税年度終了後3カ月半（翌年3月15日）という短い期間にもかかわらず、提出期限の延長が認められていない。この期間は、諸外国の確定申告書の提出期限と比較しても圧倒的に短い期間となっている。（たとえばアメリカの場合、4月15日が提出期限となっているが、10月15日まで6カ月間の延長が認められる上、海外赴任者については12月15日まで8カ月の延長が認められている。また、イギリスの確定申告期限は、課税年度終了後9カ月となっている。）

日本においても確定申告期限の延長を認めることとすれば、多数の日本法人の事業年度末である3月において、確定申告書の作成及びその提出のための事務手続きが集中しないこととなり、これまで申告書の作成に十分な時間を割くことができなかった企業及び納税者に時間的余裕が生じる。結果として、適正かつ自主的な申告を促進することができると考えられる。

②利子、配当及び源泉徴収選択口座に係る源泉所得税等の納付期限

【理 由】

- ・ 証券会社が投資者より徴収し納付する源泉所得税等については、支払日の属する月の翌月10日までに納付することとされている（源泉徴収選択口座に係る源泉所得税等の納付期限は、徴収の日の属する年の翌年1月10日）。しかしながら、証券会社における各営業所毎の納税額データの作成や納付書の作成等の事務作業は翌月初から開始することとなり、納付書の歳入取扱銀行への提出期限は納付期限日の4営業日前までとされていることから（国税当局及び地方公共団体の事務等の関係から変更等が困難とのこと。）、実際の作業期間は1月及び5月は実質1営業日、それ以外の月は2～3営業日しかない。このため、当該作業のため毎月30時間（1月及び5月は60時間）超の残業が常態化し、又は、追加の事務委託費が発生している状況である。

また、作業期間が短期間であるため、証券会社はその勘定のチェック等を十分に行わないまま納付しているという実態も存在する。

近年の経営環境が厳しいなか月初に偏った事務作業のために人員増ができず、残業やコストアップが常態化しており、また、過誤納や納付書の記入ミス等の発生が懸念されることから、現行の納付期限を翌月10日から翌月末日にしていきたい。

2 租税特別措置法（所得税関連）

(1) 金融所得課税の一体化

【理 由】

- ・ 我が国個人金融資産の過半が預貯金に集中している状況の下、個人投資者の市場参加を促進することは、活力ある金融資本市場を構築するうえで極めて重要であると考えられる。

個人投資者が自らの判断で長期的に幅広く金融商品に投資することを可能とするためには、頻繁な制度変更、複雑な条件付加は極力避け、恒久的で安定した簡素でわかりやすい税制を目指すべきである。さらに金融商品間の中立性に配慮し、個人投資者のリスク許容度を高めることができる制度整備も行うべきである。そのためには、実務的な課題を十分に検証したうえで、金融所得全般に対する一体化課税について、その促進を図る必要がある。

具体的には、株式等以外の金融商品から生じた譲渡損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備する必要がある。

また、金融所得は、課税に敏感に反応する「足の速い」所得であることから、金融商品や所得の分類による税負担の違いをなくし、累進課税の対象となる所得に比べて低い税率で課税していくことが必要である。

以上のことを踏まえ、証券市場へのリスクマネーの供給を促進するためには、損益通算の対象を幅広い金融商品に認めることを要望する。

1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取り扱うため、申告分離課税を前提として、公社債等、デリバティブ取引及び預貯金に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること。
2. 外国市場デリバティブ取引（カバードワラントを含む。）の差金等決済に係る取引損益を申告分離課税とすること。
3. 特定口座において上記1. 及び2. に係る損益通算の対象の拡大措置を認めること。

（注1）上記1. 及び3. を実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。また、通算可能額に上限を設定するなどの制限を設けないこと。

（注2）公社債等に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債等に係る損益通算については、公社債等の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債等を対象とすること。

（注3）金融商品に係る譲渡所得等の通算範囲については、上場並びに公募及び売出しによる金融商品間に限定することなく非上場並びに私募及び私売出しによるものも対象とすること。

（注4）非課税主体（非居住者又は外国法人及び金融機関等）が利払日に保有している公社債の利子については、前所有者の属性にかかわらず、当該利払日に係る利子の計算期間すべてについて源泉徴収を免除（非課税）とすること。

- ・ 金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認める金融所得課税の一体化をさらに推進していくことを要望する。

その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、預金等をはじめとする各金融商品の特性を考慮し対象範囲を順次拡大することも想定されることから、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関のシステム開発等に必要の準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

少額の上場株式等投資のための非課税措置（日本版ISA）は平成26年から3年間の時限付きの措置とされているが、小口の継続的長期投資を通じた個人の金融資産形成を促進する観点から、措置期間の延長または恒久化を要望する。また、取得価額の管理など個人投資家にとって分かりにくい面もあることから、投資家の利便性および金融機関の実務に配慮したより簡素な制度とすることを要望する。

少子高齢化の進展から貯蓄率が趨勢的に低下しているわが国では、個人金融資産の効率的な活用が経済活力を維持するための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

政府税制調査会は平成16年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大の方向性を打ち出した。この流れに沿って、平成20年度税制改正では、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が平成21年以降可能とされ、さらに平成22年税制改正では、「金融所得課税の一体化を更に推進する」とされた。また、「平成24年度税制改正大綱」では、「金融証券税制については、投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討」とされ、金融所得課税の一体化を推進する方向性が明記されている。

(2) 公社債市場の活性化に向けた税制措置

- ①公共法人及び金融商品取引業者等が提出する「非課税申告書」等の受入れ基準を「公社債等の銘柄毎」から「公共法人及び金融商品取引業者等が開設する口座毎」に変更すること

【理 由】

- ・ 公共法人等、金融機関又は金融商品取引業者等、非居住者又は外国法人が、その受領する公社債等又は国外公社債等の利子の非課税又は源泉徴収免除の適用を受けるためには、非課税適用申告書又は源泉徴収不適用申告書を提出する必要がありますが、主体又は内外の公社債等の別により、銘柄若しくは回号に提出するか、又は、口座毎に提出するかと取扱いが分かれています。

非課税又は源泉徴収免除の適用を受けるために、主体又は内外の公社債の別により差別を設ける必要性はなく、事務負担の軽減又はヒューマンエラー（書類提出等の手続失念により非課税又は源泉徴収免除が享受できなくなることを回避する観点から、それぞれの手続を統一し、口座単位で提出するようにすべきである。

- ②非居住者等が受け取る振替制度を利用した社債の利子等について非課税措置を恒久化又は延長

【理 由】

- ・ 振替社債の利子等の非居住者及び外国法人に対する非課税措置について、社債市場の活性化を図り、企業における資金調達を円滑化する観点から、適用期限の延長を要望する。
- ・ 財務戦略のグローバル化が深化するなかで、我が国企業が国際資本市場での資金調達の円滑化を図るためには、非居住者及び外国法人が受取る振替社債の利子及び償還差益について講じられている非課税措置は必要不可欠であり、現行制度の恒久化を要望する。
- ・ 海外の非居住者等の投資家によるわが国公社債への投資を円滑化することは、わが国金融・資本市場の活性化や国際化等に資するものである。こうした観点から、非居住者等が受け取る振替制度を利用した国債および地方債の利子等について非課税制度が措置され、さらに平成22年度税制改正では、振替制度を利用した社債の利子等について、3年間の時限付きで非課税措置が講じられている。

わが国社債市場への投資の促進による金融・資本市場の活性化、およびわが国企業の資金調達の円滑化を確実に進め、非居住者等が投資しやすい環境を整備し、魅力を高めることは、アジアのメイン・マーケットたる日本市場の実現を目指す政府の方針とも一致するものである。

したがって、国債および地方債と同様、非居住者等が受け取る振替社債の利子等の非課税措置を恒久化すること、少なくとも現行の非課税措置の適用期限（平成25年3月末）を延長することを要望する。

- ・ 海外投資家が受け取る国内発行の振替社債の利子等への非課税措置は平成25年3月末をもって期限切れとなるが、企業の資金調達を円滑化するためにも、本措置は恒久化すべき。本措置を恒久化することによって、国内社債市場においても海外投資家による投資資金を活用できる環境を促進し、日本企業が発行する社債の買い手の裾野を拡げ、日本企業が安定的に社債を発行することができる環境を確保することにより、国際的なイコールフットイング確保が期待できる。
- ・ 海外主要国では、公社債の利子等について、非居住者等に対する源泉徴収はほとんど行われていない。この非課税措置は、1984年にアメリカで導入されたことを皮切りにドイツ、フランス等の欧州諸国でも既に導入されている。これは、かかる税が国際的規模で行われる公社債投資の障害となり、資本の自由な流入を阻害すること、非居住者等の利子所得等はその本国において課税されることとなるため、二重課税に伴う煩瑣な外国税額控除の手続き等を解消することが望ましいこと等を考慮したものと考えられる。

一方、我が国では、円滑な流通及び円の国際化の観点から、非居住者等が受け取る振替国債及び振替地方債の利子については非課税措置が講じられていますが、他の振替社債等については、非居住者等の受け取る振替社債等の利子には原則として15%の源泉徴収が課されてる。この源泉徴収負担による投資採算の悪化のため、非居住者等は依然としてこれら振替社債等に対する投資を敬遠することにならざるを得ない。

これに加えて、流通上の問題もある。我が国では振替社債等の投資につき一定の金融機関等や公共法人等については、その所有期間に対応する利子に対して源泉徴収が免除されるが、このような振替社債等の取引過程に非居住者等が加わると、そのメリットが享受できなくなる。これにより、金融機関等は非居住者等が保有した振替社債等を購入することを避ける傾向にあり、非居住者等からみれば、仮に振替社債等を取得し

ても、これを適時・適切な価格で売却できないことになり、流通性の観点からも我が国への振替社債等の投資を控えざるを得ない。

平成10年4月には全面改正された外為法が、また同年12月にはいわゆる金融システム改革法が施行され、また、社債等振替法に基づく、一般債（地方債、社債等）の振替決済制度が平成18年1月に開始されるなど、我が国公社債市場の位置付けはグローバル市場の一角として重要性を増すものと考えられるが、その一方で、成長著しいアジア諸国の金融・資本市場の重要性が高まり、我が国金融・資本市場の地位が相対的に低下しているとの指摘もある。

こうしたアジアの金融・資本市場間の競争が激しくなる中で、我が国の公社債市場の地位を確保し、非居住者等に対する非課税措置により、我が振替社債等への投資を容易にしていこうことにより我が国経済の発展に寄与するものと考ええる。

国際資本取引の円滑化及び国内公社債市場の活性化を図るとともに、税制の国際的な動向を考慮し、平成22年に措置された非居住者等の受け取る振替社債等の利子及び償還差益の非課税措置の恒久化又は延長について要望する。

③イスラム債の配当に係る非課税措置適用の明確化

【理 由】

- ・ 平成23年度税制改正では、わが国金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むため、非居住者等が受け取る国内発行のイスラム債（社債的受益権）の配当（利子相当分）について非課税とする等のイスラム金融に関する所要の税制措置が講じられている。

わが国におけるイスラム債発行に係る環境整備を促進するため、海外でわが国企業の発行するイスラム債が民間国外債に含まれることを明確化し、非居住者等による海外発行のイスラム債への投資の円滑化を図ることは、わが国企業の資金調達手段の多様化や、わが国金融機関のビジネス拡大等の観点から重要である。

したがって、非居住者等が受け取るわが国企業が海外で発行するイスラム債の配当（利子相当分）について、非課税であることを明確化することを要望する。

④非居住者等が受け取る民間国外債の利子等について、非課税措置の対象範囲を拡充すること

【理 由】

- ・ 振替国債等や特定振替社債等については、償還差益（その振替国債等又は特定振替社債等の償還により受ける金額がその振替国債等又は特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益）が非課税の対象とされており、特定短期国債の償還差益についても平成22年度の税制改正において、非課税の対象となる償還差益が「償還により受ける金額がその発行価額を超える場合におけるその差益」から「償還により受ける金額がその取得価額を超える場合におけるその差益」に改正されている。しかし、民間国外債の規定だけは、非課税の対象金額が発行差金とされており、海外投資家にとって不利なものとなっている。

保有する公社債の種類によって取扱いが異なるのは、本制度の趣旨に照らしても不合理であり、また、海外投資家に対して混乱を生じさせる原因にもなると考えられるため、民間国外債についても償還差益を非課税の対象とすることが望まれる。

⑤現行の上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置を維持すること

【理 由】

- ・ 近年、我が国の株式市場における外国人投資家による上場株式の売買構成比が高まっており、外国人投資家の市場におけるプレゼンスが非常に大きくなっている。2008年の金融危機後、日本株が危機の震源地である各国に比べ回復が出遅れている背景には、市場の厚みが必ずしも大きくないという問題が存在しており、個人投資者の育成は急務である。

また、わが国の約1,500兆円といわれる個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は2011年12月末現在で7.3%と他の先進主要国と比べても、依然として相対的に低い水準となっており、個人を含む幅広い投資者が安心して投資を行うことができる裾野の広い厚みのある市場を形成することを目指し、個人金融資産の大半を占める預貯金からリスクマネーへの資金移動を促進するためには、個人投資家にとって簡素で分かり

やすい本措置の意義は大きいものと考えてる。

さらに、昨今の欧州債務危機により、TOPIXが6月4日に29年振りの700ポイント割れ、日経平均株価も依然として9,000円割れの状態が続くほか、6月の月例経済報告において、海外経済が軒並み下方修正されるなど、経済金融情勢等是不確実性が高まっているといえる。

以上のとおり、我が国の本格的な景気回復には依然として相当の期間は必要であると考えられ、そのためにも本措置を当面の間維持すること又は我が国個人投資者の長期保有を促進する観点からの上場株式等の配当金等に係る課税標準を1/2とするなどの措置は不可欠と考える。

(3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

- ①贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合、贈与による同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めること

【理 由】

- ・ 現行税法では、贈与者及び受贈者がともに特定口座を開設する場合であっても、贈与者は特定口座内保管上場株式等の同一銘柄についてはすべて移管しなければならないこととされています。

このため、特定口座内保管上場株式等を保有する贈与者が複数の受贈者に贈与を行う場合、一旦、当該特定口座内保管上場株式等を売却した後、当該売却代金を引渡すということにならざるを得ず、上場株式等のまま贈与することができません。

また、贈与者の特定口座内保管上場株式等の取得価額は金融商品取引業者等が適切に管理することが義務付けられていることから、当該金融商品取引業者等において租税回避的又は潜脱的な行為を行う余地がないといえます。

以上から、贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合にあっては、贈与による同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めることを要望します。

- ②特定口座に受入れ可能なコーポレートアクションにより取得する上場株式等の範囲を株式又は出資に限定せず、新株予約権付社債、株式投資信託の受益権等を対象に含めること

【理 由】

- ・ 現行の租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項では、例えば、法人の合併等の際に交付を受ける上場株式等であって特定口座に受入れが可能なものは、当該合併等法人の「株式若しくは出資」又は合併等親会社の「株式」と規定されている。このため、上場株式等である転換社債型新株予約権付社債（CB）につき、当該CBを発行する法人の合併等により債務が合併等後の法人に承継される場合に新たに発行されるCBは、特定口座に受け入れることができない。

また、同項では、特定口座内保管上場株式等である投資信託の受益権の分割又は併合により新たに取得する当該投資信託の受益権は特定口座への受入れができないとされている。

このため、上場株式等である株式又は出資以外、すなわち上場株式等であるCB、公募株式投資信託の受益権、特定受益証券発行信託の受益権の発行者がコーポレートアクションを行った場合、当該CB等を保有する特定口座を開設する居住者等は、新たに取得するCB等を特定口座に受け入れることができず、特定口座開設者及び証券会社等に混乱を招くことが強く懸念される。

以上から、特定口座に受入れ可能なコーポレートアクションにより取得する上場株式等の範囲を株式又は出資に限定せず、新株予約権付社債、株式投資信託の受益権等を対象に含めた上場株式等全般に拡大するよう要望する。

- ③特定口座のみなし廃止制度を廃止すること

【理 由】

- ・ 現行税法では、特定口座開設届出書を提出した居住者等が当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等及び決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった日又は当該特定口座に最後に上場株式等の配当等を受け入れた日のいずれか遅い日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口

座に係る振替口座簿への上場株式等の記載若しくは記録等若しくは上場株式等の信用取引等又は上場株式等の配当等の受入れが行われなかったときは、その年の翌年1月1日に当該特定口座につき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされ、当該特定口座が廃止されます（以下「特定口座のみなし廃止制度」という。）。

なお、特定口座のみなし廃止制度の適用については、のみなし廃止されるまでの間に、当該特定口座を継続する旨を記載した特定口座取引継続届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出する必要がある。

しかし、そもそも残高のなくなった特定口座について、当該届出書の提出自体を失念するケースが多々見受けられる。

このため、当該特定口座において、上場株式等に係る取引を行う意向がある顧客が、特定口座のみなし廃止制度の適用により特定口座が廃止された場合、当該金融商品取引業者等で再び特定口座で取引を行うためには、再度、特定口座開設届出書を提出しなければならないため、投資家にとって不便な制度となっている。

このため、当該特定口座のみなし廃止制度を廃止し、顧客と金融商品取引業者等が契約（約款を含む。）等に基づき特定口座を廃止できるようにし、特定口座における顧客の利便性向上を図るよう措置を講じていただきたい。

(4) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置（日本版ISA）の拡充・簡素化

- ・ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（日本版ISA）について、その拡充を図るとともに、個人投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする。

〔具体的な内容〕

- ①非課税口座制度を3年間の時限措置ではなく恒久化すること
- ②非課税口座における累積投資額を増額すること
- ③非課税口座における投資対象を拡大すること
- ④証券会社等における非課税口座の開設手続及び管理方法を1口座とするなど簡素化すること 等

【理 由】

非課税口座制度は、平成26年から平成28年の3年間に非課税口座を開設した居住者等について、当該非課税口座で購入した上場株式等の譲渡益及び配当金等について非課税が享受できるが、次のような問題点がある。

①金融商品取引業者等における従来からの事務フローや特定口座

制度と整合的ではない仕組みとなっており、また、時限措置であるが故に過大な事務・システム投資に見合わない。

—— 毎年、非課税口座の開設事務手続等が必要。

—— 同一銘柄であっても非課税口座毎に別銘柄として管理するシステムの構築が必要。

②すべての国民がその資産形成のために利用できる仕組みにならず、個人投資者にとって不公平感がある。

—— 平成28年1月時点で20歳未満の居住者等は利用不可。

—— 平成26年から平成28年までの間に投資資金を用意できない居住者等（昨年の東日本大震災により家財を流失した被災者の多くは生活復興途上の状態）は利用不可。

③金融資産ゼロ世帯が増加するなかで、積投資限度額300万円の水準は老後の資金を自ら投資により確保する観点からは低水準。

④安定した利回りを確保するためには、バランスのとれたアセットアロケーションが不可欠。

⑤国民の資産形成を促進するため、新成長ファイナンス戦略等により税制面の後押しが必要とされているが、財形貯蓄や確定拠出年金等は正規雇用者が享受できる制度である一方で、増加傾向にある非正規雇用者が享受できる制度が存在しない。

(5) 投資信託等に係る税制措置

①外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第9条の4の2の適用対象とすること

【理 由】

- ・ 外国籍の証券投資信託については、収益調整金勘定が存在せず、「個別元本制度」の対象となっていない（そもそも個別元本は存在しない。投資者は、外国籍の証券投資信託の換金を行う場合、解約ではなく当該外国籍の証券投資信託の管理会社への譲渡を行っている。）。また、外国籍の上場証券投資信託等については、市場でその受益証券が転々流通するため、当該受益証券に係る設定時又は追加設定時の信託の元本を計算・管理することが事実上不可能である。

この結果、外国籍の上場証券投資信託等の源泉徴収義務者となる証券保管振替機構又は証券会社等は、現実問題として、信託の元本（又は個別元本）に基づく配当所得の課税計算ができないという問題があるので、当該外国籍の上場投資信託等の終了又は一部の解約による金銭については譲渡収入として考える必要があると考える。

②ETF（特定株式投資信託）に係る重大な約款変更を行った場合において、受託者が信託財産をもって反対受益者から買い取った受益権の金銭による解約を認めること

【理 由】

- ・ 投資信託法では全ての投資信託において重大な約款変更を行う場合には、基準日時点で信託財産に存する全ての受益者に対して意思確認を行うこと、この意思確認に反対の意思表示を行った受益者についてはその保有する受益権を適正に価格で信託財産で買い取ることが請求することができる旨を定めている。このためETFであっても、重大な約款変更を行った場合には、反対受益者からの保有受益権の買取請求に応じなければならない。現状では、この買い取った受益権は市場で売却せざるを得ないものとなっているが、買い取った受益権を市場で売却した場合、ETFが連動している指数との間でトラッキング・エラーを生じさせてしまうこととなり、運用に歪みが出てくることとなる。これを解決するためにも一口当たりの資産価値（＝基準価額）で反対受益者から信託財産が買い取った受益権を信託財産内で基準価額で解約することを可能とすることが適当である。

【現在、金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において投資信託・投資法人法制の見直しに係る検討が行われているが、当該見直しに伴う税制上の措置として要望する。】

③ETF（特定株式投資信託）の交換を現物に加えて、金銭と現物との混合を可能とし、併せて法人受益者に係る源泉徴収を免除する措置を講じること

【理 由】

- ・ ETF（特定株式投資信託）に係る受益権の交換については現物との交換しか認められておらず、法人受益者に係る源泉徴収義務が免除されていないことから、
 - ①上場期間中、構成銘柄に権利又は配当落ち銘柄が含まれると交換が停止されるため、機動的なETFの交換ができず、投資家が在庫価格変動リスクを嫌ってETF投資を手控える要因となっている。
 - ②償還をする際には、一旦、全ての受益権を特定の販売会社が買取り、一定の交換口数に達する毎に受益権と現物との交換を行い、徐々に資産規模を減少させ、最終的に償還するよう仕向けている。このため、ETFの償還は上場廃止後、非常に長期間に亘り、このことがETF市場への参入・退出の阻害要因として同市場の発展の障害となっていることに加え、事務処理を行う事業者側にとり負担が重たいものとなっている。

【これらは、金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において投資信託・投資法人法制の見直しに係る検討が行われていますが、当該見直しに伴う税制上の措置として要望いたします。】

④○上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること

○上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

【理 由】

- ・ 我が国個人金融資産の過半が預貯金に集中している状況の下、個人投資者の市場参加を促進することは、活力ある金融資本市場を構築するうえで極めて重要であると考えられる。

個人投資者が自らの判断で長期的に幅広く金融商品に投資することを可能とするためには、頻繁な制度変更、複雑な条件付加は極力避け、恒久的で安定した簡素でわかりやすい税制を目指すべきである。さらに金融商品間の中立性に配慮し、個人投資者のリスク許容度を高めることができる制度整備も行うべきであるとする。

まず、上場株式及び公募株式投資信託の配当金等については、法人の税引後利益をその支払原資とするため、法人段階と個人段階の二重課税が発生しており、この状態を解消する必要がある。

また、個人投資者のリスク許容度を高める観点及び損益を確定させるための売買による市場への影響を考慮すると、単年度で他の金融商品の利益から控除しきれない損失の繰越も広く可能とすべきであり、損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除期間（3年間）の延長を認めるべきである。

⑤投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置を講じること

【理 由】

- ・ 現在、金融審議会投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループで議論されている投資信託・投資法人法制の改正は、国民の資産形成の中核的な手段である投資信託の今後の成長のために必須と考えられる内容が多数盛り込まれており、この改正について実効性を確保する観点から税制においても所要の措置を手当てすることが改正の効果を有効に発揮する観点からは不可欠である。

(6) 居住用財産の買換特例

①住宅借入金等特別控除において、セカンドハウスや転居が予定されていて、いずれ住むための住宅購入に対する借入金等も住宅借入金等特別控除の対象とすること

【理 由】

- ・ 現行税法上、住宅借入金等特別控除は、居住の用に供する住宅を二つ以上所有する場合には、主として居住の用に供する一つの住宅に限られている。しかし、セカンドハウスや転居が予定されていて、いずれ住むための住宅購入に対する借入金等もその対象とすることにより、不動産市場の活性化及び個人貯蓄の有効活用が期待できる。

②住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を図ることを要望する。

【理 由】

- ・ 東日本大震災からの復興および省エネルギー性が優れた住宅の取得促進を図るため、住宅金融支援機構の「【フラット35】S」の金利優遇措置に代えて、民間金融機関の住宅ローンであるか「【フラット35】S」であるかを問わず、省エネルギー性が優れた住宅の取得を目的とするすべての住宅ローンを対象として、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度を拡充することを要望する。

住宅は、国民の社会生活や経済活動の基盤となる重要な資産であり、自然災害に強く良好な居住環境を形成するためには、社会経済情勢等の変化に左右されることのない、安定かつ公平な住宅取得の機会が、国民に与えられることが重要である。

こうしたなか、平成18年に制定された住生活基本法では、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充されたが、わが国経済においては、住宅投資が拡大することに対する期待は依然として大きい。

(7) その他

①教育資金形成を目的とした一定額の金融商品の取得・保有に対する優遇制度を措置すること

【理 由】

- ・ わが国では少子化傾向に歯止めがかからず、総人口は平成17年には減少に転じている。このような状況下、将来にわたって様々な分野において厚みのある人材層を形成し、活力ある社会・経済を維持するための施策が不可欠であることから、公立高校の実質無償化等が実施され、高等教育における奨学金制度の充実等を進めることとされている。

子育て世代に対するさらなる支援を図り、家計による長期的な教育資金形成を支援・促進するため、教育資金形成目的で取得・保有する一定額の金融商品の利子等に対し、税制上の優遇措置を講じることを要望する。

3 確定拠出年金税制の見直し

①確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金を実施していない企業の従業員についても、個人型確定拠出年金の加入を認め、その掛金について所得控除を適用すること

【理 由】

- ・ 就労活動の多様化が進む中、転職先の企業で企業型確定拠出年金が実施されていない場合であっても、自助努力により掛金を拠出し、将来の年金給付の充実を図ることができるようにすべき。また、企業が企業型確定拠出年金を実施しているか否かにかかわらず、自助努力により掛金を拠出し、将来の年金給付の充実を図ることができるようにすべきである。

②企業の拠出に加えて、従業員による非課税拠出を認めること（例えば、企業拠出の外枠での拠出を可能とする等の措置）

【理 由】

- ・ 就労活動の多様化が進む中、転職先の企業で企業型確定拠出年金が実施されていない場合であっても、自助努力により掛金を拠出し、将来の年金給付の充実を図ることができるようにすべき。また、企業が企業型確定拠出年金を実施しているか否かにかかわらず、自助努力により掛金を拠出し、将来の年金給付の充実を図ることができるようにすべきである。

③企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金に係る支給要件の緩和

【理 由】

- ・ 厚生年金基金・確定給付企業年金では、中途脱退給付の支給が認められている。一方、企業型確定拠出年金制度においては、退職しても原則として、60歳に達するまで給付を支給することができず、制度普及の障害となっている。

また、退職給付に係る会計基準の見直しなどを背景とした企業型確定拠出年金への移行ニーズや、中小企業の退職金規定からの全面移行ニーズが近年増えつつあるにも関わらず、この支給要件があることにより、制度普及の障害となっている。

そのため、企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額に関わらず支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望する。

④加入対象者の拡大

【理 由】

- ・ 確定拠出年金では国民年金の第3号被保険者（専業主婦等や60歳前に退職した勤労者等）となるが、現在、第3号被保険者は個人型年金に加入できない。このため、老齢給付金を受給するまでの間、資産が目減りする状況にあり、第3号被保険者も個人型年金に加入できるようにすべきである。確定拠出年金制度の拡充を図るため、公務員等についても個人型年金に加入できるようにする必要がある。

⑤確定拠出年金の拠出限度額の撤廃・引き上げ

【理 由】

- ・ 確定拠出年金の非課税拠出限度額については、極めて低い水準に抑えられており、既存の退職給付制度からの移行を一層進める観点から、企業拠出型については、拠出限度額を撤廃すべきである。
- ・ 拠出限度額は、同制度が公的年金制度を補完するものとして十分に機能し、広く国民に普及された制度となるよう、拠出限度額については老後の所得を保障するために十分な額が確保できる水準となるまで引上げる必要がある。また、平成24年1月からマッチング拠出が認められ、これを所得控除の対象とされたが、上述の拠出限度額の枠内でかつ企業拠出額の範囲内との制限がある。確定拠出年金の掛金の設定方法は85%以上が昇格・昇給に伴い掛金額の増えるタイプであり、一般的に給与の低い若年期に、掛金拠出枠の「使い残し」が発生する。マッチング拠出の導入によりこの問題は緩和されるが、解消はされない。このため、マッチング拠出額につき企業拠出額を上限としないこと、「生涯拠出限度額」の考え方から拠出限度額の繰越しを認めるなどの検討をいただきたい。

⑥中途引出し要件の緩和

【理 由】

- ・ 確定拠出年金は、年金という理由で拠出の損金算入等の税制措置を得ているため、60歳到達前での引出は原則として加入者の死亡又は障害などに限定されるなど、厳格な制約が課せられている。確定拠出年金の年金支給時までには超長期にわたるため、加入者は将来的に経済的な困窮状態になることも想定されるが、中途の引出しが認められない現状では、加入者の不安は大きく制度導入の阻害要因になる。なお、米国401(k)では、加入者の困窮時に引出し等を行うことが認められているが、我が国でも、加入者自らの確定拠出年金個人勘定資産を時限的に引き出すことを認める措置を導入するなど、中途引出しの要件を緩和すべきである。

⑦企業型確定拠出年金制度における退職金の脱退一時金に係る支給要件の緩和

【理 由】

- ・ 厚生年金基金、確定給付企業年金では、中途脱退給付の支給が認められている。一方、企業型確定拠出年金制度においては、退職しても原則として、60歳に達するまで給付を支給することができず、制度普及の障害となっている。

また、退職給付に係る会計基準の見直しなどを背景とした企業型確定拠出年金への移行ニーズや、中小企業の退職金規程からの全面移行ニーズが近年増えつつあるにもかかわらず、この支給要件があることにより、制度普及の障害となっている。

そのため、企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額にかかわらず支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望する。

Ⅲ 相続税・贈与税

(1) 相続税の基礎控除の見直し

- ・ 社会保障と税の一体改革当初案の実行である、バブル後の地価の大幅下落に伴う現状の基礎控除を40%減額することを要望する。

(2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持

遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを要望する。

また、税制の抜本的な改革等の中で、相続税制の見直しがなされた場合において、少なくとも現行の非課税措置における対象範囲および水準を維持することを要望する。

【理 由】

- ・ 生命保険の加入目的については、「万一のときの家族の生活保障のため」と回答する割合が高い（53.8%、生命保険文化センター「平成21年度 生命保険に関する全国実態調査」より）状況となっている。こうした状況が示すように、生命保険は被相続人（被保険者）の死亡により生じる、残された家族の経済的負担に備えるために加入されるものであり、死亡保険金は「加入」という被相続人の明確な意思に基づき支払われた保険料によって準備され、遺族の生活資金と目的付けされているという点で、他の相続財産とはその位置付けが大きく異なるものである。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災された方の遺族の生活保障や生活再建のために死亡保険金が活用されており、その社会的重要性については広く認められているところである。

死亡保険金は、保険金受取人が保険金請求権を固有の権利として原始的に取得し、保険会社から直接受け取るものであり、相続税創設当初においては非課税として取り扱われていた。その後、死亡保険金を相続財産と「みなす」ことにより「みなし相続財産」として課税対象に取り込むこととされたが、現在では、全ての法定相続人について1人あたり500万円を非課税とすることとされている。これは、死亡保険金が多く、多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものであり、通常の相続財産とは異なり、相互扶助の原理に基づき遺族の生活安定のために支払われるという性格が考慮された結果によるものである。

しかしながら、平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において、死亡保険金の非課税措置の制度縮減が記載されており、平成25年度税制改正において改めて検討される見込みである。あわせて、相続税の基礎控除の引き下げについても検討される見込みであり、これまで以上に死亡保険金に対する相続税課税の蓋然性が高まっている。

上記の死亡保険金に対する課税の歴史的背景等を踏まえれば、一定程度の非課税措置は必要不可欠であり、また、その非課税限度額の水準は、死亡保険金が相続税の納税資金や遺産分割資金の確保等の役割も果たしていることや、相続税法における課税遺産総額の算出において全ての法定相続人が平等に扱われていることにも鑑み、法定相続人の性質を問わず、全ての法定相続人の数に応じて増減する仕組みであるべきである。

以上の観点から、少なくとも現行の非課税措置における対象範囲および水準が維持されることが不可欠であると考えられる。

相続財産の大半（約5割）は土地・家屋等の換金性の低い資産で占められている。これらの資産は残された家族が継続して居住の用に供する等、遺族の生活基盤となる財産であって、実際に生活資金の柱となるのは「遺族年金」、「現預金」や「死亡保険金」等となる。しかしながら、例えば、サラリーマンの世帯主を亡くされた配偶者と未成年の子2人の母子・遺族世帯の場合、「遺族年金」は月額十数万円程度であり、必要な生活資金がピークとなる被相続人が30歳代から40歳代の場合、生活費を賄うことができず、相続財産を切り崩して生活資金を確保していると考えられる。

また、死亡保険金の非課税限度額が現在の水準に改正された昭和63年以降、消費者物価指数が上昇してい

るにもかかわらず、非課税限度額500万円は増額されていない状況にある。さらに、生命保険文化センターの調査によれば、30歳代から40歳代の世帯主が加入している普通死亡保険金額は3,000万円弱となっているが、この金額は世帯主が現在の収入水準で準備することができる、最低限必要な遺族の生活資金相当額と考えられる。しかし、母と未成年の子2人の母子・遺族世帯の場合、現行の非課税限度額は1,500万円にしかならず、非課税措置として十分な状況にあるとは言えないものとする。

よって、遺族の生活資金にまで課税されることのないよう、配偶者および未成年の被扶養法定相続人に対して、現行の非課税限度額にそれぞれ500万円を加算することを強く要望する。

(3) 株式及び株式投資信託の相続・贈与

高齢者層から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する観点から、株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ることを要望する。

【理 由】

- ・ 我が国の個人金融資産の保有状況を年齢別でみると、60歳以上の高齢者が全体の約6割を保有し、株式、株式投資信託では、実に7割超を保有している。一方で若年層ほど少ないという傾向がある。若年層は、投資運用ニーズはあったとしても、住宅ローンや子供の教育費などの負担により、投資にまわす余裕資金は少ないという状況が一般的である。

このように高齢者に偏在する金融資産を若年層に円滑に移転する施策を講じることにより、既存の資産の有効活用による経済活動の活性化が期待される。

また、現在、上場株式等の贈与・相続が行われる場合の評価については、課税時期の最終価格などで評価が行われることから、実際に相続税の納付までの間に大幅に株価が下落した場合には、受贈者が予想しない過度な負担が生じる。高齢者から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する一環として、上記に掲げる措置等を講じていただきたい。

(4) 教育資金形成の支援に係る税制措置

人口減少・少子化が進み人材育成が一層重要になるなかで、家計による次世代人材育成に必要な資金の確保を後押しするため、高等教育等に係る費用に用途を限定した口座（個人奨学金口座（仮称））での運用益非課税と贈与税基礎控除枠の前倒し利用を可能とすること

【理 由】

- ・ 【少子高齢化に対する問題意識（教育資金の確保について）】

資源の少ない我が国において、限られた資本（財産）を効率的に活用することが、経済の活力を取り戻すためには重要である。我が国にとって人材こそが“資本（財産）”であるが、現役世代にとって、次世代を担う人材の育成に必要な教育資金の確保が困難となっている。

最近アジアでSandwich Generationが議論になっている。Sandwich Generationとは子どもの教育費と親の介護の費用が同時期に集中する現役世代という意味だが、昨今の晩婚化、高齢出産が増加すると、20年後の我が国では、①子供の教育費、②自分の老後、③親の介護が同時期に集中する“3重苦”（トリレンマ）が発生することが想定される。

また、近年は我が国の所得水準も低下傾向にある上、運用利回りを年利0.5%にするなどの一定の前提を置いたシミュレーションでは、子供が1人から2人に増えた場合、2人目の子供が大学に進学する頃には両親の貯蓄額がゼロとなるという試算もあるなど、教育費が家計のかかなりの圧迫要因になっている。我が国においては、このような経済的な不安要因から教育費の負担感により、子供を産み育てることに困難を覚えるといった現象が少なからず生じている可能性があり、これが少子高齢化や人材不足の進行に拍車がかかる要因になり得るものと考えられる。

【教育資金の確保の必要性】

我が国が直面している問題である、人口減少に伴う経済成長の鈍化を克服するためには、有能な人材を育てて活躍してもらうことが、これまで以上に重要である。しかし、アジアにおける大学進学率を比較すると、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、タイに続き、我が国は5位（約50%）に甘んじており、もはや教育大国とは言えない状況である。

人材育成や教育というテーマは、主要先進国では既に重要な政策課題となってきたという経緯があるが、実務的な議論になったときに、どのようにその費用を手当するのが大きな問題になる。

我が国の家計における教育費負担は、主要国と比べても高水準にあるうえに、現役世代の賃金所得が伸び悩んでいることもあり、負担感は高まる一方となっている。

教育費の家計負担を教育段階別に比べると、大学段階の負担が最も重くなっている。民主党政権下では、小学校から高校までは子ども手当や高校教育の実質無償化により対応が講じられたが、大学段階については公的な手当てがなされていない。

我が国の現行の大学教育費をめぐる制度としては、奨学金制度や金融機関による低利の融資制度があるものの、いずれも大学入学以後の支援制度となっている。

我が国同様、大学段階での家計負担の高い米国、英国では、大学入学以後の支援はもちろんのこと、入学以前の準備段階での税制上の優遇制度もあり、充実している。

特に、両国においては、大学教育資金作りのための自助努力を後押しする税制優遇制度（米国においては529プラン、英国ではチャイルド・トラスト・ファンドとその後継制度ジュニアISA）があることから、我が国においてもそのような制度が必要であると考ええる。

- ・ わが国の個人金融資産の保有状況を年齢別でみると、60歳以上の高齢者が全体の約6割を保有し、株式、株式投資信託では、実に7割超を保有している。一方で若年層ほど少ないという傾向がある。若年層は、投資運用ニーズはあったとしても、住宅ローンや子供の教育費などの負担により、投資にまわす余裕資金は少ないという状況が一般的です。

このように高齢者に偏在する金融資産を若年層に円滑に移転する施策を講じることにより、既存の資産の有効活用による経済活動の活性化が期待される。

また、現在、上場株式等の贈与・相続が行われる場合の評価については、課税時期の最終価格などで評価が行われることから、実際に相続税の納付までの間に大幅に株価が下落した場合には、受贈者が予想しない過度な負担が生じる。高齢者から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する一環として、相続・贈与に関し、上記の施策を講じていただきたい。

Ⅳ 消 費 税

(1) 消費税制度全般

①消費税率引き上げに際しての経過措置等

【理 由】

- ・ 消費税導入時及び税率変更時の電気通信役務に係る経過措置は、「適用日（４月１日）前から提供され、１月以内に検針等に基づき料金の支払いを受ける権利が確定するもの」とされているが、今般の消費税率改正が成立した場合、検針等によらない月額定額料金も経過措置の対象とすることを要望する。
- ・ 我が国の社会経済状況が少子高齢化の進行をはじめとして大きく変化する中、社会保障制度を根本的に改革するための具体的な内容として、消費税率の引き上げを含む「社会保障と税の一体改革」が論議されている。

非課税売上に係る控除対象外の消費税については、保険料への転嫁などにより負担の軽減を図っておりますが、消費税率引き上げの際には、売上（保険料受領）が原価（保険金支払等）に先行するという損害保険事業の特性から、保険料に転嫁ができない不可避的な負担が保険会社に発生する。即ち、保険料は旧消費税率を前提に算出しているにも拘わらず、サービスの提供や保険金の支払い等は引き上げ後の新消費税率で支払うことになる。

税の公平性の観点からは、税率引き上げに伴う不可避的な負担について何らかの経過措置を講じるべきであり、消費税率引き上げが決定された際には、保険料に織り込まれていない消費税相当額の負担軽減を認める経過措置を要望する。

- ・ 消費税率の引き上げに際しては、運賃改定に伴うシステム改修やお客様への周知等に相当な準備期間が必要となりますので、十分な時間の確保をお願いしたい。

また、軽減税率導入を検討する際には、生活に不可欠なサービスとして、鉄道運賃についてもご配慮賜りたい。

②段階的引き上げの反対

【理 由】

- ・ 消費税率を引き上げる場合、これによる経済（消費）活動へのマイナス影響は、極力軽微に抑えるべきであり、引上げは段階的ではなく、一度変更した税率は相当の期間変更すべきではない。

２段階での税率引上げの理由に、増税の影響を緩和するとともに、駆け込み需要を期待する声もあるが、消費増税のマイナス影響が短期間に２回も受けることで、売り上げ増が期待される販売促進や設備投資に必要な各事業者の予算が２回の増税対応に費やされるとともに、消費者の増税感の長期化が、平成９年の２％引上げの時よりも深刻な景気失速を招くことが心配される。

また、段階的引き上げを肯定する「駆け込み需要」は、必要な消費活動の前倒しであって、大きな反動減（将来の消費低迷）を伴うものであり、実在しないものである。

以上の理由により、２段階による税率引上げは反対である。

③税率引上げの反対

【理 由】

- ・ 現在の社会・経済状況では、消費税増税の具体的時期や税率を議論できるタイミングではない。
一体的に見直されるべき社会保障制度改革は、基本路線が与野党３党協議で議論されたものの、具体的な負担と給付の将来像が国民に提示されたわけではなく、将来不安の解消につながる道筋がついたとはいえない。
また、震災からの復興や、国内経済の活性化に向けた取り組みが軌道に乗ってからとすべきである。
甘い見通しにより財政再建を優先し、結果的に歳入減に陥った平成９年と同じ轍を踏むべきではない。

④複数税率の導入

【理 由】

- ・ 消費税率改正時には、食料品や医薬品等の生活消費税率が引き上げられた際には、消費税が本来から有し

ている逆進性の問題が顕在化することが懸念される。必需品に対する軽減税率の適用を要望する。

- ・ 税率構造は、経済（消費）活動に中立である単一税率を維持されたい。

多くの国で、逆進性緩和を目的に付加価値税に複数税率を導入しているが、逆進性の緩和効果に疑問があることは、欧州先進国においても議論されているところである。

百貨店は、多様なセット商品やサービスと商品を提供しており、明確な税率区分の適用は困難である上、複数税率制度が導入されれば、個々の商品毎に具体的な税率区分の境界を決定する作業が必要となる上、商品管理システムが複雑になるなど納税コストばかり膨大になる。

そもそも、複数税率制度は、経済（消費）活動を歪める効果を持っており、複数税率を採用した国では、様々な政策目的や思惑から、たびたび税率区分に修正が加えられ、消費活動に税制が非中立的に機能している（国産品の優遇や産地保護、国等が推奨する各種政策目的に適合する商品の税率を軽減し、極端な場合には政治的目的のため輸入品や政策目的に適わぬ商品を重課）。税率構造が消費活動に非中立的に機能することで、国民の多様な価値観に基づく商品選択や健全な経済成長を歪めるおそれがある。

さらに、複数税率制度が導入されると、財源確保を目的に標準税率は高いものになる。単一税率を守るならば増税の幅は最小限度に抑えられるメリットがある。

なお、同様の理由により、非課税品目については福祉医療関連等の現行の枠内に抑えるべきである。

- ・ 消費税の逆進性対策は、軽減税率（複数税率）制度や非課税品目の拡大ではなく、給付つき税額控除制度の導入を検討すべきである。

カナダの給付つき税額控除制度は、付加価値税（GST）の逆進性対策だけではなく、様々な政策目的にも対応しつつ消費活動にも中立な制度である。また、食料品等の基礎的支出に対する消費税分を所得税から控除する制度は、英国等でも複数税率の弊害を除くものとして研究されており、消費税制度見直しの参考となるものであると考える。

⑤課税の簡素化

【理 由】

- ・ 消費税率引き上げに伴い、課税の逆進性が議論されており、その一環で非課税品目の拡大や軽減税率導入も議論されていると聞けが、所得課税とは異なり、消費税は消費に対する課税であり、直接逆進性に結びつくものではないと考える。従って、軽減税率等は安易に導入されるべきではなく、慎重に議論されるべきである。

⑥消費税の持ち出し（損税）の是正について

【理 由】

- ・ 現在、消費者からお預かりする消費税額（レシート単位で記載した消費税額の和）よりも、納税額（課税売上×5／105）が大きくなっている状態が続いており、百貨店は自社の利益を削って「消費税」を納めている。消費者は商品購入時に取引（レシート）単位で円未満の端数を切り捨てては認められており、税率を超えた負担をする必要は無い。本来ならば、消費者が最終的に負担された消費税合計額を納めるのが、事業者の務めであるところ、実際にお預かりした消費税額を超えて追加的な金額（年間150～5000万円／1社）を「納税」する現行制度を是正し、消費者から預かった消費税を納税する制度に戻されたい。

⑦控除対象外の消費税負担を軽減するための措置

【理 由】

- ・ 消費税の導入以来、損害保険を含む金融サービスは、消費税の性格から課税することになじまないものとして非課税とされている。また、付加価値税を採用しているEU各国をはじめ多くの諸外国においても、同様に非課税とされており、今後も損害保険を含む金融サービスは、消費税法上、非課税であるべきと考える。

一方で、損害保険事業は、非課税である保険料が売上の大部分を占めることから代理店手数料や物件費などに課されている消費税の大半について仕入税額控除することができず、加えて、物保険などの保険金支払に含まれる消費税も控除対象とはならないため、構造的に消費税の影響を大きく受ける事業である。

控除することができない消費税負担については、結果として、保険料に転嫁せざるを得ないこととなるが、

このことにより、一般事業者が損害保険に加入する場合には、消費税が転嫁された損害保険料が一般事業者の原価となるため、税の累積の問題が生じる。また、非課税である保険料に消費税負担が転嫁されることは、消費者にとって極めてわかりにくいものとする。

損害保険会社は、効率性・専門性などの観点から、損害保険代理店やグループ会社に、販売や事務等、事業を営む上で必要な業務を外部委託している。しかしながら、外部委託費には消費税が課税される一方、自社で内製化した場合には消費税が課せられないことから、消費税負担のみを考えた場合には、業務を内製化した方が外部委託よりも有利な状況となる。このことは、消費税制のあり方によって企業活動が左右され、税の中立性に対する問題を発生させるとともに、企業の活力ある事業展開や消費者サービスの向上にも影響を与えかねないものとする。

上記のような問題は税率が高くなるにつれ比例的に拡大していくため、問題を軽減するために、例えば、代理店手数料や完全支配関係にあるグループ会社への委託料等に係る消費税を一定の割合で控除するなど、控除対象外の消費税負担を軽減するための措置が必要であるとする。

(2) 仕入税額控除

①大企業に対する95%ルール不適用の見直し

【理 由】

- ・ 仕入税額控除における95%ルールの大規模企業への適用復活を要望する。震災復興が最優先課題である現下の状況で、システム対応等に日本企業の多くのリソースを配分させるのは本末転倒。事務工数を考慮し、「従前の制度に戻す」、もしくは「簡便な制度に変更」すべきである。
- ・ 仕入税額控除に係る95%ルールについては、事業者の事務負担軽減に配慮する観点から制度が設けられていたものであり、廃止に伴い、個別対応方式へのシステム対応や業務量の増大など企業の負荷は極めて大きいものとなった。課税売上高が多いほど事務処理が煩瑣となり、企業の事務負担が増加すると考えられることから、本制度を導入した趣旨を鑑み、制度の復活を要望する。
- ・ 事業者の事務負担等を配慮し、課税売上割合が一定割合以上の場合、仕入税額を全額控除するようご検討いただきたい。
- ・ 消費税は最終消費者が負担しているという仕組みであるので、事業者においては仮払消費税相当の全額を仕入税額控除の対象とすることが適当だと考える。
また、一法人内ではなく事業者全体で捉えると、益税が発生しているものではないため、課税仕入の全額を仕入税額控除の対象としていただきたい。益税の問題は、免税事業者制度の縮小で対応できると考える。
- ・ いわゆる95%ルールに関しては事業者の事務負担に配慮して設けられた制度であるが、事務負担の多寡は必ずしも会社規模により画せるものではない。益税の問題については95%の割合を上げる等で手当て、課税売上高の要件を撤廃し、全体の事務手数・コストを考慮して個別対応方式採用の簡素化、明確化及び損金経理要件の廃止等制度全体を見直して柔軟化すべきである。
- ・ 消費税の納税事務等を効率的・簡素に実施するために、平成23年度税制改正により廃止となった仕入税額控除の95%ルールの復活を要望する。
- ・ 平成23年度税制改正において、課税売上高が5億円を超える事業者には仕入税額控除にかかるいわゆる95%ルールを適用されないこととされたが、本改正の対応（特に個別対応方式の仕入の区分）に係る企業の事務負担、コストが相当高いことから、見直し・簡素化を要望する。
- ・ 課税売上割合が100%に近いにも係わらず、全ての取引を売上に対応する仕入区分ごとに把握することにより、会社経理が徒に複雑なものとなっている。企業の事務処理負担の軽減、経理処理の簡素化を図るべく、95%ルールの復活を要望する。
- ・ 平成24年度税制改正にて撤廃された消費税仕入税額控除制度における、所謂95%ルールについて企業の膨大な事務コストの削減のほか、当局側の税務調査コスト並びに企業の税務調査対応コストの削減等の観点から、課税売上高が5億円を超える事業者についても、95%ルールの復活を頂くよう要望する。企業の膨大な事務コストや対応するシステム開発コスト削減の他、当局側の税務調査コスト並びに企業の税務調査対応コストの削減等のメリットが期待できる。

- ・ 95%は簡素化を図る目的で設けられたものとして有効性が高い。課税売上割合が厳密に適用されると、その金額の把握のために過大な事務負担を強いられている。(95%ルールがあれば、課税売上割合が97%でも98%でも同じなので、課税売上割合の把握に少々誤差が許容される。)
- ・ 95%ルールの廃止の結果、非常に煩雑な実務を伴うこととなるため、95%ルールの復活を要望する。
- ・ 「95%ルール」の廃止は、企業に過度な事務負担を強いるものであるため、その点を配慮し見直すべきである。
- ・ 今後、改正が見込まれている中で業務の煩雑さを解消するため。
- ・ 課税売上割合95%以上の場合の消費税の全額仕入税額控除制度については、平成23年度税制改正で課税売上高が5億円超の事業者は適用できないこととされた。しかしながら、取引区分の厳格化を求めることは、必要以上に事務負担を増大させることとなり、効率化を追求する企業にとって看過できない問題である。
- ・ したがって、徴税実務を担う企業の負担軽減のために、消費税の全額仕入税額控除制度については、課税売上高が5億円超の事業者であっても、一定以上の課税売上割合を有する場合は継続適用を認めるべきである。
- ・ 95%ルールの撤廃により消費税申告が非常に複雑化しているが、一方で、追加負担額については、全体としては軽微と考えられる。95%ルールを復活させることで、申告業務の重すぎる負担が解消し、人的資源をより有効活用できる。
- ・ 消費税に係る納税事務等を効率的・簡素に実施するためには、平成23年度税制改正により廃止となった95%ルールの復活が必要である。
- ・ 平成24年度税制改正にて撤廃された消費税仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」について、企業の膨大な事務コストの削減の他、当局側の税務調査コスト並びに企業の税務調査対応コストの削減等の観点から、課税売上高が5億円を超える事業者についても「95%ルール」の復活をいただくよう要望する。企業の膨大な事務コストや対応するシステム開発コストの削減の他、当局側の税務調査コスト並びに企業の税務調査対応コストの削減等のメリットがある。

②介護・福祉等に関わるいわゆる95%ルールの復活

【理 由】

- ・ 消費税の納税コストを考慮し、車椅子や杖等の介護・福祉用品の販売時に事業者負担となっている用度品等の消費税に係る「いわゆる95%ルール」については、復活を検討されたい。
- ・ 消費税のいわゆる「95%ルール」の改定により、非課税商品である福祉車両を取り扱う自動車メーカー等は、仕入控除できない消費税額（損税）が発生するが、これを販売価格へ転嫁した場合、福祉車両ユーザー（身体障がい者、高齢者介護者）に多大な負担を強いることになる。
- ・ 「95%ルール」の改定で大きな影響を受ける福祉車両については、ユーザーへの価格転嫁を回避するため、特例的な仕入控除の適用か、95%ルール改定の再検討や消費税法一部改正案第7条に関する議論の中で措置するなど、ユーザーや事業者への過大な負担が生じない措置を講じるべき。

③控除対象外消費税額等の損金算入

【理 由】

- ・ 3月決算企業の消費税確定申告期限は5月末であるが、決算確定までに控除対象外消費税額を確定することは事務負担上困難である。よって資産にかかる損金経理要件の廃止を検討願いたい。
- ・ 消費税95%ルールの撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければならないが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難しく、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望する。
- ・ 控除対象外消費税を損金計上する為には、法人税法施行例139条4により損金経理が要件とされている。一方で、正確な控除対象外消費税額の算出には、当年度末までに計上された全ての仮払消費税を3区分し、自己宛輸出等のみなし輸出額を含めた課税売上割合の算定が必要になり、決算時には間に合わせることは困難である。よって、企業実務を考慮し、損金経理要件を撤廃すること。
- ・ 95%ルールが適用できなくなり、控除対象外消費税額等は損金算入されることとなったが、資産に係る控除対象外消費税額等を損金に算入するためには、決算において損金経理しなければならないとされている。

しかし、決算確定日までの短い期間において（当社では7営業日に決算確定しなければならない）、控除対象外消費税額等の正確な金額を把握することが極めて困難であること、また、決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に、収益計上もれ、費用過大計上などの申告調整が必ず発生するため、控除対象外消費税額等と、損金経理した額が一致することはまずありえない。そこで、損金経理した額よりも、控除対象外消費税額等が結果として多くなってしまった場合、その超える額を法人税の確定申告書において、所得を減算できるような改正を要望する。

- ・ 資産に係る控除対象外消費税額の損金算入は損金経理が要件とされており、損金経理しなかった場合には、翌事業年度以降に損金経理することを要件として5年で損金算入することとされている。しかしながら、実務上は、決算確定日までに課税売上割合を算定することが困難なことから、見積もりで控除対象外消費税を損金経理している会社も多く、損金経理額が申告上の金額より小さい場合には、当該損金経理不足額を繰越処理せざるを得ないといった弊害が生じている。これらの控除対象外消費税については、特段課税上の弊害も認められないと考えられ、損金経理要件を廃止していただきたい。

④「課税売上割合に準ずる割合」の明確化

【理 由】

- ・ 「課税売上割合に準ずる割合」を採用する際、認められる要件が不明確であるため、明確化を要望する。

⑤課税売上割合の計算方法の見直し

【理 由】

- ・ 有価証券の譲渡対価の5%を非課税売上として「課税売上割合」の分母に入れているが、実際の譲渡損益の額の利用を可能とするなど、業種特性を勘案し、見直すこと。現行規定は譲渡損益を譲渡対価の5%とみなすものと考えられるが、当該水準は昨今の市場環境を考慮すると実態から大きく乖離している。また、銀行は金利収入や有価証券売買が多いため、他業態と比較し課税売上割合が低く、公平性に欠ける。

現下の厳しい経済環境下において、今後、企業における構造改革はますます盛んになるものと目されることから、有価証券の売却についても、土地売却と同様の救済措置を設けること、もしくは、現行の5%のさらなる緩和措置（例：3%）を施すことが妥当と考えられるため。特に「5%」という指標については、消費税法上に同制度が盛り込まれた当時の時代背景や状況を反映して設置されたものと理解するが、個別対応方式がスタンダードとなった現在においては、（有価証券の売却は課税売上割合の算定および仕入税額控除の金額に直接的に影響することから）より現状を反映した、適切な指標（例：3%）を設置することを要望する。

- ・ 現行では金銭債権の譲渡は、有価証券に類するものとして規定されているが、有価証券等の譲渡をした場合には、譲渡の対価の額の100分の5に相当する金額を課税売上割合の計算上分母の対価の額に含めるのに対し、金銭債権は全額となっている。債権譲渡が倒産時の債権回収から平時の資金調達等の手段として、一般的に行われるようになってきたことから、経済の実情を踏まえ、金銭債権の譲渡における課税売上割合計算上の取扱い、有価証券と同様、譲渡の対価の額の100分の5に相当する金額を分母に含める取扱いを要望する。

⑥株式交換・移転における有価証券の譲渡取引を不課税取引とすること

【理 由】

- ・ 株式交換・移転（「株式交換等」という）が行われる場合、完全子法人の株主はその所有する完全子会社株式と完全親会社株式との交換による有価証券の譲渡取引を行うこととなる。当該取引は、現行消費税法では「有価証券等の譲渡」に該当し『非課税取引』とされる。組織再編税制の改正により適格株式交換等が認められた現状下で、株式交換等についてのみその消費税における取扱いを現行のまま「譲渡取引（非課税取引）」とすることは、組織再編を活性化する左記税制の趣旨に合致しない。合併等による諸資産・諸負債の移転・承継は、譲渡に該当せず消費税の枠外とされているところ、株式交換等も本法化され、組織再編税制に組み込まれたことを鑑みれば、消費税の取扱いについても合併等とその取扱いを整合させるべきである。
- ・ 消費税法上、包括承継は「資産の譲渡」に該当せず、消費税の対象外取引となるため、会社法上、資産・負債の承継が包括（部分）承継と整理されている合併又は分割は対象外取引となる。

一方、株式交換・株式移転は包括（部分）承継には該当せず、株式の譲渡と整理されることから、完全子法人の株主が取得する株式交換完全親法人株式又は株式移転完全親法人株式の価額（及び交付金銭等の価額）の合計額が譲渡対価の額となり、消費税法上、非課税取引となる。

株式交換・株式移転も会社法上の組織再編法制であり、合併・分割と並んで用いられるM&Aの手法である以上、株主における消費税の計算に影響を及ぼさないようにする（つまり対象外取引とする）ことが、企業の組織再編成を活発にし、ひいては日本経済の活性化に資することになると考えられる。

⑦共通支配下取引における株式取得・売却に係る課税仕入の「非のみ」分類からの除外及び売却時における課税売上割合算定からの除外

【理 由】

- ・ 株式売買に付随する課税仕入についてはその用途区分上「非のみ」に分類されているが、共通支配下取引に該当するような子会社株式の売却等については、将来の売却を前提とするわけでもなく、同様にキャピタル・ゲイン目的であることを明確に排除できるため、その用途区分は「非のみ」ではなく「共通対応」に、また共通支配下における株式譲渡についてはそもそもの課税売上割合の算定上、反映を行わない旨の規定を設けることを要望する。組織再編行為の一環として、子会社株式の売買などの共通支配下取引は、グループ経営が標準的に行われている現在においては、通常に行われている取引であり、法人税上の譲渡損益については繰り延べられる措置が講じられているのに対して、消費税法上はあくまで単体的に譲渡価額を課税売上割合に反映させなければならず、両方で齟齬が出てしまっているため。よって、共通支配下における株式譲渡はそもそも非課税取引としては認めず、また共通支配下取引に該当する株式売買に付随する費用（課税仕入）についても、用途区分上「非のみ」ではなく「共通対応」とするのが、妥当であると考えられるため。

⑧一括比例配分方式から個別対応方式に変更する際に必要な2年間継続適用要件の撤廃

【理 由】

- ・ 簡便処理（一括比例配分方式）から原則処理（個別対応方式）への変更について制限が課されるのは合理的とは思われず、納税者に過剰な負担を強いるだけであることから撤廃を要望する。

⑨個別対応方式適用における区分経理の明確化

【理 由】

- ・ 現行の通達では、明確に区分できないグレーゾーンが多く、実務対応が困難である。部門による割り切り等が認められる範囲等、詳細な規定を要望する。
- ・ 所謂「区分経理要件」について、区分すべき段階（会社帳簿記帳が必要か、申告時の金額計算段階で区分すれば良いのか）が不明確であるため明確化を要望する。

(3) 貸倒れに係る消費税額の控除等の拡充

【理 由】

- ・ 貸倒に係る消費税額の控除は、課税資産の譲渡等を行った者にのみ認められているが、原始取引が課税資産の譲渡等であることが明らかであるときは、買取った者における貸倒控除を認める取扱いを要望する。

(4) 申告・納付期限の延長

【理 由】

- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側で5月末の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望したい。
- ・ 確定決算主義とは必ずしも連動はしないが、法人税の課税所得計算における扱いに準じるよう規定する通

達が多く存在することや、個人事業者の消費税確定申告期限が3/31であることなどを踏まえると、法人税と同様、課税期間終了後3ヶ月以内としてもよいのではないか。むしろ、決算額が変更した場合に修正申告や更正の請求を行う等事務負担軽減を考慮すれば延長特例を制定すべき。

- ・ 消費税の申告・法定納付期限につき、法人税と同様に1ヶ月間延長特例を法制化すること。
- ・ 消費税に影響のある法人税の調整が分かった場合に、消費税の修正・更正が必要となり手続きが煩雑であるため、法人税と申告期限を合わせてほしい。
- ・ 法人税の確定申告の場合、確定決算に基づく申告が求められていることから、決算が確定しないこと等の理由による申告期限の延長が認められている。

消費税においては、法人の事業年度が課税期間とされているが、法人の決算が確定しない限り、消費税の課税標準額及び課税仕入れ等の税額も確定しないこととなる。

したがって、たとえば、課税期間の末日が事業年度の末日である場合には、消費税の確定申告期限の延長が認めることとすれば、確定決算に基づいた消費税の申告が行えると共に、決算の確定に至る過程において生じた調整額を適正に消費税の確定申告書に反映できるようになり、納税者の事務負担の軽減と適正な申告を推進する効果が期待できると考えられる。

- ・ 消費税の確定申告期限は決算日から2ヶ月以内となっている。一方、法人税申告については、決算確定までの1ヶ月の延長期間が認められている。

このため、法人税の課税所得の変動があった場合には、確定申告の時点で消費税の修正申告または更正の請求を行わざるを得ず、事務手続きが煩雑となっている。

については、法人税同様、1ヶ月の延長を認めていただきたい。

(5) その他

①免税事業者制度の見直し

【理 由】

- ・ 平成23年度の税制改正において免税事業者の範囲の見直しが行われたが、特に特定期間における短期事業年度の範囲が複雑すぎることから、よりわかりやすい制度とすべきであると考ええる。

新設法人の納税義務の判定を、事業年度終了日における資本金等の額とすることにより、期中増資があった法人又は資本金を名目的な額とし、多額の資本剰余金を有する法人等の実情に応じた課税が可能になると考える。

②航空機の譲渡における輸出免税範囲の拡大

【理 由】

- ・ 消費税法施行令第17条第1項及び第2項において、外航船舶等の譲渡等のうち船舶運航事業、船舶貸渡業又は航空運送事業を営む者に対するものが輸出免税の対象とされている。船舶においては、運航事業者に加え、貸渡事業者も対象となっている一方、航空機においては、貸渡事業者が対象となっていない為、航空機においても輸出免税の規定に貸渡事業者を加えること。

③住宅取得に対する消費課税負担の考慮

【理 由】

- ・ 住宅は国民資産の基盤であり、内需の柱である住宅投資を支えるために住宅取得に係る税負担をこれ以上増加させないこと。

④DESにおける消費税の課税区分の明確化

【理 由】

- ・ DESが行われた場合の債権者の消費税の取扱いについて、一般的に、以下の2説が論じられている。

①貸付金債権の現物出資による株式の取得は「金銭以外の資産の出資」であるため「資産の譲渡等」に該当し、非課税売上となる。

②貸付金債権の現物出資は、株式の払込みと実質的には変わらないことから、消基通5-2-1に該当せず、金銭出資による株式取得と同様、不課税取引となる。

消費税法上の取扱いが明確ではなく、実務上、混乱をきたしていることから、改正により明らかにしていただきたい。

⑤電子商取引にかかる消費地課税制度の導入

【理 由】

- ・ 現行制度上、海外から電子書籍や音楽、広告などを日本へ配信する場合、国外取引に該当するため課税対象外となるが、一方で日本国内にサーバーを設置して同様の事業を行う場合は、国内課税取引に該当し、全く同一の事業を行う場合でも、事業者の居住により、競争上の不整合が生じてしまっているため。このような電子商取引については今後もますます規模の拡大が見込まれるため、経済実態に法が一刻も早く追いつくよう消費地課税の観点からの法整備の拡充を希望する。
- ・ 上記のような海外からの電子商取引を行う場合、その課税方法について法人間取引については「リバース・チャージ方式」、また一般消費者向け取引については、当該海外事業者に本邦への所在登録を求める方法などが検討されているところであるが、いずれの方法によっても、仕入側にたつ国内事業者にとって明快かつ税の徴収がよりスムーズに運ぶような制度の実現を要望する。

V その他の国税

(1) 印紙税

①印紙税の廃止・簡素化

【理 由】

- ・ 実務では多種多様な契約内容があり、収入印紙の要否又は金額の判断が複雑かつ煩雑である。この税制を廃止又は簡素化し、企業の実務負担が軽減されることを望む。
- ・ 経済実態と乖離している印紙税は即刻廃止すべきである。
- ・ 印紙税は、日常の経済取引に担税力を見出し、その取引において作成される文書に課税されるものであるが、近年、電子取引の普及により書面を作成せずに行う取引事例が増加し、IT化が進んでいる企業と他とで課税の公平性を欠く状況が生じていること等から廃止すべきである。
- ・ ペーパーレス化が進んだ社会において、文書に課税する現在の印紙税は課税の公平性の観点から合理性を欠いており、廃止を要望する。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が益々進展する現状においては、課税の不公平が発生しており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないので、この際印紙税を廃止されたい。
- ・ 取引の電子化が進み、取引実態はなんら変わらないのに、印紙税課税判定が変わるケースがある。課税の公平性の観点からも合理性を欠いており、印紙税は廃止すべきである。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が進展する現状においては、課税の不公平が生じており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないので、この際に印紙税は廃止されたい。
- ・ 電子商取引が増える中で書類のみに課税する不公平な制度となっている。廃止を要望する。
- ・ 有形の文書の有無により課税の有無が分かれる状況にあるが、インターネット取引の増加等を鑑みると、制度そのものが不合理なものとなりつつあるため、印紙税制度の抜本的見直しあるいは廃止を要望する。
- ・ 電子商取引の急速な普及に伴って課税客体自体が存在しなくなりつつある現状に鑑み、公平性の観点より契約書等に係る印紙税を廃止すること。
- ・ 情報化社会が浸透し電子商取引も一般的となりつつあるなかで、契約文書にのみ課税することは課税の公平性の原則に反する。
- ・ 印紙税は文書課税であり、近年の電子契約の促進により、紙の文書のみに課税することの不公平や課税上の齟齬も生じている。

消費税導入の1990年や消費税率改定の1997年には、課税文書の一部が非課税あるいは軽減税率となったことも踏まえると、今般の消費税率の改正に合わせて、実質として消費税との二重課税となっている印紙税については廃止されるべきである。
- ・ 電子商取引等の普及に伴い、課税負担の公平性の観点から不公平が生じていること、印紙税は課税文書の作成の有無、記載金額により税額が異なるため、特に、領収書、手形、不動産の売買、建築請負契約書に係る印紙税については、事務処理を含めて企業にとって大きな負担となっており、その結果、商取引の活発化・円滑化に支障をきたすものとなっている。
- ・ 税目廃止による減収分は法人税・地方法人住民税・事業税でカバーし、抜本的な税目簡素化をすべきである。
- ・ 流通課税として、消費税との二重課税としての側面もあり、何らかの抜本的な見直しが必要ではと思慮されるため。

電子商取引が一般的となる中で契約文書にのみ課税することは課税の公平性に反する。
- ・ インターネット取引との公平性を図るべきである。
- ・ 印紙税制度は、経済行為に付随して作成する文書に担税力を求めた文書課税制度であり、IT化によるペーパーレス取引が進んだ今日においては、同じ経済行為であっても“有体物としての文書”の有無によって、課税の有無が分かれる大変不合理な制度となっている。

文書に課税する制度なので、例えば“お直し”のような数百円単位の少額な修理加工取引（第2号文書）であっても、金額が未記入のもの（直してみないと金額が不明な場合を含）は200円課税され、また、契約期間が3ヶ月間超の継続的取引に関わる契約書（第7号文書）のように、年間百億円以上の複数の取引をまとめた1枚の基本契約書であろうと、少額（一取引が百円単位、年間十万円単位）の継続的取引について複数作成された契約書（覚書等）であろうと、同じ課税文書として1通4000円課税される。

さらに、ネット上の決済で領収書を発行しない場合と店頭販売でレシート等を発行する場合では、前者は課税されず後者は課税されるという不公平がある。

未だに印紙税制度が残っている他の国においては、印紙税は、不動産取引等高額取引において作成される文書に課税対象を絞っており、日常の消費活動に関する文書類まで課税対象としている国は稀有である。印紙税は廃止を含めて抜本的に見直すべきである。

文書課税の中でも、領収書やレシート等を課税する第17号文書は、前述のネット取引と店頭販売時の課税文書の有無の違いや、クレジットカード決済等の信用販売時と現金（Eマネーを含）決済時では、領収書の課税・非課税が異なるなど、特に不公平になっており、経済活動に中立な課税制度となっていない。

また、印紙税は流通課税といわれ、所得課税と消費課税の中間段階における課税制度のように位置付けられているが、実際に領収書等を発行する機会は、商品やサービスの代金の受領時、すなわち消費の段階であり、流通と消費が実質的に同時に存在している状況で、消費税との二重負担となっている。領収書等に係る印紙税（第17号文書）は早急に廃止すべきである。

- ・ 印紙税は、諸外国では多くはなく、徴税コストもかかり財政面から非効率といわざるを得ない。
- ・ 電子取引が進んだ社会において、文書に課税する現在の印紙税は課税の公平性の観点から問題があり、廃止によって課税の公平性が確保されるべき。
- ・ 印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化することが必要である。

②課税物件の明確化

【理 由】

- ・ 時代の移り変わりによって、作成される文書の内容や手段が異なっている。またIT化も踏まえて、課税文書となる要件をより明確化すべきである。現時点、曖昧な規定の割りに、大規模な印紙不貼付の指摘をされる事例も多く、企業の事務処理合理化の流れに対し、いたずらに萎縮効果を与えている。

③印紙税の税率の特例措置の延長

【理 由】

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例について、不動産の譲渡及び建設工事を促進する観点から、適用期限の延長を要望する。

(2) 登録免許税

①登録免許税の税率の特例措置の延長

【理 由】

- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率の特例について、土地の有効利用の促進及び土地取引活性化を後押しする観点から、適用期限の延長を要望する。
- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率の特例の延長を要望する。

②不動産売買契約書の印紙税の特例の延長

【理 由】

- ・ 住宅の取得を支援するために住宅の保存登記や移転登記の登録免許税を軽減（移転登記：本則2%→特例0.3%）。

③土地流通税特例延長

【理 由】

- ・ 土地取引の活性化のために、土地の売却等に係る登録免許税を軽減。

④担保権の信託における抵当権等の信託登記をはじめ、登録免許税の税率を低額の定額税率とする等、軽減・簡素化すること

【理 由】

- ・ 現行の登録免許税は、手数料的な性格を持つ流通税であるにもかかわらず負担が極めて重い。このため、わが国企業の競争力強化に必要な組織再編成や、資産流動化、担保権の信託を利用するシンジケート・ローン取引等の経済取引に影響し、経済の活性化を阻害している面がある。

特に、担保権信託に関しては、不動産信託の所有権移転登記に係る登録免許税が非課税にもかかわらず、抵当権設定登記に加え、信託登記についても登録免許税が課されている。登録免許税が持つ手数料的な性格を踏まえ、低額の定額税率とする等、大幅に軽減・簡素化することを要望する。

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し

【理 由】

- ・ 外形標準課税の平成16年度からの導入により、既存の応益課税（固定資産税、事業所税等）との関連で、地方税全般を見直す必要がある。
- ・ 地方税の種類が多く、公平・簡素化の観点から、包括的に整理統合する必要がある。

(2) 地方税制度の簡素化

【理 由】

- ・ 現行地方税の税額算定は煩雑であり、所得割／法人税割、外形標準課税／均等割／事業所税／固定資産税という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っており、また、自治体毎に税率が異なる等の煩雑さも存在しているため、事務負担軽減等の観点から簡素化すべきと考える。
（例：外形標準課税、事業所税、固定資産税を廃止し、均等割に統合する。）
- ・ 事業税の所得割を住民税に統合し簡素化を図る。（統合後の事業税は損金不算入扱いとし、税率を引き下げる。）事業税の所得割については住民税の法人税割に吸収統合してもよいように思われる。（将来の国税法人税への統合と税率引き下げを視野に入れる）
- ・ 国際的に企業所得税は国税に一本化されているところが多い。アメリカのように地方毎に特色があるわけではないので一本化することにより徴税コスト・納税コストの縮減をはかるべきである。消費税のように地方と国との配分を決めればよいのではないか。

(3) 税率の引き下げ

【理 由】

- ・ 景気変動に左右されやすい不安定な財源である法人所得に対する税を地方税の財源とするのは好ましくない。従って、地方税における法人所得課税のウェートを引き下げることで法人実効税率の引き下げを図ることが望ましい。地方公共団体の主たる財源は、比較的安定的でかつ地域間の格差も比較的小さな別の課税対象に比重を移すことが有効と考える。

(4) 法定外税

①総務大臣による不同意要件の明確化

【理 由】

- ・ 法定外税については、その創設等にあって、公平・中立などの税の原則に照らした十分な検討が必要。そのため、法定外税にかかる総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、納税者の納得・合意の必要性、国の重要な施策との適合性などの観点から適切な見直し（内容の明確化を含む）を要望する。
- ・ 核燃料税などの法定外税について、地方自治体が行う場合には、公平・中立などの原則に照らし十分な検討が行われることが重要であり、安易な法定外税の創設、見直しは問題。
法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、国の重要な施策との適合性などの観点から、その判断基準を明確化することは、法定外税制度の透明性向上に資すると考えられる。

②納税義務者からの意見徴収の義務化

【理 由】

- ・ 法定外税導入に際しては、納税義務者からの意見徴収を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断内容の公表を法制化していただきたい。
- ・ 地方分権の推進により、地方独自課税の新設が想定される。新設にあたっては納税者の事前意見聴取を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断基準・内容の公表を法制化していただくよう要望する。地方独自課税について公の場で検討する体制を整備することにより、公平・公正で納得性のある課税が実現されることが期待される。

(5) 連結納税制度

①連結納税制度の導入

【理 由】

- ・ 納税事務の簡素化に資する形で、地方税においても連結納税制度が導入されることが望ましく、地方税を含めた事務簡便性に配慮した連結納税制度の見直しを要望する。
- ・ 連結納税制度を活用し企業が活力あるグループ戦略を実行していくためには、同制度を地方税全般についても導入し、選択適用できるように整備することが必要である。
- ・ 法人税法上、連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さを軽減すべく、法人事業税・法人住民税にも連結納税制度を導入することを要望する。
- ・ 地方税への連結納税制度を導入してほしい。また子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにしてほしい。連結納税制度を地方税にも導入することが企業の柔軟な競争力の確保向上に資すると考えられる。
- ・ 法人事業税、法人住民税等地方税も、連結納税の対象に含めるべき。
- ・ 連結納税制度を地方税に導入することにより、企業の納税事務の簡素化及び国税と地方税の整合性確保を実現できるので、制度導入を推進いただくよう要望する。
- ・ 地方税についても連結納税を導入すること。連結地方税の各法人への個別帰属額の算定方法は現状の分割基準にあわせて別途手当てする。地方税における連結納税制度を導入することで納税事務負担が減り、企業活動を促進すると思われる。
- ・ 現在、連結納税制度は国税に限定されており、法人住民税・法人事業税は単体申告を行う必要があるため、申告手続きが非常に複雑なものとなっている。地方税についても連結納税制度の対象とすることで、連結納税を採用する企業の事務負担を軽減し、制度全体の簡素化を図ることが望ましい。

②連結納税における中間申告の仮決算方式の導入

【理 由】

- ・ 連結納税制度における法人税の中間申告は、前年度実績による予定申告、又は、仮決算による中間申告のいずれかを選択できるものと同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においてもいずれかを選択できるようにするとともに、申告納付期限を2ヶ月延長していただきたい。

(6) その他

①車両用冷房機の代替冷媒使用空調装置化に係る特例措置（オゾン層の破壊防止）の創設

【理 由】

- ・ 冷房機用冷媒の製造規制に伴う代替冷媒使用空調装置化を図るもので、2015～2019年の指定フロン生産量は現在の約10%以下となることから、計画的に代替していく必要がある。全体計画では約1,050両（優等列車含まず）が対象となり、冷房機械全体を別の冷房機械に積み替えるため設備投資が莫大になることから、税制面からの支援をいただきたく、特例措置の新設を要望する。

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化

【理 由】

- ・ 全国各所に事務所を有する法人においては、事務所の所在地毎に申告・納付をする必要があり、更には自治体別の問合せ対応等、事務処理負担が甚大である一方、申告・納付を管理する自治体側においても、作業が重複しており非効率であることから、申告及び納付の統一化を要望する。
特に法人事業税・住民税の申告書様式や納付書様式が自治体毎に異なっており苦慮していることから、早急な措置を要望する。
- ・ 現行は、各々の自治体に申告納付する納付形態となっているが、納税者に過度の事務負担が生じている。事務負担軽減を考慮し、納付窓口は一本化し、そこから各自治体へ配分する仕組みを要望する。
- ・ 全国に支店・工場等を有する法人にとっては、納付事務及び申告事務において多大な時間を費やすことから、納税者事務負担の軽減を実現していただきたい。一方、地方自治体においても、税務事務の集約化が図れる体制を構築された場合は、行政コストの削減に寄与すると考える。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望したい。
- ・ 煩瑣な納税事務の負担軽減の観点から、課税ベースが重複する租税の一体化を図り、徴収機関を一元化して企業の納税コスト低減を推進すべきである。
- ・ 事業税・住民税は事業所の所在する全都道府県・市町村との申告書類の提出・控え入手・納付還付手続きがあり、事務処理が煩雑となっているため、申告・納税事務の一元化を要望する。
- ・ 地方税の統一納付期間の設置、または本店所在地の地方公共団体への一括申告・納付により、手続きを簡素化すること。
- ・ 納税者番号制度導入とあわせて、抜本的な効率化を実施すべきである。
- ・ 建設業を営む場合、建設現場が事務所として課税標準の分割対象となりますが、比較的短期間に設立廃止を行うため申告手続きが煩雑になるため、申告納付の窓口を本店所在地の地方公共団体に一括して申告納付するように手続きを簡素化してほしい。
- ・ 地方税は各自治体に個々に納付することとされているため、事業所数が多い法人では業務負荷が大きい。また各種手続きについても、各自治体に個々に提出を要する上、自治体ごとに手続書式が異なるケースが多いため、事務処理が煩雑となっている。各種地方税の納税窓口や、各種手続（事業所開設届等）の提出先を1ヶ所に集約することを要望する。
- ・ 地方税の申告・納付は、事業所が存在する都道府県及び市町村単位毎で行われている。企業は各自治体ごとに申告・納付しなければならないので、負担軽減を図るべきである。
- ・ 現在は、事業所等の存在するすべての都道府県・市区町村に対し個別に申告書の提出・納付をするため、事務負担が非常に大きい。
都道府県・市区町村とも課税ベースは共通であり、一括申告納付する方式を採用していただきたい。
- ・ 地方税の納付は自治体毎に行うため、全国規模で事業を展開している企業にとって大きな事務負担となっている。本店所在地への一括納付を認める等、納付事務の簡素化を要望する。地方税体系の整理統合・簡素化により、企業の納税事務負担の軽減と自治体の徴税事務効率化を同時に実現できることが期待される。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望するもの。

(2) 外形標準課税の廃止

【理 由】

- ・ 外形標準課税の課税標準には細かい取り扱いがあり、課税標準の集計が事務負担となっている。外形標準課税の廃止又は簡素化を要望する。

- ・ 外形標準課税は賃金課税に資本金課税を加えたもので、雇用の維持・拡大や自己資本の充実等に悪影響を及ぼすほか、企業の国際競争力を削ぐなど問題が多いので、内容を抜本的に見直すこと。
- ・ 外形標準課税については、例えば付加価値割の算定において、雇用の創出・確保で地域社会に多大な貢献をする企業ほど負担が重くなる等の問題があることやその算定が複雑であり多大な稼働を要すること等、雇用の確保と企業体質の強化を阻害する税制となっていることから、廃止を要望する。

(3) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化

【理 由】

- ・ 事業税（外形標準課税）については、付加価値割（報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料）の範囲・基準が複雑であることから、その金額の把握に莫大な稼働を要している。より簡素で納税事務負担の少ない制度への変更を要望する。
- ・ 付加価値割の申告実務に多大な労力を有するため、付加価値割額の算定基準の簡素化と付加価値割の申告書記載事項の簡略化を要望する。
 当社事業の主体である運送業は、労働集約型産業であり、経費に占める人件費の割合が必然的に大きくなる。現状の付加価値の課税標準額の算定には雇用安定控除はあるものの産業間の差はなく、人件費割合が相対的に大きい労働集約型産業に不利となっている。税負担率に基く業種毎の課税の公平性の観点から、業種の特性により控除額の増減を行う法的手当てがあることが望ましい。
- ・ 派遣労働者の「派遣元会社、労働者数、労働時間数等」や利子及び賃借料の「取引先名、住所等」は申告金額算定に直接必用ではない。当該明細書を作成する事務は膨大であり負担も大きい。事務処理の簡素化の観点から当該明細記載項目の見直しを行うべきである。
- ・ 外形標準課税の適用につき資本基準が設けられているが、企業実態は何ら変わらずとも減資によって適用対象外となることは合理性に欠ける。また、添付を必要とする書類が多様であり、派遣従業者や賃貸借を多く擁する企業の実務に多大な負担を強いている。純額でマイナスとなる場合や金額が僅少なものは明細不要とする、保存要件とする等措置が図られるべきである。
- ・ 付加価値割の算定方法が煩雑で納税実務負担が大きい。算定方法の簡素化を要望する。
- ・ 平成16年4月1日より施行された事業税の外形標準課税の付加価値割の計算方法を簡略化し、申告に必要な書類を簡素化すべき。納税者に過大な事務負担が発生しており、これらを解消し、労働生産性を高めることが必要である。

（具体的な要望項目）

①労働派遣料に関する取り扱いの簡略化：

従業員数に対する派遣者の割合が極めて少ない場合には課税対象から除外する、もしくは従業員の給与・賞与に対して一定率とみなす。

「派遣元・派遣先会社の住所」、「派遣労働者数」、「労働時間数」の記載を省略する。

②倉庫料に関する取り扱いの簡略化：

純支払賃借料に該当する契約期間を、現行の「1ヶ月以上」から「1年以上」に長期契約をしているものに限定する。

③純支払利子・純支払賃借料に関する取り扱いの簡略化：

「借入先・貸付先/貸主・借主の住所」、「貸主・借主の氏名」の記載を省略する。

- ・ 事業税外形標準課税の別表については、事務所別の従業員数・報酬給与をはじめとして、記載項目が多岐にわたり膨大な事務処理稼働を要する一方、当該記載内容が税額に影響するものではないと考える。
- ・ 平成16年度から導入された法人事業税における外形標準課税は、実質的に大企業に対する資本金ならびに賃金課税であり、企業の雇用や投資、分社化等の企業再編に抑制的に作用し、経済活力を削ぐ虞がある。特に、資本の大半を海外資源開発事業等に投資している場合において、海外に事業所がない場合や投資先が子会社ではない場合は、資本割の負担が著しく重くなる。

従って、外形標準課税について、資本割の軽減措置の拡充（※）を図るとともに、計算方法の簡素化および住民税均等割、事業所税等、他の外形標準課税制度との整理・統合による地方税制度の簡素化を検討して

いただきたい。

(※) 特定子会社株式の総資産に占める割合が50%超の場合のみ、特定子会社株式に対する軽減措置が適用されるが、50%を境に適用・非適用の格差が大きいため、基準の引き下げ等をお願いしたい。

加えて、連結納税グループ内で合併を行う際、事業税については適格合併であってもみなし共同事業要件を満たさなければ欠損金の引継ぎに制限が生じる。組織再編による企業競争力促進のためにも制限の撤廃をお願いしたい。なお、住民税については同様の制限はなく、税制間の不一致を是正することにもなる。

- ・ 「事業税外形標準課税」については事務負担の増加が問題となっている。課税標準の簡素化、付加価値割の算出方法の改善（単年度損益の除外）等、税体系の整理統合・簡素化を要望する。
- ・ 事業税の所得割については住民税の法人税割に吸収統合してもよいように思われる。（将来の国税法人税への統合と税率引き下げを視野に入れる）

(4) 外形標準課税における課税標準の見直し

①保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

【理 由】

- ・ 平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されている。

生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきた。しかしながら、これまでのところ、電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の4業種について、「これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額および資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことを検討する」といった方向性についての指摘を受けている。

一般事業会社について導入された外形基準は「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されているが、生命保険業の現行の課税方式は、まさに税収の安定化に寄与していると考えられる。

よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望する。

- ・ 法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成15年度税制改正により、従来の所得課税方式が見直された。具体的には資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から実施されている。また、平成20年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設された。これと関連して平成24年度税制改正大綱において、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の4業種の課税方式については、中長期的に検討することとされている。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和30年より収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきた。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあって、4分の3部分については所得課税を継続し、残りの4分の1部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっている。このため、仮に上記4業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定される。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持の方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考ええる。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えられる。

②電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の現行課税方式の見直し

【理 由】

- ・ 法人事業税については、資本金1億円超の大企業について、平成16年度から一部外形標準課税が導入されましたが、現行収入金課税が行われている電気事業をはじめとする4業種については、外形標準課税の対象

外となっており、不公平税制は解消されない状況。

電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であることに加え、結果として電力供給のコストを押し上げ、電気の利用者に重い負担を強いることとなるため、こうした不公平な取り扱いは解消すべき。

平成24年度税制改正大綱においても検討課題と位置づけられており、今後の地方法人課税のあり方や、税体系の抜本的改革を踏まえた検討が必要。

- ・ 大企業（資本金1億円超）の法人事業税については、16年度から、一部外形標準課税が導入されているが、電気事業をはじめとする4業種については、見直しの対象外とされ、不公平税制は解消されていない状況である。

一方、電力自由化の進展に伴い、電気事業はその他の事業と同様の経営環境となるなか、電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題である。

このため、現行の枠組みに付加価値額及び資本金等の金額による外形標準課税が組み入れられるよう要望する。

- ・ 大企業の法人事業税については、平成16年度から、一部外形標準課税が導入されているが、電気事業をはじめとする4業種については、見直しの対象外とされている。特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同様の扱いに改められるべきである。
- ・ 電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同様の扱いに改められるべきである。
- ・ ガス供給業は、法人事業税の課税標準として収入金額が適用されていることから、「その他の事業」（付加価値割、資本割及び所得割が課税標準）と比べて取扱いが著しく不公平になっている。

ガス供給業に対する法人事業税の不公平を是正するためには、「その他の事業」と同一の扱いとすべきですが、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、段階的な実現を要望するもの。

ただし、資本金1億円以下のガス事業者は、経営基盤の脆弱性等から「その他の事業」と同一の扱いとするよう要望する。

- ・ ガス事業においては、平成13年度から託送供給制度の運用が開始され、20年度より電気事業と同じく法人事業税の課税標準から託送料金に係る控除制度が創設された。

重複した課税の回避、事業者間の公平性の確保、ガス事業の自由化促進の観点から、法人事業税の課税標準算定にあたり、託送料を収入から控除することが必要であり、現行制度の恒久化を要望する。

- ・ 課税の公平性・担税力の観点から、ガス・電力事業の課税方式について、収入金課税方式から他業種と同様の課税方式（もしくは収入金課税をベースに新しい外形標準課税を組み入れた形）とするよう要望したい。
- ・ 所得課税事業と収入金課税事業を併営する場合に、区分計算を実施する事務作業量が負担となっているため。また固定買取制度の導入により電気供給への新規参入する者との課税の公平性を確保するため。
- ・ ガス事業においては、平成13年度から託送供給制度の運用が開始され、20年度より電気事業と同じく法人事業税の課税標準から託送料金に係る控除制度が創設された。

「重複課税回避」「電気事業における託送料控除とのイコールフットイング」「自由化促進」のため、現行制度の恒久化を要望する。

- ・ ガス事業においては、平成16年度から全ての一般ガス事業者、ガス導管事業者に対して託送供給が義務付けられていますが、収入金額に対し法人事業税を課される他のガス事業者にガスの託送を委託した場合に、それぞれのガス事業者に対して全収入金額を課税標準として課税するとすれば、同一のガスについて、重複して法人事業税を課税することとなる。

重複した課税の回避、エネルギー事業間の整合性確保、ガス事業の自由化促進の観点から、法人事業税の課税標準の算定にあたり、託送料を収入金額から控除することが必要であり、現行制度の恒久化を要望。

③外形標準の付加価値割の構成要素から当年度損益を除外すべき

【理 由】

- ・ 外形標準の付加価値割に当年度損益が含まれており、当該部分については結果として所得割と同様の課税が異なる名目で行なわれているため違和感を感じるのみならず企業の決算実務としても当期利益および所得金額の算出が終わらないと外形標準金額も確定できず非常に煩雑である。

(5) 法人住民税額の計算

①法人住民税（法人税割）における試験研究費の税額控除額の考慮

【理 由】

- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額について、法人住民税の課税標準の計算上も控除を認めていただきたい。
- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額は、法人住民税の課税所得計算上、減算項目となっていない。国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても、減算項目とするよう要望する。
- ・ 法人住民税（法人税割）の課税標準は法人税額であるが、試験研究費の税額控除前の法人税額が用いられる。企業の研究開発活動を地方でも支援しイノベーションを促進する観点より、試験研究費の税額控除後の法人税額を課税標準とするよう改正を要望する。

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止

【理 由】

- ・ 法人事業税の外形標準課税（付加価値割）の課税標準に報酬給与額や支払賃借料が含まれ、事業所税の従業者割及び資産割と課税標準が重複すること及び納税者の事務負担の軽減の観点からも事業所税（あるいは法人事業税付加価値割）を廃止願いたい。
- ・ 事業所税額算定業務において、貸主と借主の間で面積照合作業を行い、不一致や見解の相違などの調整及び申告データ集計には膨大な労力がかかっている。
固定資産税、外形標準課税の純支払賃借料との課税標準の重複があり、納税者にとってはいたずらに申告納付義務ばかり負わされているように受け取っている。
事業所税は廃止して、例えば固定資産税の税率を地域ごと納税者ごとに調整するなどしてはどうか。事業所税の廃止を中心に、地方税の簡素化を強く要望する。
- ・ 市町村の統廃合が進んだ結果、地方都市が大都市に変わり、課税対象になるケースが増加している。そういう意味では税創設時に想定した大都市の定義は実態と合わなくなっている。また都市部の事務所と都市化した元地方の工場が同じ基準（床面積）で課税されるのは課税の公平性の観点からもバランスを失っている。事業税（外形標準）と事業所税の課税内容は近似しており、税の創立主旨、事務負担等を鑑み事業税への一本化を図るべきである。
- ・ 事業所税では、従業者の給与等を課税標準とする従業者割と、床面積を課税標準とする資産割があるが、法人事業税の付加価値割とほぼ同じ課税標準であるため、二重課税となっており、廃止を含めた見直しが必要である。
- ・ 大都市のみが課する不公平な制度である。他の地方税と重複しており、廃止を要望する。
- ・ 事業所税は大都市機能維持のための環境整備等財政支出を進出企業に応益負担させるため設けられた目的税であるが、都市整備及び企業の地方分散が概ね進み、創設目的は果たされたといえる。また、その課税ベースとなる床面積（資産割）と給与（従業者割）についてはそれぞれ固定資産税と外形標準課税の二重課税となっており、事業所税はもはや廃止すべきである。
- ・ 税目廃止による減収分は法人税・地方法人住民税・事業税でカバーし、抜本的な税目簡素化をすべきである。
- ・ 他の地方税との課税標準の重複。政令指定都市を中心とした課税であり、市町村により課税の有無があるのは不公平感がある。
- ・ 様々な種類の似たような税金が存在することで企業の納税事務の負荷増を招いており、国民経済全体にも無駄である。
- ・ 事業所税は、事業税の外形標準課税と類似の課税制度であり、地方税体系の整理統合・簡素化の流れの中で廃止を検討いただくよう要望する。なお、廃止できない場合でも、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準の見直しは早急に実施いただくよう要望する。

(2) 課税標準の見直し

【理 由】

- ・ 事業所税の従業者割については、全国規模の会社等、事業所を多数有する企業では、給与等の支払額の把握に多くの稼働を要している。納税者の事務負担を軽減するため、従業者給与総額を期末人員数により按分して課税標準を算定する方法に変更することを要望する。

(3) みなし共同課税の廃止

【理 由】

- ・ 一定規模までの事業所は事業所税免税とされているが、グループ企業が事業所を一箇所に集約して事業を

行った場合は、全く異なる事業を実施していたとしても形式判断として共同事業とみなされ、単独であれば免税点に達しない企業があったとしても合算課税の対象（みなし共同課税）となる。また、この合算の税額算定にあたっては、互いに気づかないうちに納税処理を漏らしているという事象も発生しうるため、廃止を要望する。

Ⅳ 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止

【理 由】

- ・ 償却資産に課する固定資産税の廃止、又は免税点の金額の引き上げ、及び課税標準額の見直し（法人税との償却計算の統一化）を要望する。
- ・ 償却資産のうち、日本に滞留している期間がごく僅かな外航用船舶やコンテナ等の可動資産に関しては行政サービスの受益状況が具体的に把握し難く、そもそも客観的な課税根拠に乏しい。課税を行うということであれば、個別資産の特徴に応じた課税制度を確立すべき。
- ・ 償却資産税については、製造業等の特定業種に負担が偏重すること、国際的にも生産財に対する課税は極めて異例であること等不公平性や二重課税を生ずる等の問題が指摘されている。地方税体系の抜本的見直しにおいて償却資産に対する固定資産税を廃止すべきである。
- ・ 償却資産に対する課税は国際的に見て極めて稀である。また、国税と償却計算（5%限度等）が乖離し、事務処理負担も大きくなっている。課税の主旨、事務負担軽減の観点から償却資産に対する課税は廃止すべきである。
- ・ 償却資産を課税客体とする税制は国際的に見て極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。また、投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぐことにもつながっており、諸外国が立地競争力強化のための企業活動への支援を強化している動きとも逆行している。さらに、設備から生み出される所得に課税されると同時に、所得を生み出す設備そのものにも課税されるという二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重しているという課税の公平性の問題や、社会保障関係の割合が高まった行政サービスと設備保有の対応関係が希薄化しているという地方税における受益と負担の対応関係の問題等、制度上、多くの課題を内包している。そもそも償却資産を課税客体とした制度趣旨の一つとして、終戦後のインフレ時に、企業が減価償却額を増加させることで、課税所得の減少を意図した、課題な資産再評価を抑制する目的があったといわれているが、今日、その主旨は根拠を失っている。このように償却資産に対する固定資産税には多くの問題があり、廃止すべきである。少なくとも、国内生産拠点および雇用の維持という観点から、国内における設備の更新投資を促すため、新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止すべきである。なお、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合には、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。
- ・ 償却資産に課税を行うのは国際的に見ても稀であり、設備を多く有する特定業界に負担が偏重し、課税の公平性も失するため、縮減・廃止を検討すべきである。また、法人税法において新減価償却制度が導入された今もなお旧法によっている点は合理的ではなく、企業実務に過大な負担を強いている点も改善すべきである。
- ・ 償却資産税は製造業に負担が重く、また当該資産で稼得した所得に法人税が課せられることから二重課税となっていると考えられる。また、国際的にもあまり例を見ない税制であり、廃止を要望する。
- ・ 償却資産税は特定の設備型産業に偏重しており、国際的に見ても生産財に対する課税は極めて異例であることから、廃止すること。
- ・ 国際的にみても償却資産に対する課税は特異であり、且つ、特定の設備型産業に負担が偏重しており課税の公平性の原則に反する。また、平成19年度に導入された新減価償却制度と償却資産税の評価額計算が統一されておらず、納税実務が煩雑となっている。償却資産税の廃止を要望する。（尚、廃止が実現されない場合であっても、最低限、法人税法と地方税の償却計算方法の統一を図るべきである）
- ・ 税目廃止による減収分は法人税・地方法人住民税・事業税でカバーし、抜本的な税目簡素化をすべきである。
- ・ 償却資産を課税客体とするケースは国際的に見て極めて例外的であり、グローバル市場で過酷な競争に晒されている企業にとって、海外企業のイコールフットINGの観点から大きな問題を有している。
そもそも償却資産は取得時には消費税、償却に伴う収益には法人税が課税されているが、償却資産税は単

に設備を保有するだけで課税されることから、フローを伴わず、担税力がない。一方で、償却資産税は社会保障の割合が高い地方自治体の行政サービスの財源となっていることから、償却資産保有に関連した応益の対価としての意味合いも薄い。設備型産業に偏重するといった税の公平性の観点からも、償却資産に対する固定資産課税は問題があり、廃止すべきである。

少なくとも、製造業の国内立地維持や雇用確保のための国内設備投資促進といった観点から、新規投資分から廃止すべきであるが、地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難であれば、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

- ・ 国際的整合性や業種間での税負担の公平化のため、償却資産にかかっている固定資産税を廃止することを要望する。
- ・ 償却資産を課税客体とする制度は国際的に見て極めて例外的で、我が国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因である。

投資額に応じた課税のため企業の投資意欲を削ぎ、また立地競争力強化のために企業活動を支援する諸外国の動きと逆行している。

償却資産への固定資産課税にはさまざまな問題がある。

○設備から生み出される所得に課税されると同時に所得を生み出す設備そのものにも課税されるという二重課税の問題

○税負担が特定の設備型産業に偏重しているという公平性の問題

○地方行政サービスと企業の設備保有の対応関係が希薄化しているという受益と負担の対応関係の問題

- ・ 固定資産として計上されている動産の本質的な意義は、当該取得価額をその使用年数にわたって複数事業年度に費用配分する未償却残高という意味合いであり、いわば減価償却費という費用の塊に過ぎない。即ち、現行の固定資産税における償却資産税は収益を獲得するために消費される減価償却費に対する課税となっており、所得課税としての法人税と二重課税となっている。動産に対する固定資産税の課税は我が国企業の設備投資に対する阻害要因の一つとなっている。従って、固定資産税における償却資産税は廃止することを要望する。
- ・ 店舗のエレベーターやエスカレーター等の設備は、バリアフリーのために不可欠施設であるが、土地や建物とは別の資産（償却資産）として課税対象となっている。

償却資産には、エレベーター以外にも、電気設備や可動間仕切、絨毯のように建物と一体となっていて建物から切り離して使用することはできない設備が多い。償却資産を建物と区分して個々に課税・償却しているのは、納税（課税）・管理コストばかり増やしている。

また、償却資産には、保冷・冷蔵設備や陳列什器等が含まれるが、これらは商品の鮮度（安全）を確保しつつ、消費者の商品選択の利便性を確保するもので、店舗を構えた小売業者には必要な設備である。

これらの設備のひとつひとつを課税対象として管理していることは、相対的に無店舗の通信販売事業者の負担を軽減しており、経済活動に非中立的な制度となっている。事業用償却資産に関わる固定資産税は廃止されたい。

- ・ 償却資産に対する固定資産税は、国際的に稀な制度であり、また対象が一部の設備型産業に偏るため、課税の公平性で問題がある。さらに本税制は企業収益を考慮しないため、特に赤字決算企業は大きな負担を強いられるため、償却資産に対する固定資産税の課税制度は、速やかに廃止すべきである。直ちに廃止が困難であるならば、新規に取得した償却資産は、課税対象外とするとともに、固定資産税（地方税法）の残存価額と償却可能限度額を、法人税法（国税）に合わせ撤廃するなど、段階的に廃止すべきである。
- ・ 償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性格を有しているが、本制度による税負担は設備型産業に偏重するという性質を持ち、大型設備を保有する非鉄金属業界においても相応の負担をしているところである。

また、償却資産への課税は国際的に見ても極めて異例である。特に昨今の円高でわが国企業の置かれる事業環境は以前に増してかなり厳しい状況にあり、国内産業の空洞化が懸念される状況にある。国内産業の空洞化は企業の利益の問題だけでなく、雇用の問題や税収の問題にも波及する。

国内産業の保護・活性化、国際競争力確保の観点からも、償却資産に対する固定資産税については段階的な縮小・廃止をお願いしたい。その際、地方財政の健全化を損なわないように代替財源の手当ても必要であ

る。

- ・ 償却資産に掛かる固定資産税の廃止を要望する。償却資産税は国内への設備投資を不利にする効果があり、わが国企業の国際競争力を損なうだけでなく、投資優遇税制の効果を減殺し、装置産業の国外流出を引き起こす要因のひとつになっている。償却資産税の廃止により国際的イコールフットINGを確保することにより、企業の国際競争力向上、国内への投資促進による景気浮揚、雇用増の実現が期待できる。

(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一

【理 由】

- ・ 固定資産税の課税事務においては、家屋と償却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い（減価償却資産の定義や償却計算の方法）と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負担が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税の課税事務の簡素化を要望する。
- ・ 法人税法では、平成19年度改正により償却可能限度額が撤廃されたが、固定資産税の償却資産の最低評価額は依然として従前（取得価格の5%）のまま据え置かれており、法人税と固定資産税で異なる減価償却計算を強制されている。システム対応を含めて、企業の実務負担を軽減する観点から、早期に法人税と同様の措置が導入されることを要望する。
- ・ 建物については収益還元価値を基準とする評価方法への転換を図ること。
- ・ 地方財政における税収確保の観点から即時の償却資産税廃止が困難であるとしても、せめて固定資産税評価額算定の基礎となる減価率については、平成19年度税制改正において法人税法において導入された250%定率法（*）に基づく償却率を固定資産税においても適用し、税目による異なる償却方法を併存している現状については即刻改めることを要望する。

（*）平成23年度改正案の「200%定率法」への変更が決定された場合には「200%定率法」。

平成19年度税制改正により、法人税における減価償却制度については、従来取得価額の95%までしか認められていなかった償却可能限度額が100%に拡充された。即ち取得価額の全額100%について償却することが可能となった。また、償却方法についても、従来の定率法に比し償却スピードが早い“250%定率法（*）”が認められる事となった。

一方で、固定資産税のうち償却資産に対する評価方法については、現状維持となった。つまり、平成19年度については、償却可能限度額のみならず償却方法についても国税の法人税法と地方税の償却資産税とで異なる取扱いが併存することとなった。

同一の償却資産について異なる償却方法、償却可能限度額が併存した状況は、納税者にとって二重計算となり、膨大な事務負担を強いることになる。

理論的にも、法人税における帳簿価額と償却資産税における評価額が異なることについての合理的な理由は考えられず、いたずらに一物多価の現象を招き混乱を来す。

- ・ 建物の価格は、建築技術の進歩以上に、需給関係や鋼材等資材価格の変動等のコスト要因に左右されるため、建物に関わる評価方法は、当該建物の収益力を反映した収益還元方式に改めるべきである。

また、百貨店（店舗）は、定期的に改築に等しい大規模リニューアルを重ねることで、商業集積としての魅力を維持しており、出店政策として短期間に投下資本を回収する店づくりを行なう事例も多く、耐震構造の強化等を実施する間隔から考えても、現行の65年間の経過年数は明らかに長すぎる。（法人税法上の耐用年数は39年）

さらに、経過年数終了後の残存価格（20%）は、法人税の償却限度額（備忘価格）と比較して極端に大きく、65年間かけて20%までしか償却できないのは著しく不合理である。

建物に関わる固定資産税の経過年数と残存価格は、国税並の償却が可能となるよう見直されたい。

- ・ わが国の減価償却制度は、平成19年度税制改正において法人税法上は残存価額と償却可能限度額が撤廃されたが、固定資産税（地方税法）上は制度の改正がなされていない。また昨今の会計基準のコンバージェンスにより、企業会計と法人税法の乖離拡大の恐れもあるなど、法人税法と地方税法のみならず、法人税法と会社法、金融商品取引法においても異なった処理が必要となっており、企業の事務負担が増大している。

- ・ 不動産に係る固定資産税は、バブル崩壊後、土地をはじめとする資産価格が下落したなかで過重な税負担となっており、評価方法の見直し・税率の軽減をお願いしたい。
また、償却資産の課税標準については、法人税法に合わせて、
 - ① 5%残存価格の撤廃
 - ② 中小企業に対する少額減価償却資産の特例（30万円未満は損金算入）
 を認めていただきたい。
- ・ 償却資産税における償却計算を法人税と同一化。平成19年度税制改正において法人税法における償却計算方法が改正されましたが、それに伴って償却資産税における償却計算方法の改正が行われなかったため、企業は二重帳簿による管理を強いられている。申告実務の軽減を図るため、平成19年度税制改正で行われた償却計算方法に償却資産税の計算方法を合わせていただくよう要望する。二重帳簿管理の廃止により、企業事務負担の軽減を図ることができる。

(3) 固定資産税の負担の軽減

①固定資産税の引下げ

【理 由】

- ・ 平成23年1月の公示地価は、全国平均で見ると、住宅地および商業地ともに3年連続の下落となり、平成3年のピーク時と比較すると商業地においては約70%下落しているなど、依然として市況の回復には至っていない。土地の有効利用と流動化の促進に向けた税制の適正化・簡素化を図るとともに、納税者の立場に立った課税事務のあり方も含めた、不動産関連税制の総合的な見直しを要望する。
固定資産税については、土地の収益性との比較において過大な負担となっていることから、税率や評価額について適正な水準まで引き下げるよう要望する。
- ・ 土地・家屋に対する固定資産税は、製造業がグローバル市場での過酷な競争に直面している中で、過重になっているため、評価方法、負担水準の見直しを要望する。国内で生産活動を行う企業の負担を軽減することにより、企業の国際競争力向上、国内への投資促進による景気浮揚、雇用増の実現が期待できる。
- ・ 土地については収益力に対して過重な負担とならないように評価水準等の見直しを図ること。

②固定資産税の評価方法の明確化・見直し

【理 由】

- ・ 賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要があるが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検が困難となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスが分かる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要望する。
また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多種多様となっており、交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望する。
- ・ 納税者にとって固定資産評価の内容が複雑なためほとんどの場合その内容のチェックは不可能である。

③非住宅用地の固定資産税負担の適正化・均衡化

【理 由】

- ・ 人口減少社会の到来と地域格差の拡大により、地方都市の地価は長期間下落傾向にあり、主要都市部の商業地は一部の例外を除き下落傾向にある。
土地の資産価値や担税（収益）力の低下は、中心市街地の空洞化問題と相乗し、深刻なスパイラル現象を招いている。
都市型の百貨店は、来店客の利便性の高い公共交通機関の要所での出店が店舗政策（競争戦略）上重要である。商業地等事業用地に関わる固定資産税を軽減し、土地の収益力を回復させることは、百貨店を核とした地域再活性化につながり、結果として地方税収の増加にも寄与することとなる。

また、条例により、固定資産税の負担水準の上限を引き下げることが可能であり、東京都では商業地等の課税限度額（負担水準の上限）を価格の70%から65%に引き下げているが、こうした動きはごく一部であり、大半の自治体は目先の税收確保を地域振興に優先している。土地に関わる固定資産税の軽減は、法改正によらなければ実現しない。土地に関わる固定資産税を軽減し、中心市街地の再活性化による地方税收の増収をはかられたい。

- ・ わが国企業にとって、土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害している。一方、地方自治体が条例により、負担水準60%まで引下げることができるとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないことも含め、ほとんど機能していない。

こうした状況から、企業の競争力を確保し、国内立地の促進のために、税負担の均衡化、適正化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応ではなく、地方税法による全国一致の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引下げるべきである。

- ・ 商業地等の過重な税負担を解消するため、固定資産税の負担水準の上限を60%に一本化すべき。

④公害防止用設備の固定資産税の課税標準特例の適用期限の延長

【理 由】

- ・ 低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限の延長を要望する。

運輸部門におけるエネルギー消費の大半を占める自動車部門において、環境性能に優れた低公害車の普及促進を図る必要があり、次世代自動車に位置づけられている天然ガス自動車、燃料電池自動車を普及させるためには、燃料供給インフラの整備が不可欠である。

⑤低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置

【理 由】

- ・ 燃料電池自動車等低公害車の燃料供給（充填）設備に対する固定資産税の軽減措置は平成25年3月末をもって期限切れとなるが、次世代自動車である燃料電池自動車（水素自動車）、天然ガス自動車の普及に欠かせないインフラであり、制度の延長をすべき。

地球環境問題への取組みは、世界共通の喫緊の課題であり、自動車分野でも環境対応車の開発・本格普及に向けた競争が激化しているが、日本が環境技術で世界をリードし、他国に先駆けて環境対応車を本格普及させるためには、燃料供給設備をはじめとするインフラ整備が不可欠。

また、2020年までに次世代自動車の割合を新車の2台に1台にする政府目標を達成するためにも、燃料供給設備の普及を支援することにより、低公害車の普及促進を図る必要がある。

措置の延長により、燃料供給設備の増加が期待され、これにより燃料電池自動車等の普及拡大に繋がる。

- ・ 水素充填設備 16ヶ所（平成23年12月現在）
- ・ 天然ガス充填設備 283ヶ所（平成23年11月現在）

⑥負担金工事等により取得した鉄道施設に対する固定資産税の特例措置

【理 由】

- ・ 負担金工事については、法人税法では圧縮記帳が認められているが、地方税法では認められていない。負担金工事等により取得した鉄道施設についても特例措置の新設を要望する。駅前再開発事業・区画整理事業などに伴い、駅舎を新築・増築・改築、駅の橋上化が計画され、建設費用は地方自治体からの負担金工事で行われる。利用者は利便性の向上が図られるが、鉄道事業者は固定資産税および都市計画税、不動産取得税等の負担が増えることとなる。このような条件下で取得した鉄道施設についても特例措置の適用を要望する。

⑦道路占用料に係る課税の特例

【理 由】

- ・ 道路に設置する電柱等の償却資産について、固定資産税の他に道路占用料という2種類の道路使用対価を支払う状態のため、当該資産を道路占用料の対象外とするよう要望する。

⑧サービス付き高齢者住宅の特例の延長

【理 由】

- ・ 固定資産税（５年間２／３減額）、割増償却（耐用年数35年以上40％）不動産取得税の特例の床面積要件の緩和を要望する。

⑨市街地再開発事業の特例の延長

【理 由】

- ・ 市街地再開発事業を促進するために、従前権利者が取得する権利床の固定資産税を軽減（居住用３分の２に減額等）。

⑩新規製造車両に係る特例措置

【理 由】

- ・ 環境にやさしい鉄道利用促進および省エネルギーに資する新造車両への代替を行うため、排出ガス規制・バリアフリー環境整備・低炭素化を推進するなどの社会的責任や要望を果たすべく既存車両の入替えを行っている。現在、一部線区で使用している通勤型車両については製造から半世紀を経過している。これまで車体更新などリニューアル工事を施行してきたが、老朽化が著しい状況となっており代替整備が急務となっている。安全性・快適性および輸送サービスの向上ならびに環境負荷の低減のため、省エネルギー性に優れた車両への代替を推進できるように本特例措置の期限を延長することを要望する。
- ・ 大都市における通勤・通学混雑緩和、老朽車両の代替による利便性の増進、省エネルギー化等のため、新造車両の導入を図ってきたところであるが、依然として国鉄時代から承継した車両が多数残存しているのが実情である。そのため、引続き新造車両の導入を進めていくことが必要であり、収支状況が厳しい折、当該特例措置を延長して頂きたい。（省エネルギー等に資するものであります。）

⑪コージェネレーション設備取得に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

【理 由】

- ・ コージェネレーションシステムは需要地で発電し、発電する際に発生する廃熱を有効利用する分散型システムであり、省エネ性（省化石燃料）、省CO₂、発電コストの最適化、電力需給対策・セキュリティなどの点から、社会的導入意義が認められている。新たなエネルギー基本計画策定の議論が行われている「総合資源エネルギー調査会基本問題委員会」の中でも2030年の電源構成に関する選択肢のいずれにおいても発電電力量の15％（約1,500億kWh）となることが想定されている。

このように、コージェネレーションシステムは、熱と電気の一体利用や廃熱の有効活用による省エネルギー・省CO₂に貢献し、また、発電機として電力需給対策、電源セキュリティの向上に貢献することから、固定資産税の課税標準の特例措置をはじめ、あらゆる政策手段を通じて、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。

⑫電気通信事業に係る償却資産の課税標準の特例措置の創設

【理 由】

- ・ 社会生活に不可欠なインフラである電気通信サービスについては、その公共性を鑑み、電気通信事業者が新設した電気通信設備等に係る特例措置として、公共事業等に対する課税標準の特例と同様に、適用期限を設けず課税標準の特例を要望する。例えば、当該サービスは東日本大震災時に安否確認・災害情報の提供等において重要な役割を果たしたものであり、課税標準の軽減等により自己資本の充実を図り、将来の通信インフラ構築に充当させることで、大規模災害時においても継続したサービスを提供するためにも、特例措置の創設が必要であると考ええる。

(4) その他

①公益法人関係税制の整備

旧制度における公益法人等が一般社団法人・一般財団法人に移行する場合、これらの図書館、博物館等の施設に対する平成26年度分以降の固定資産税等については、収入規模に関わりなく非課税とする等、適切な措置を講じることを要望する。

【理 由】

- ・ 平成20年度税制改正では、公益法人制度改革関連法に対応するため、公益法人関係税制が整備され、同法に定める公益社団法人・公益財団法人や、一般社団法人・一般財団法人のうち共益的活動を目的とする法人等について、収益事業課税を適用する等の措置が講じられた。このなかで、固定資産税等に関しては、公益社団法人・公益財団法人の施設について、旧民法第34条にもとづく社団法人・財団法人と同様の非課税措置が講じられるとともに、一般社団法人・一般財団法人に移行した法人の既存の施設（図書館、博物館等）についての非課税措置が平成25年度まで継続するとされているが、平成24年度税制改正において、平成26年度以降の当該非課税措置の対象は、非営利型法人であって、遊休財産額が一定の基準を満たすもののうち、年間収入額5,000万円以下のものに限ることとされた。

公益法人制度改革の目的は、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与すること等であり、公益的な性格からこれまで非課税措置が講じられてきた施設の性格に、本来、何らの影響を及ぼすべきものではなく、新制度に円滑に対応できるようにする必要がある。

②申告、納税手続きの簡素化

【理 由】

- ・ 複数の市町村に固定資産を有する企業については、その市町村ごとに納付期限、分割回数、報奨金制度、納税通知書様式等が区々であり、納税及び申告書作成等に膨大な事務処理稼働を要していることから、制度の統一化や市町村を包括する都道府県が徴収等を実施する等の制度の簡素化を要望する。

V 不動産取得税・特別土地保有税・都市計画税・軽油引取税

(1) 不動産取得税

①不動産取得税の廃止

【理 由】

- ・ 不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっている。
不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望する。

②破綻保険会社から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の恒久化

破綻保険会社から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置を恒久化すること、少なくとも措置期間を延長することを要望します。

【理 由】

- ・ 保険会社の経営が破綻した場合のセーフティーネットとして、平成10年12月に保険業法に基づき保険契約者保護機構（以下、保護機構）が創設されました。その後、平成12年6月には破綻処理の迅速化・多様化を図るため、救済会社が現れない場合の対応として保護機構の出資により設立された子会社（以下、承継保険会社）による保険契約の承継を可能とする措置や協定銀行との間で資産買取りの委託契約に関する協定を締結する措置が設けられている。
また、破綻保険会社からの保険契約の移転に伴い土地等を取得した承継保険会社・協定銀行に対しては、不動産取得税、特別土地保有税が課税されない措置が設けられているが、これらの非課税措置の適用期限は平成25年3月末までとなっている。しかしながら、破綻保険会社からの承継保険会社・協定銀行の土地等の取得は、形式的な所有権の移転であること、本非課税措置は、破綻保険会社の保険契約の移転等を円滑に進め保険契約者保護を図るための制度であることから、恒久的措置とすること、少なくとも措置期間を延長することを要望する。
- ・ 損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破たん保険会社等の資産を買い取り、その買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられている。
破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、平成24年度末まで非課税とする経過措置が設けられているが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考ええる。

③不動産売買契約書の印紙税の特例の延長

【理 由】

- ・ 住宅の取得を支援するために住宅の保存登記や移転登記の登録免許税を軽減（移転登記：本則2%→特例0.3%）。

④Jリート等の流通税軽減

【理 由】

- ・ 不動産証券化の推進のためにJリート及びSPCが不動産を取得する場合の登録免許税や不動産取得税を軽減。改正不動産特定共同事業法の特例事業者（SPC）への特例の創設。

⑤不動産証券化を促進するための特例措置の延長

【理 由】

- ・ ○特定目的会社および投資法人等の不動産を取得する際の不動産取得税の特例措置について適用期限（平成25年3月末）を延長することを要望する。

○特定目的会社および投資法人等が不動産を取得する際の所有権移転登記に係る登録免許税の特例措置についても適用期限（平成25年3月末）を延長することを要望する。

○不動産証券化はリスク分散・管理のために極めて有効な手段であると同時に、一般企業や内外投資家に対して多様な資金調達手段や投資商品の選択肢を提供するものである。こうした観点から、平成10年に資産流動化法が施行され、さらに平成12年には、運用対象の拡大等を目的に同法および投資信託法の改正が行われた。

○同様に、税制面においても、特定目的会社および投資法人等の不動産取得に係る不動産取得税等を軽減する特例措置が講じられている。

○証券化不動産の受皿にすぎない特定目的会社および投資法人等に担税力はなく、課税は直ちにこれらが発行する証券の利回り低下をもたらし、不動産証券化を阻害することになる。経済活性化の観点から、不動産証券化の促進が求められるなか、そのツールである特定目的会社および投資法人等の税負担は、極力軽減されることが必要である。

⑥不動産投資法人等に係る不動産取得税及び登録免許税の軽減措置を延長すること

【理 由】

- ・ 平成12年の法改正により不動産を主たる投資対象とする投資法人を組成することが可能となった。現在、35銘柄が市場で取引されており、我が国不動産取引の主流の一つとしても認知されつつある。

しかしながら我が国の不動産市場はリーマンショック以降、買い手であった外国人投資家が資金を引上げたこと等から、低迷が続いており、路線価等、価格も一部には下げ止まり傾向が見られるものの依然として低迷している。本年5月には4年半ぶりでの新規上場が実施され、公募増資等の資金調達も再開される等、一部には明るい基調が見られるものの、引き続き、実物不動産の時価に先行して動くといわれている東証REIT指数は平成20年10月に1,000ポイントを下回って以来、一時的に回復する局面もあったものの現状でも1,000ポイントに達しておらず回復したとは言い難い状況である。このため投資法人に対する政策面からの支援は、我が国不動産市場の回復にとって重要である。

(2) 特別土地保有税不動産取得税

【理 由】

- ・ 特別土地保有税は土地の有効利用の促進と投機的な土地取引を抑制する目的で創設された税制である。鉄道事業基本計画により将来線路増設を行う目的で取得した土地について、これを課税対象地として一律に扱うことは当該土地が将来は鉄道用地として有効に使用することが予定されている以上、法で縛る課税目的にそぐわないと考えられる。当該土地の買収にあたっては租税特別措置法第33条に定められている「収容交換等の場合の譲渡所得等の特別控除」の適用を受けている。なお、線路増設工事は駅間等一定の区間の工事が一斉に竣工して初めて鉄道事業の用に供することが可能となる。平成17年の地方税法改正により猶予期間が最長10年となったが、以上の事情を鑑みて、将来線路増設用として先行取得した用地に関しては、課税猶予期間の制約を撤廃または延長を要望する。

(3) 都市計画税

都市再生促進税制の延長

- ・ 都市再生を引き続き強力に推進するために、都市再生緊急整備地域内における民間都市再生事業を支援（建物の登録免許税、土地・建物の不動産取得税、共用施設等の固定資産税を軽減、5年間50%の割増償却）。

(4) 軽油引取税

軽油引取税に係る免税措置の復活

【理 由】

- ・ 特例利用率が低いこと及び免税額が経営規模に比して僅少であることを理由として、電気通信事業者については軽油引取税の課税免除措置の対象外とされたが、電気通信事業の公共性の高さ及び東日本大震災の発生以降、災害や大規模停電時に通信を守るための電源設備の重要性が従来以上に高まっている状況を踏まえ、電気通信設備の電源用に使用するための軽油を免税とする、本措置について復活を要望する。

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し

【理 由】

- ・ 本年10月1日から施行されることとなった地球温暖化対策のための税については、東日本大震災後のエネルギー政策全体の見直しを行い、その方向性を示したうえで、新しい枠組みの中での位置づけや経済や雇用への影響を明らかにし、同税の必要性を再確認すべきである。

また、今夏を含めた短期的なエネルギー需給では、殆どの原子力発電が停止状態となり、電力の逼迫とともに火力代替に伴う燃料コストの増加や再生可能エネルギーの全量買取制度等による電気料金の上昇が懸念されている中、低廉で安定的な電力を確保することが最優先課題となっている。そのためには火力発電を最大限に活用せざるを得ないにもかかわらず、十分な検討を行わないまま石炭、LNG、石油等の化石燃料への課税を強化すべきではなく、震災復興、経済回復への足かせともなる地球温暖化対策税については、廃止、または税率引き上げに当たっての弾力的な対応等、抜本的な見直しが不可欠である。
- ・ 地球温暖化対策のための税については、その必要性、妥当性等を国民的議論が行われている「革新的エネルギー・環境戦略」の決定を踏まえて再度検証するとともに、経済・雇用等への影響を提示し、国民の理解と納得を得るプロセスが不可欠である。

化石燃料へのさらなる課税は、ただでさえ、火力発電への依存度の高まりに伴う燃料コストの増加に加え、再生可能エネルギーの全量買取制度等による電気料金の上昇に一層拍車をかけるものであり、結果として震災復興、経済回復への足かせとなる。
- ・ 「地球温暖化対策のための税」については、本年10月1日から施行されることになったが、現在、国民的議論が行われている「革新的エネルギー・環境戦略」の決定を踏まえ、同戦略を推進する手段としての当該税制の必要性、妥当性等を再度検討するとともに、その導入による経済・雇用への影響を提示し、国民の理解と納得を得るプロセスが不可欠である。また、今夏を含めた短期的なエネルギー政策においては、低廉で安定的な電力を確保することが最優先課題であるものの、現在、殆どの原子力発電が停止状態にある中、昨年にも増して、火力発電を最大限に活用せざるを得ず、エネルギー政策とし、石炭、LNG、石油等の化石燃料の使用増加を進めなければならない状況にある。こうした状況下、化石燃料への更なる課題は、ただでさえ、火力代替に伴う燃料コストの増加や再生可能エネルギーの全量買取制度等により電気料金の上昇が懸念される中、その傾向に拍車をかけるものであり、結果として、震災復興、経済回復への足かせとなることから、地球温暖化対策のための税の廃止、または、税率引き上げに当たっての弾力的な対応等、抜本的な見直しが不可欠である。
- ・ 地球温暖化対策税の導入により、当業界は国際競争力がさらに低下することとなる。その結果、過去大幅に省エネを実現しているわが国の生産品が減少し、エネルギー効率の悪い海外生産品が増えるため、地球規模ではCO₂排出量が増加するおそれがある。また地球温暖化対策税は、必ずしもエネルギー需要抑制につながるとは限らず、CO₂排出削減が確実に保障されるものではない。

原発事故により、電気料金を初めエネルギー価格の上昇が確実の中で、地球温暖化対策税創設により、新たな追加のコスト負担を企業に強いることは、その経営体力を著しく阻害する。今後新たに策定されるエネルギー基本計画の下、企業のエネルギー負担を考慮した上で、地球温暖化対策税を見直し、他のいくつかのエネルギー政策の枠組みの中から、地球温暖化対策税に代わる政策を考えるべきである。

(2) 環境負担削減へのインセンティブ

- ①石油石炭税における「鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭」の恒久免税化

【理 由】

- ・ 鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本体的に非課税とすべきものである。平成24年度税制改正では、原料炭免税の適用期限について、従来の2年毎から「適用期限について、当分の間、延長する。」とされたが、実的に免税措置が継続することとなるものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えない。
- ・ 鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。本年3月30日に成立した「平成24年度税制改正法案（「租税特別措置法の一部を改正する法律案」）」では、原料炭免税の適用期限について、従来の2年毎から、「適用期限について、当分の間、延長する。」とされ、本来あるべき姿に向けて一定の前進は見られた。「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することになるものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とはいえず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

Ⅱ 自動車・船舶税制

(1) 自動車重量税及び自動車取得税の廃止

【理 由】

- ・ 自動車取得税は道路特定財源の一般財源化により課税根拠を喪失しており、また税体系上も自動車取得税は消費税と二重課税であり、廃止すべきである。自動車取得税を存続したまま消費税が10%引き上げれば、自動車購入時の負担は15%にものぼり購入意欲が著しく阻害される。これにより国内販売は致命的な打撃をもたらし、国内生産や雇用の維持が一層困難になる。わが国経済へ深刻な影響を及ぼすため、廃止すべきである。
- ・ 自動車重量税は道路特定財源の一般財源化により課税根拠を喪失しており、また税体系上も自動車重量税は自動車税と二重課税であり、廃止すべき。自動車には取得・保有・走行の各段階で9種類もの税金が課せられ複雑・過重である。消費税が引き上がると保有時の税負担は軽減されず自動車購入意欲は著しく阻害される。これにより国内販売は致命的な打撃をもたらし、国内生産や雇用の維持が一層困難になる。わが国経済へ深刻な影響を及ぼすため、廃止すべきである。

(2) 自動車税のグリーン化の拡充

【理 由】

- ・ かねてより、不合理・不公平な自動車取得税・自動車重量税の廃止を強く要望しているが、両税が廃止された後も、環境性能に優れた自動車の普及促進に資するインセンティブは不可欠である。
- ・ 政府は「2020年までに新車販売に占める先進環境対応車の割合を積極的な支援を前提に80%にする」との目標に挙げている（次世代自動車戦略2010）が目標達成を加速・確実なものとするためにも自動車税のグリーン化の拡充が必要である。
- ・ 先進環境対応車の一つに位置付けられているにもかかわらず、グリーン化特例が適用されていないクリーンディーゼル自動車を対象に追加すべき。

(3) トン数標準税制の外国籍船への適用をさらなる拡充

【理 由】

- ・ 諸外国との競争条件のイコールフットイング。税のコンバージェンス。トン数税制のメリットを船籍に関係なく享受する外国企業と競争していくためには日本においても同等の税制が必要不可欠である。海洋国家と言える国でトン数税制適用対象を自国籍船（及びそれに準ずる船舶）に限定している国はない。また、船籍区分の処理が煩雑で事務負担も大きい。

Ⅲ 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化

【理 由】

- ・ 平成23年税制改正案に織り込まれていた納税者権利憲章を法制化すること、特に以下項目を要望する。
- ・ 納税者の権利利益の明確化及び法制化
- ・ 国税庁に求められる役割・行動、国税庁の使命と税務職員の行動規範についての策定と法制化
国税通則法を改正し、納税者の権利利益や国税庁に求められる役割・行動、及び国税庁の使命と税務職員の行動規範について法制化することにより税務執行の透明化を促進していただきたい。

(2) 更正の請求期間の延長

【理 由】

- ・ 更正の請求をすることができる期間を9年以内（現行5年以内）とすること。また、後発的理由による請求期間の特例については、1年以内（現行2ヶ月以内）とすること。
納税者の権利確保の観点から、更正等の期間と整合させるべきである。

(3) 電子申告・納税システム

①電子帳簿保存の適用範囲拡大・要件緩和

【理 由】

- ・ 現行法制では、電子帳簿保存の適用範囲・要件が厳格すぎるため、適用できる企業は極めて少ない。電子帳簿保存を適用しやすくなるよう、企業の行動実態に則して、適用範囲の拡大・要件緩和を要望する。（例えば下記のような事項）・適用対象の契約書・領収書等の金額上限（現行3万円）の撤廃もしくは引き上げ・文字の認識に関する要件（現行4pt）の緩和
- ・ 法人税申告書については、電子申告を行う際には、電子署名及び電子証明書の添付によって本人性の確認を行うこととなっている。しかし、代表者・経理責任者の変更があった場合、電子証明書取得の事務処理に時間を要するので、電子申告においては旧代表者・責任者による仮申告が可能な措置を要望する。
- ・ 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存については、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下、電子帳簿保存法）および同法施行規則において、カラスキャン、所轄税務署長の承認、タイムスタンプ、「認定認証事業者」による電子署名等、他の法令に比較して厳しい要件が課されており、タイムスタンプ、電子署名にかかるコストが大きいものとなっている。

また、ある法令により電磁的記録による保存が認められている書類が国税関係帳簿書類にも該当する場合、結果として電子帳簿保存法上の電磁的記録による保存の要件を満たさなければならない、文書の電磁的記録による保存が阻害される要因となっている。例えば、保険業法で保存義務が課せられている申込書、請求書等の書類が法人税法で保存義務が課せられている国税関係帳簿書類にも該当する場合、電磁的記録による保存を行うためには保険業法上の保存要件を満たすだけでなく、電子帳簿保存法上の保存要件をも満たす必要がある。一般的に電子帳簿保存法上の保存要件は厳格であり、保険業法上の保存要件を満たすことができたとしても、電子帳簿保存法上の保存要件を満たすことができず、結果として、法人税法で定められた7年間の保存期間は書類での保管とせざるを得ず、書類の保管コストが大きくなっている。

カラスキャン、タイムスタンプおよび電子署名の代替措置として、経済産業省の文書の電磁的保存等に関する検討委員会報告書（以下、「e-文書法ガイドライン」）や他の主務省令で規定する電磁的記録の保存要件および電子帳簿保存法施行規則第8条の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件における電子署名、タイムスタンプの代替措置を満たすことで、電磁的記録の公証力を担保できると考えられることから、電子帳簿保存法および同法施行規則において、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存要件からカラスキャン、タイムスタンプ、「認定認証事業者」による電子署名の要件を除き、「e-文書法ガイドライン」に

記載された見読性、完全性、機密性、検索性の要件を満たす他の方法による保存についても認められることを要望する。

- ・ 電子帳簿保存法の保存要件に対応するために要するシステム関連費用等の負荷が重いことから、要件を緩和すること（具体的にはシステムの検索機能についての要件緩和を要望する）。

②電子申告の一斉（強制）導入

【理 由】

- ・ 事務処理効率化等の観点から、地方自治体における電子申告の一斉（強制）導入を要望する。

③法人向けの電子申告についても特別控除の導入

【理 由】

- ・ 所得税同様、法人向けの電子申告についても特別控除の導入を要望する。

④eTAX導入の効果検証及び活用拡充

【理 由】

- ・ 納税者番号制度導入とあわせて、抜本的な効率化を実施すべきである。

(4) マイナンバー制度の導入

①マイナンバー制度に関する制度設計の適切な実施

【理 由】

- ・ 現在、我が国においてマイナンバー（社会保障・税番号）を導入し、平成27年1月から税分野においてマイナンバーを利用すること等が検討されている。また、平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において、税務署長に提出すべき法定調書の記載事項に保険金受取人のマイナンバー等を追加することとされている。

生命保険会社は、現行の所得税法等に基づき、例えば、生命保険契約の一時金の支払額が100万円を超える場合や生命保険契約の年金の支払額が20万円を超える場合等に、法定調書提出義務者として毎年多数の法定調書を税務署長に提出している。

このような実態を踏まえ、マイナンバー制度の設計にあたり、生命保険会社および生命保険会社から委託を受ける事業者が、保険金受取人等への支払に係る法定調書を税務署長に提出する業務を円滑に行うことができるよう、事務・システムの開発負荷や導入・維持管理コストに配慮いただき、適切に制度設計がなされることを要望する。

- ・ マイナンバー制度の導入に当たって、税制の見直しを含む具体的な制度設計や実務の詳細な検討を行う際は、関係者である金融機関との事前協議を行い、十分な準備期間の設定等を含め、金融機関が実務面でも対応可能な制度設計とすることを要望する。

マイナンバー法案では、制度導入当初のマイナンバー制度の利用範囲を税分野等の行政手続に限定することとされているが、利用者と金融機関との双方の利便性向上に資するかたちで、民間分野においても幅広く活用されることが期待される。

社会保障と税の一体改革等の議論において、税制全体の抜本改革を検討するに当たっては、消費税の仕入税額控除のあり方等の見直しを含め、適切な税制の構築を検討することが必要である。

- ・ 税制抜本改革の実現のためには、その執行の基盤として、番号制度の導入が不可欠である。
「社会保障・税に係る共通番号制度」については、社会保障制度の見直しと併せて検討を進め、今秋以降可能な限り早期に国会への法案提出を目指すこととされており、個人情報管理等にも配慮しながら、着実に推進していく必要がある。

税負担の公平性の確保、税務行政の効率化、高度化の推進のためにも、納税と社会保障の一元的管理を推進し、国民と企業が着実に義務を果たしつつ、公正に公的サービスを受けるための基盤として、番号制度を早期に導入・整備が求められる。